

蟹江町文化財保存活用地域計画

蟹江町

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 序章 | 1 |
| 1. 計画作成の背景と目的 | 1 |
| 2. 地域計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画期間..... | 9 |
| 4. 計画の進捗管理と自己評価の方法 | 10 |
| 5. 本計画における文化財の定義 | 10 |
| 第1章 蟹江町の概要..... | 13 |
| 1. 自然的・地理的環境 | 13 |
| 2. 社会的環境..... | 22 |
| 3. 歴史的背景..... | 34 |
| 第2章 蟹江町の文化財の概要 | 39 |
| 1. 指定等の文化財..... | 39 |
| 2. 未指定文化財..... | 42 |
| 3. 地域ごとの文化財の特徴..... | 44 |
| 4. 類型ごとの文化財の概要と特徴 | 47 |
| 第3章 蟹江町の歴史文化の特徴..... | 55 |
| 第4章 文化財の保存・活用に関する現状 | 61 |
| 1. 文化財の保存・活用に関する現状 | 61 |
| 2. 町民の文化財に対する意識の現況..... | 67 |
| 第5章 文化財の保存・活用に関する将来像 | 69 |
| 1. 文化財の保存・活用に関する将来像 | 69 |
| 2. 将来像を実現するための方向性 | 70 |
| 第6章 文化財の保存・活用に関する課題と方針..... | 71 |
| 1. 文化財の保存・活用に関する課題 | 71 |
| 2. 文化財の保存・活用に関する方針 | 72 |
| 第7章 文化財の保存・活用に関する措置 | 75 |
| 第8章 関連文化財群..... | 87 |
| 第9章 文化財保存活用区域..... | 109 |
| 第10章 文化財の防災・防犯 | 125 |
| 1. 防災・防犯の現況と課題..... | 125 |
| 2. 防災・防犯の方針と措置 | 125 |
| 3. 防災・防犯の推進体制 | 128 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第11章 文化財の保存・活用の推進体制 | 129 |
| 資料編 | 133 |
| 1 計画の作成の体制・経緯 | 135 |
| (1) 作成の体制 | 135 |
| (2) 作成の経緯 | 137 |
| 2 蟹江町の文化財一覧 | 141 |
| (1) 指定等文化財の一覧 | 141 |
| (2) 未指定文化財の一覧 | 142 |
| 3 参考資料 | 155 |
| (1) 参考文献等 | 155 |

序章

1. 計画作成の背景と目的

蟹江町は、木曾川下流域のデルタ地帯に位置し、伊勢湾に注ぐ木曾三川によって運ばれた土砂や人々の干拓等により、土地が少しずつ形成されてできたまちです。町内を河川や水路が血管のように巡り、豊富な水や水運、水産物等水の恵みをうけ、水郷のまちとして発展を続けてきました。現在も、低く平らな土地を緩やかに流れる6本の川や、川沿いの街並み等、河川によって形成されたまちの名残を感じることができます。南部には新田開発で開拓された水田が広がり、名古屋から電車で10分という立地にありながら、現在ものどかな景観を楽しめます。

中世は富吉荘^{とみよし}という荘園の一部として北部の須成^{すなり}地区を中心にまちが形成され、寿永元(1182)年に造立された蟹江山常楽寺^{りゅうしやういん}龍照院の本尊「木造十一面観音立像」、室町時代の建築様式を残す「富吉建速神社本殿」^{とみよしたけはやじんじや}および「八劔社本殿」^{はちけんしや}は、国の重要文化財に指定されています。さらに、平成24(2012)年に重要無形民俗文化財となった須成祭も、富吉建速神社・八劔社の祭礼として400年余りの歴史があるとされています。他にも蟹江城址や蟹江合戦、独自の祭り文化、川の恵みを活かした食文化や醸造業等、多くの文化財であふれています。

平成28(2016)年には、須成祭^{すなりまつり}が「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録され、これを契機に、当町では町民の文化財に対する意識が高まってきています。さらに、令和元(2019)年には町制施行130周年を迎えたことにより、全国でも最も古い町の一つとして知られるようになり、町の歴史への関心も深まってきています。

一方、我が国の文化財を取り巻く状況を見ると、行事・祭礼・芸能等無形文化財の担い手不足、有形文化財における日常的な維持管理機能の低下、周辺環境の継承が困難、産業として成立しない伝統技術の後継者不足といった、少子高齢化や人口減少に起因する課題が多くみられるようになってきています。

当町では、町制施行以来人口は増加の一途をたどってきましたが、少子高齢化による文化財の保存・活用の担い手不足の傾向は出始めており、さらに近年は人口も横ばい傾向にあって、今後減少傾向に転ずることも避けられない可能性があります。これまで地域住民によって保存されてきた文化財も、単に保存するだけでなく、それらを活用してその魅力を町内外にアピールする等、新しい価値の創造なくしては、その保存や継承が危惧される状況になってきています。また、地域の誇り、歴史等次世代に伝承していくものを広く文化財として捉えれば、単に国や県、町といった行政機関が指定したものだけではなく、生活文化や娯楽等も含めて、文化的価値が高く、地域の誇りとなりうる文化財は豊富にあると考えられます。このような未指定の文化財については、その価値が十分に認識されておらず、また、保存・活用に向けた支援も十分ではないため、開発等によって喪失してしまう恐れもあります。

「蟹江町文化財保存活用地域計画(以下、「本計画」といいます)」は、このような町民の大切な資産である文化財を調査・整理し、課題を解決しながら指定等がされていない文化財も含めて保存・活用し、その価値と魅力を多くの町民が共有し、大切に使いながら将来に継承していくことを目指しています。歴史や文化財を通して、町民にも来訪者にも魅力あるまちづくりを進めるためのマスタープランであり、かつ歴史や文化財を保存・活用していくための今後の具体的な取組みを含めたアクションプランと位置づけて作成します。そして、このアクションプランに基づき町民や町内団体、事業者と連携しながら事業を実施していきます。

2. 地域計画の位置づけ

全国的に、過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となり、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。こうした状況のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30(2018)年に文化財保護法が改正されました。

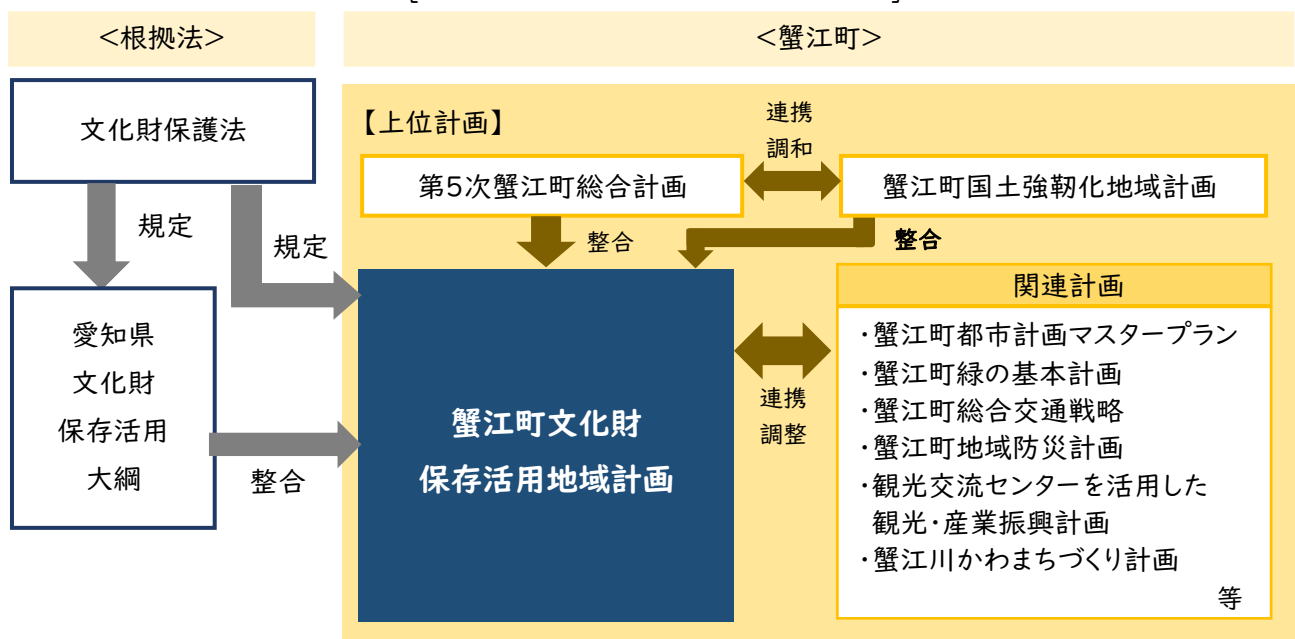
この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定等が新たに制度化されています。

文化財保護法第183条の3第2項には、計画に関する記載事項として、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する基本的な方針」、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用を図るために講ずる措置の内容」、「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」、「計画期間」、「その他文部科学省令で定める事項」等を盛り込むことが定められています。

(1) 計画の全体的な位置づけ

本計画は上位計画である「第5次蟹江町総合計画」が示す町の将来像と方向性を踏まえ、愛知県文化財保存活用大綱の示す方向性や関連する他分野の計画等との整合を図り、今後の町内の文化財の保存・活用に関するマスタープラン及び具体的なアクションプランを定めるものです。

[町文化財保存活用地域計画の位置づけ]



(2) 愛知県文化財保存活用大綱(策定年月:令和2(2020)年9月 計画期間:なし)

愛知県では、県内の文化財について、その保存・活用の基本的な方向性を明確にし、県と市町村等が各種の取組みを進めていく上での共通の基盤とするため、令和2(2020)年9月に、文化財保護法第183条の2に規定する「愛知県文化財保存活用大綱」を策定しました。

大綱では、地域に支えられてきた有形・無形の文化財と先端産業が補完し合い「豊かな生活」を支えるとともに、「文化財を守り、伝え、生かし、人々の暮らしの中に歴史・文化と未来が共存する県」を目指すべき将来像としています。そして、広域自治体として各市町村がそれぞれの地域の歴史的、文化的特徴を活かした文化財の保存と活用を図ることができるよう、文化財に係る各種計画等の策定の支援を行うほか、市町村への情報提供や国と各市町村の調整、文化財の保存・活用方法等、県職員による助言や現地指導も行いながら様々な場面で支援を行う方針を定めています。

(3) 町の上位計画

■第5次蟹江町総合計画

(策定年月:令和3(2021)年3月 計画期間:令和3(2021)~令和12(2030)年度)

総合計画とは、概ね10年の長期的な展望のもと、当町のまちづくりに係る基本理念や将来像を示すもので、行政運営の基本となる蟹江町の最上位計画です。第5次蟹江町総合計画では、全国的に人口減少、少子・高齢化社会が本格化する中で、将来像を「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江」と掲げ、当町の長所である都市圏とのアクセスの良さや水辺環境をはじめとする豊かな自然、人との温かいつながり等をいかしながら時代のニーズに合わせて課題を解決し、計画的かつ持続的な地域経営を展開していくことが示されています。

当町は令和元(2019)年には町制施行130周年を迎えた全国で最も古い町の一つであり、その魅力は、歴史、文化、水郷、利便の良さ等豊富にあります。歴史に培われた自然と人の営み、人と人との温かいつながり等、あらゆる観点から暮らしやすい粋な魅力を備えています。将来像の「粋」には「人情の表裏に通じている」という意味があり、究極の粋は「みんなのために生きる(行動する)」ことである、という意味がこめられています。

機械化や情報化等科学技術の進歩に伴い、人々の生活行動様式や価値観、社会経済環境が変化し、相互の関係が希薄になっている今日にあって、当町の魅力を高めながら個性を伸ばし、人や社会を思いやることのできる「粋な蟹江」を目指します。

この将来像を実現するため、文化財に関連する諸施策は以下のように示されています。

| 分野 | 基本施策 | 単位施策 |
|----------------------------------|-------------|----------------------------|
| 【教育・文化】 2「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくり | 2-3 歴史文化の継承 | (1)歴史文化の継承 (2)歴史文化資源の活用 |

[単位施策]

| | | |
|------------|-----------|---|
| (1)歴史文化の継承 | 歴史文化資源の保存 | ①町内にある史跡や古い建造物、史料等の歴史資料、祭りや年中行事、郷土料理等の伝統文化、郷土に縁がある偉人等についての情報を掘り起こし、調査研究を行い、発信することで、町民の歴史文化への意識を高めます。 ②歴史民俗資料館の収蔵資料の保全に努めるとともに、地域にある文化財について適切に管理ができるよう、国や県、関係機関と協力して補助や指導を行います。須成祭をはじめとする伝統文化の継承を支援し、次世代へつなげます。 |
|------------|-----------|---|

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| (2) 歴史文化資源の活用 | 1) 歴史文化資源の普及・活用 | ①地域の歴史資料を活用した「古文書を読む会」や現地で歴史文化を学ぶ「かにえ地域学」講座、「郷土体験学習会」等、資料館事業において教育普及活動を積極的に行い、歴史文化についての町民の理解を深めます。 |
| | 2) 文化財の保存活用の推進 | ①町内のさまざまな文化財資源について把握し、次世代への継承や災害からの保全、学習や観光、地域活性化等に生かすための計画書を作成し、文化財保存活用についての取組みを強化します。 ②歴史民俗資料館の設備の充実を図るとともに学芸員の専門的知識を生かし、歴史文化資料を適切に保存・活用します。須成祭マイスター養成やガイドボランティアへの情報提供、文化財所有者や保護団体への指導等を行い、歴史文化を継承する人材を育成します。また、観光交流センター等の観光産業関係機関との連携を図り、活用につなげます。 ③歴史文化資源に関する情報を広く発信することで蟹江町の知名度を高めます。町内の文化財等が活用できるように、文化財資源の整備や資料提供等を行います。地域住民が伝統行事や文化財を通じて郷土に愛着や誇りを持つことを促し、文化財を生かした地域活性化のための活動を支援します。 |

さらに、第5次総合計画「基本計画 第2期総合戦略(重点戦略)」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組みを推進するにあたり、「誰一人取り残さない」持続可能な開発目標(SDGs)^{*}の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組みの一層の推進につなげることができるとしているため、当町においてもSDGsの要素を総合戦略に取り込み、地方創生の推進を図ることが位置づけられています。

このうち、文化財の保存・活用を推進することは、SDGsの17のゴールのうち、以下のゴールとも関連しており、持続可能な開発目標の達成に寄与するものであります。



目標4.すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標11.包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

^{*}持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals):平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17のゴール、169のターゲットから構成

■蟹江町国土強靱化地域計画

(策定年月:令和3(2021)年3月 計画期間:なし)

国全体の国土強靱化施策や愛知県による強靱化に関する施策と連携した取組みを推進し、国や県、他の県内市町村、民間事業者等との相互連携により、大規模自然災害が発生した際にも「強さ」と「しなやかさ」を備えた強靱な地域をつくりあげるため、当町の強靱化に関する指針を示したものです。当町の強靱化に関して、当町が有する様々な分野における防災・減災等の指針となり、第5次 蟹江町総合計画とならび、他計画の上位計画に位置づけられています。

| 施策 | 内容 |
|--------------|---|
| 歴史資源等の継承 | ○蟹江町に存在する歴史文化資源について、家庭や地域、学校や関係機関と連携して様々な場面で多世代による学習活動を行うことで地域への愛着を高め、地域財産として住民と協力して保存継承に努める。 |
| 文化財保全、活用の推進 | ○町指定、県指定、国指定、国登録文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成、蟹江町文化財保護指導委員を委嘱し文化財の保存(保管)状況の掌握に努め、自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置により被害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。 ○須成祭マイスター育成やガイドボランティアへの情報提供、文化財所有者や保護団体への指導等を行い、歴史文化を継承する人材を育成するとともに地域住民が伝統行事や文化財を通じて郷土に愛着や誇りを持つことを促し、文化財を活かした地域活性化のための活動を支援する。 ○町内の文化財等が活用できるように、文化財資源の整備や資料提供等を行い、観光交流センター等の観光産業関係機関との連携を図り、文化財を活かした地域活性化のための活動を支援する。 |
| 文化的街並みの保存・継承 | ○蟹江川両岸に形成された市街地では、蟹江城址等多くの文化財やその周辺に独自の景観が残されており、これらを地域の魅力と捉え、道路交通等の安全面に配慮しつつ、地域住民と協力し、歴史的な面影を活かして蟹江川とともに一体的な景観形成に努める。 |
| 歴史文化資源の保存 | ○町内にある史跡や古い建造物、史料等の歴史資料、祭りや年中行事、郷土料理等の伝統文化、郷土に縁がある著名人等についての情報を掘り起こし、調査研究を行い、発信することで、町民の歴史文化への意識を高める。 ○蟹江川両岸に形成された市街地では、蟹江城址等多くの文化財やその周辺に独自の景観が残されており、これらを地域の魅力と捉え、道路交通等の安全面に配慮しつつ、地域住民と協力し、歴史的な面影を活かして蟹江川とともに一体的な景観形成に努める。 |
| 歴史文化資源の普及・活用 | ○地域の歴史資料を活用した「古文書を読む会」や現地で歴史文化を学ぶ「かにえ地域学講座」、「郷土体験学習会」等、資料館事業において教育普及活動を積極的に行い、歴史文化についての町民の理解を深める。 ○町内のさまざまな文化財資源について把握し、次世代への継承や災害からの保全、学習や観光、地域活性化等に活かすための計画書を作成し、文化財保存活用についての取組みの強化を図る。 |

(4) 町の関連計画

① 蟹江町都市計画マスタープラン

(策定年月:平成8(1996)年3月※令和3(2021)年3月改定 計画期間:令和3(2021)~12(2030)年度)

令和2(2020)年度から概ね20年後の都市の姿を見据えた上で、令和12(2030)年度を目標年次として設定した当町の都市計画に関する基本的な方針を示したものです。社会情勢の変化や上位計画との整合性を図りつつ、これまでに進めてきた都市づくりの取組みを踏まえた上で、時代に合った新たな都市計画・都市づくりの方針を明らかにしています。

都市づくりの目標として、「人々が健康に暮らせるコンパクトな都市づくり」、「地域の住民と協力した安心・快適な地域づくり」、「広域的な交流・連携による魅力的な産業づくり」、「水・緑と共生したまちにも地球にもやさしい環境づくり」の4つを掲げています。

「河川景観軸」において、まちなかに潤いをもたらす貴重な自然であるとともに、水郷の里を演出するための資源として、各河川の特徴に応じた景観形成が位置づけられています。また、「その他の景観」として、公園、道路、河川、水路沿い等の各所での貴重な資源において、行政と地域が一体となって保全を図ることも位置づけられています。その他、地域別において、それぞれの地域の歴史文化を活かした方針が掲げられています。

② 蟹江町緑の基本計画

(策定年月:平成22(2010)年3月※令和3(2021)年3月改定 計画期間:令和3(2021)~12(2030)年度)

令和12(2030)年度を目標年次として、「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を理念として掲げ、当町の緑の現状を踏まえ、当町が有する地域特性をいかしながら、緑が持っている多様な機能を活用し、良好な都市環境の創出と、町の魅力向上を図っていくための方針を示したものです。「環境」「安全」「活力」「生活」「活用」の各分野の緑のあり方や緑づくりの方針を定め、施策の展開には、行政、町民、事業者等多様な主体と協働して取り組んでいくことが掲げられています。

| 分野 | 方針 | 単位施策 |
|----|---|---|
| 活力 | 景観・歴史資源をいかした緑化推進と水と緑のネットワーク形成による緑地空間の魅力向上 | ○蟹江川沿いを歴史軸、佐屋川沿いを景観軸として緑化を推進し、水郷のまちにふさわしい観光や交流ができる魅力ある緑地空間創りを推進していきます。 ○当町の特徴である河川と周辺緑地を一体的に利用できるようにした、水と緑のネットワークづくりを推進していきます。 ○公園緑地の活性化協議会を開催する等住民参画の場を設け、公園緑地の利便性向上や活用を図っていきます。 |

③ 蟹江町総合交通戦略

(策定年月:令和2(2020)年3月 計画期間:令和2(2020)～12(2030)年度)

来たる少子・超高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりに向けた交通環境を実現するために、公共交通や自転車といった環境にやさしく、誰もが利用できる交通手段を基本としつつ、利用者や公共交通事業者・行政等の関係者が連携して取り組むべき具体施策を取りまとめ、推進するための計画です。

| 基本方針 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 駅拠点の活力を創出する交通体系の整備 | ○利用者が多く、他市町村からも利用が多い近鉄蟹江駅をはじめとする各鉄道駅周辺を交通結節拠点とし、円滑な交通環境を確保すべく、駅を中心に周辺道路のネットワークを含めた都市機能拠点としての整備を進めます。 |
| 公共交通の利用を促進するサービスの充実 | ○公共交通の維持・活性化のため、利用者ニーズにあわせて、バス停・駅周辺の環境改善を進めます。また、既存の利用者だけでなく、新規利用者を獲得するためにも、公共交通の利用促進や潜在的なニーズを把握することで、公共交通が町民の交通手段となるべく促進します。 |
| 多様な交通手段に対応したやさしい公共空間の形成 | ○バスやタクシーといった多様な交通手段でファーストマイル/ラストマイルの移動を支えるためにも、様々な交通手段に対応し、気軽に移動することのできるようにまちづくりと連携した公共空間の形成を進めます。 |
| 道路整備等による防災機能の向上 | ○都市防災機能の向上を図るため、災害時の緊急輸送道路となる道路ネットワークの整備に取り組みます。また、防火帯や消火救護活動の支障となりうる狭あい道路の整備や対策を進めます。 |
| 産官学が連携した公共交通の利用促進 | ○町内の企業、学校と自治体が連携し、将来にわたる中長期的な利用者の確保と、公共交通に対する相互理解を深めることで公共交通の維持・活性化を図ります。 |

④ 蟹江町地域防災計画

(策定年月:平成29(2017)年4月※令和4年2月修正 計画期間:なし)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、蟹江町防災会議が作成し、災害発生時の応急対策や復旧等災害に係る事務・業務に関して総合的に定めた計画です。

<風水害等災害対策計画>

| 区分 | 町及び県(県民文化局)における主な措置 | |
|----------------|---------------------|---|
| 第3節 文化財保護対策 | (1)防災思想の普及 | ○文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。 |
| | (2)管理者に対する指導・助言 | ○管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護についての指導、助言を行う。 |
| | (3)連絡・協力体制の確立 | ○災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。 |
| | (4)適切な修理の実施 | ○適時、適切な修理を実施し、予測される被害を未然に防止する。 |
| 第3節 文化財保護対策 | (5)防火・消防施設等の設置 | ○自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。 |
| | (6)文化財及び周辺の関係整備 | ○文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。 |

その他、「文化財防災台帳」の作成や平常時、応急的、火災時の対応を示しています。

<地震・津波災害対策計画>

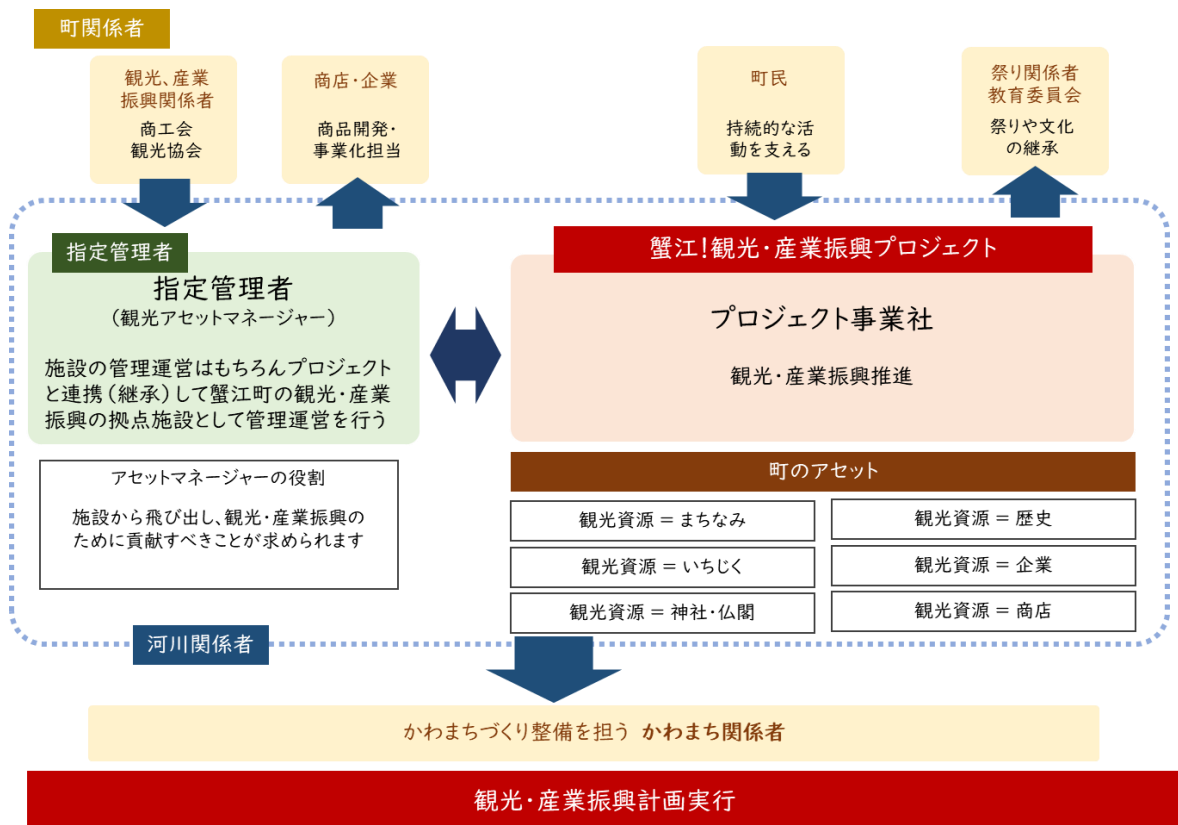
| 区分 | 町における主な措置 | |
|---------------|-----------------|---|
| 第4節 文化財の保護 | (1)防災思想の普及 | ○文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。 |
| | (2)管理者に対する指導・助言 | ○管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護についての指導、助言を行う。 |
| | (3)連絡・協力体制の確立 | ○災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。 |
| | (4)適切な修理の実施 | ○適時、適切な修理を実施し、予測される被害を未然に防止する。 |
| | (5)防火・消防施設等の設置 | ○自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。 |
| | (6)文化財及び周辺の関係整備 | ○文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。 |

その他、「文化財防災台帳」の作成や、平常時、重要文化財の耐震対策、応急的、災害時の対応を示しています。

⑤ 観光交流センターを活用した観光・産業振興計画

(策定年月:平成30(2018)年3月 計画期間:なし)

地域経済や産業を活性化させるための施策の一つとして、「どこか懐かしく、ちょっとスローなまち～蟹江～」をコンセプト・ストーリーとして掲げ、蟹江町観光交流センター「祭人」を軸とした観光・産業振興による各種地域活性化施策、プロジェクトを立案・実施することにより、幅広い経済効果を期待し、町全体に波及する経済活性化を図ります。また、実施したプロジェクトの戦略、取組み成果を指定管理者に引継ぐことで、その後も観光・産業振興計画を実行・検証していく仕組みを整えており、官民連携による観光・産業振興を推進しています。



⑥ 蟹江川かわまちづくり計画

(登録年月:平成31(2019)年3月 計画期間:平成31(2019)～令和5(2023)年度)

当町は、平成31(2019)年3月に国土交通省が推進する河川空間とまち空間が融合した、良好な水辺空間の形成を目的とする「かわまちづくり支援制度」に「蟹江川かわまちづくり計画」を登録しています。

「残された風景や地域資源を磨き、河川空間の魅力向上を図りながら、人々と蟹江川との関わりを取り戻す」を基本方針として、水郷の里の再生に向けて、蟹江川の河川整備と連携して、須成地区や蟹江川に由来する地域資源の魅力を引き起こして発信し、人と川との新たな関わりを築き、(1)まちに人の流れや交流の創出、(2)地域の再活性化、(3)町の観光・産業振興による町全体の活性化を推進しています。

○ハード事業

須成地区において、令和元年度から親水護岸工事、令和2年度からは、景観に配慮した転落防止柵の設置、来訪者の安全を確保する道路の舗装修繕等の周辺整備を施工。令和5年度末の完成を目指す。

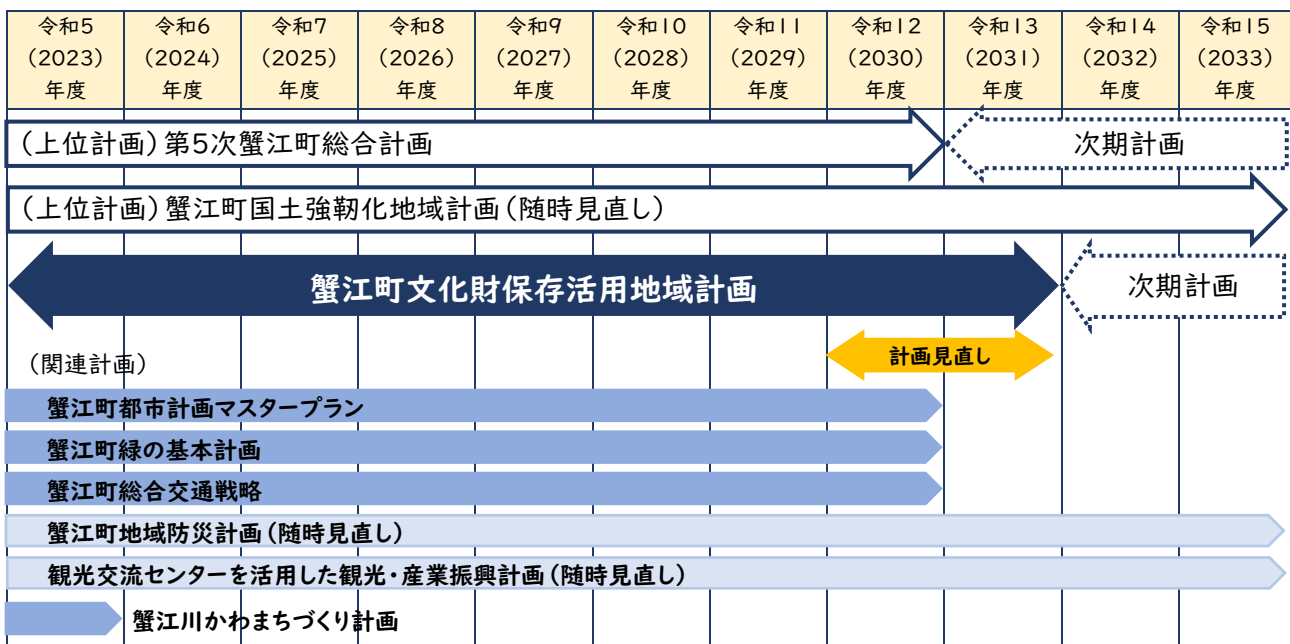
○ソフト事業

- (1) 須成地区及び蟹江川に関連する地域資源の発掘及び情報発信
- (2) 水郷風情を感じることができる誘導及び景観対策
- (3) 水郷にちなむ歴史文化や地域資源を巡る周遊の推進
- (4) コイドを活用した蟹江川とのふれあいの場の再生
- (5) 地域住民や地域団体との協働による河川環境の保全
- (6) 地域主導による防災啓発

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)～令和13(2031)年度の9か年とします。

本計画は上位計画である総合計画の示す方向性に倣い、整合を図りながら作成しています。総合計画は令和12(2030)年度に計画期間が終了し、令和13(2031)年度から次期計画が開始します。本計画の次期計画も、次期総合計画の方向性を見据えたものとするため、総合計画改定の時期からやや遅れて令和12(2030)年度から2年間で本計画の見直しを行い、令和14(2032)年度から計画期間の開始となるよう作成します。



4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

計画に位置付ける事業を具体的に進めていくために、定期的な進捗状況の確認及び進捗の評価を行います。また、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の見直し等により、計画内容に見直しが生じた場合は、柔軟に計画の見直しを行います。

以下の事項に関し計画の改訂を行う場合は、文化庁長官へ変更の認定を申請します。

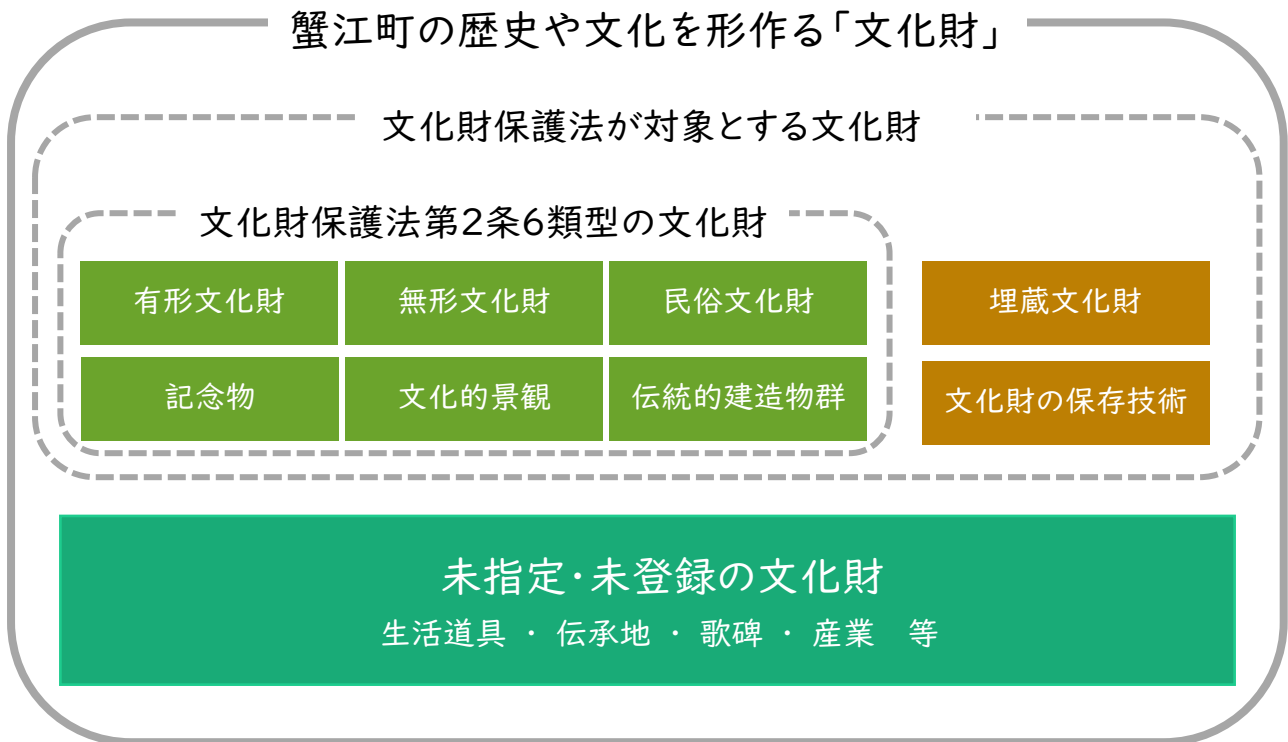
- 計画期間の変更
- 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、計画の改訂が上記以外の軽微な変更となる場合は、県と文化庁への報告を行います。

5. 本計画における文化財の定義

文化財保護法では、文化財として、美術工芸品や建造物等の有形文化財、演劇や工芸技術等の無形文化財、民俗芸能や民俗資料等の民俗文化財、遺跡や植物等の記念物、里山等の文化的景観、宿場町や城下町等の伝統的建造物群の6つの類型が掲げられています。これらのうち、価値の高いものが国・県・町の文化財に指定等されています。また、文化財保護法には、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても規定されています。

当町の文化財を整理するにあたって、まず文化財の定義づけを行いました。本計画において文化財とは、文化財保護法の文化財だけでなく、蟹江町の歴史や文化を形作る有形・無形のもの全てを指すものとし、そのため、指定・未指定にかかわらず、文化財保護法における6類型に加えて、伝承地や産業等6類型に当てはまらないものも含めて文化財として扱います。



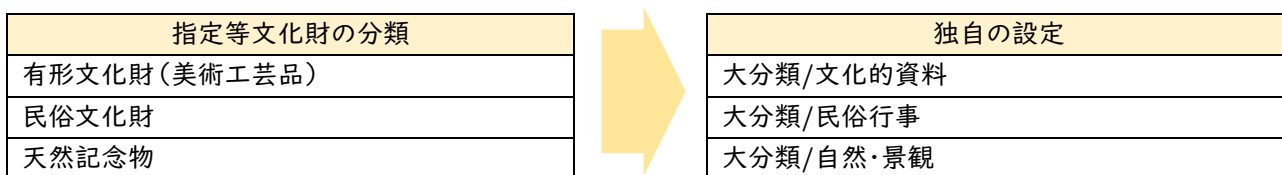
なお、本計画では、指定等文化財については文化財保護法に基づいた6類型に従い分類し、未指定文化財については下記のような独自の設定で分類しています。

絵画や工芸品など、有形文化財のうち、不動産以外のものは文化的資料として分類しています。この中には、古文書や生活道具といった、歴史民俗資料館の収蔵資料の大部分が含まれています。祭礼等の行事に関わるものは民俗行事に分類していますが、その中で、行事に使用する道具等を有形民俗、行事やそれにとまなう芸能等については無形民俗としています。

[未指定文化財の分類]

| 大分類 | 小分類 | 内容 |
|-------|-------|---------------------------|
| 建造物 | 建物 | 民家や工場 等 |
| | 橋梁 | 橋 |
| | 防災施設 | 排水機場、火の見櫓 等 |
| 文化的資料 | 絵画 | 宗教画、絵巻物 等 |
| | 彫刻 | 仏像、高僧像 等 |
| | 工芸品 | 仏具、燈籠、神具 等 |
| | 書跡 | 郷土の著名人関連資料 |
| | 古文書 | 楽譜、手紙 等 |
| | 歴史資料 | 位牌、棟札、扁額 等 |
| | 生活道具 | 資料館収蔵の民具 等 |
| 民俗行事 | 有形民俗 | 狸々旗、神楽屋形、山車人形、張り幕等の祭礼道具 等 |
| | 無形民俗 | 祭、囃子、行事、神事 等 |
| 遺跡 | 寺院 | 寺、小祠、石像 等 |
| | 神社 | 神社、小社 等 |
| | 伝承地 | 歴史上の人物にまつわる伝承のある場所 等 |
| | 防災施設跡 | 樋門跡、火の見櫓跡 等 |
| 自然・景観 | - | 植物、自然景観、産業景観 等 |
| 石造物 | 歌碑・句碑 | 句碑、川柳碑、文学碑 |
| | 記念碑 | 供養塔、顕彰碑、道路元標 等 |
| | 灯籠 | 寺社に設置されている常夜灯 |
| 産業 | 漁業 | 漁船、漁具 等 |
| | 農業 | 特産品、農機具 等 |
| | 商工業 | 地域産業の関連資料 |
| 郷土食 | - | 郷土食、調理器具、記録映像 等 |

そして、蟹江町内の文化財全体を総合的にとらえて分類整理する場合には、指定文化財の6類型を下図のように該当する独自の分類に当てはめています。



第1章 蟹江町の概要

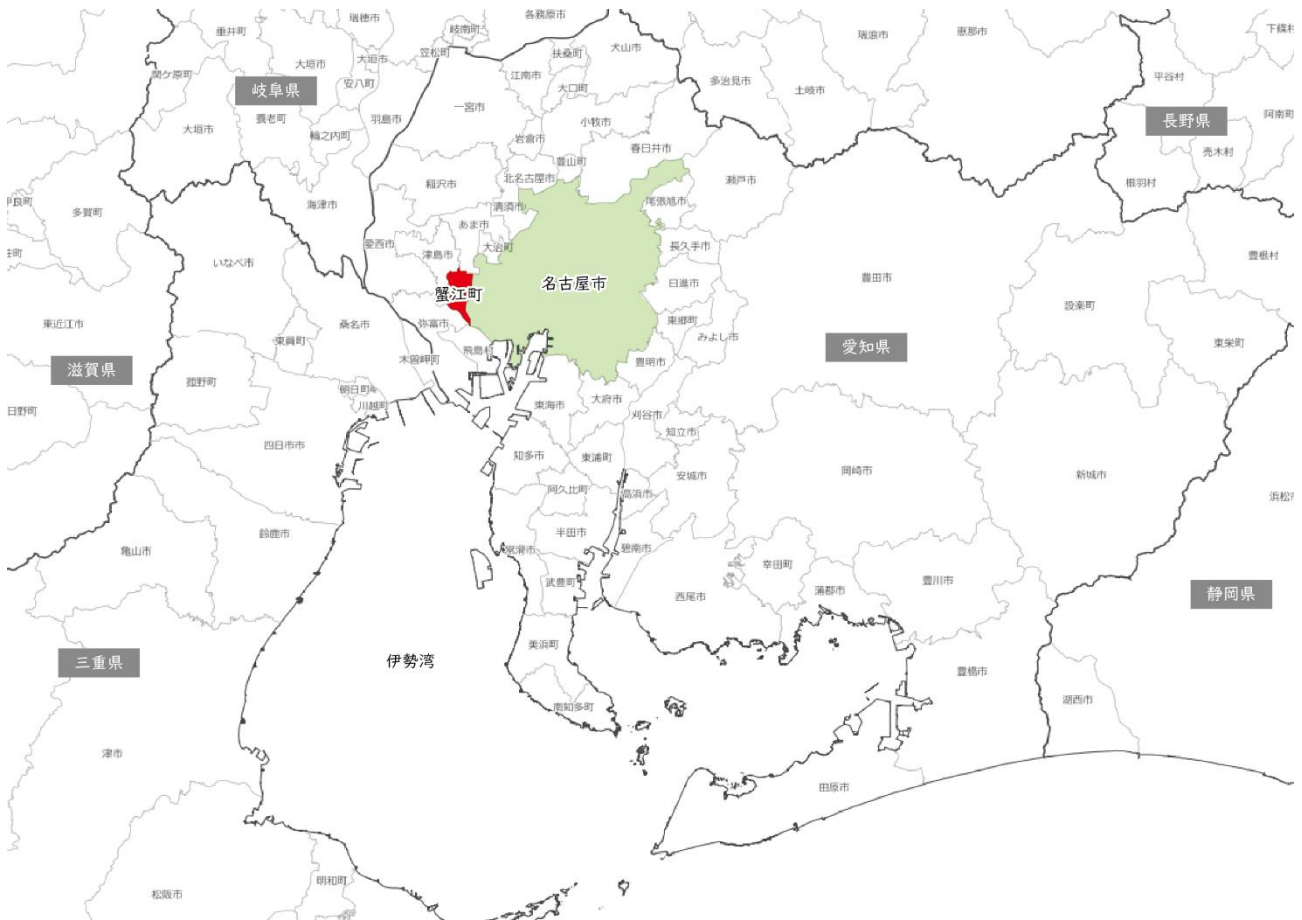
1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

当町は、愛知県の西南部、濃尾平野の低湿地に位置し、名古屋市の西隣に位置しています。町の東は名古屋市、北は津島市、あま市、西は愛西市、南は善太川を隔てて弥富市や飛島村に接しており、総面積は、約11.09 km²です。

東に隣接する名古屋都心への直線距離が約12kmで、鉄道で約10分圏内のアクセスの良好さや国道1号による交通網の良さから、名古屋市等へ通勤しやすいため、新しい居住地を当町に定める住民も多くあります。

[蟹江町の位置]



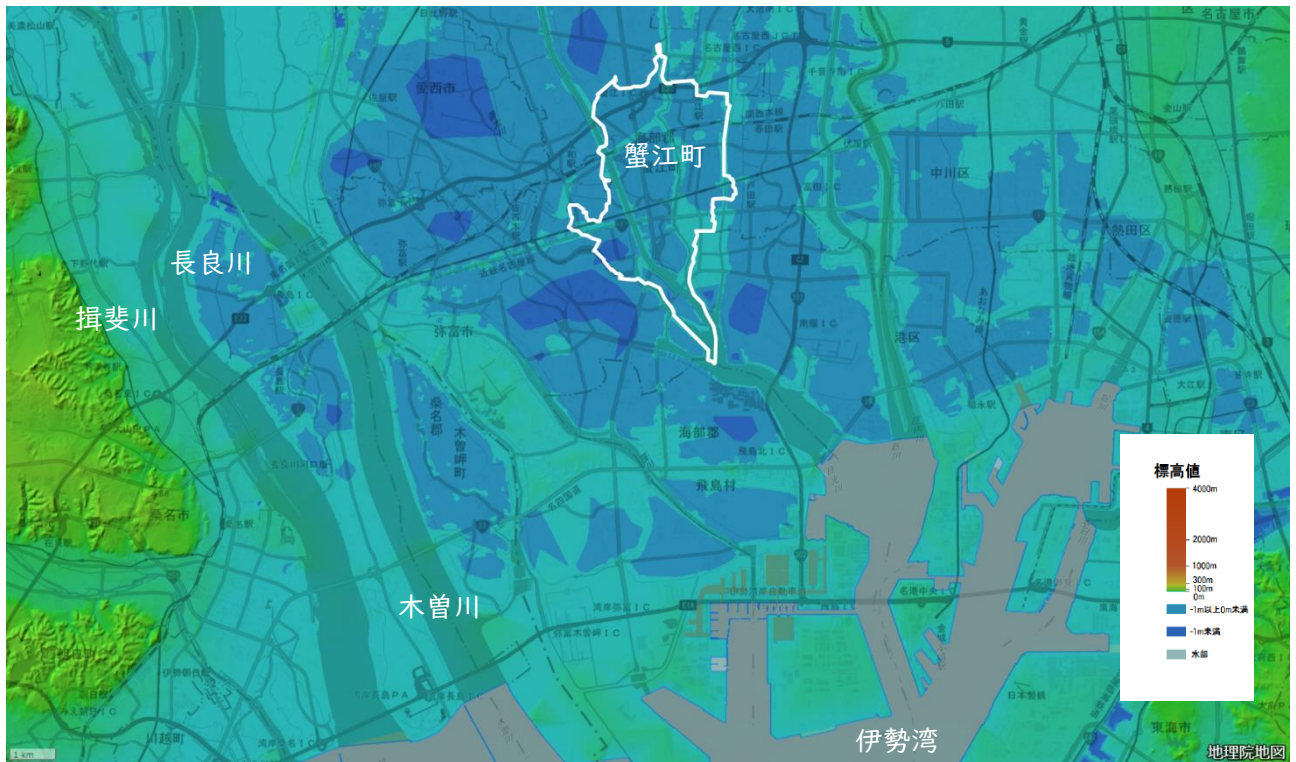
(2) 地形・地質・水系

① 地形

当町は木曾三川が運んだ土砂による沖積平野と17世紀以降につくられていった海面干拓新田の人工的な平野から成っています。町の全域が-0.6m~-2.2mの海拔ゼロメートル地帯に属しており、地形はほぼ平坦で、面積の約5分の1を大小の河川が占めています。町を横断するかたちで名古屋の都心へとつながる鉄道や国道1号等の幹線道があり、駅や幹線道を中心に市街化が進行しています。

伊勢湾に臨む低地のため、津波や台風等による高潮により多くの町域が浸水する可能性があり、昭和34(1959)年の伊勢湾台風では大きな被害を受けており、当町でも記録として残されています。

[蟹江町地形状況]

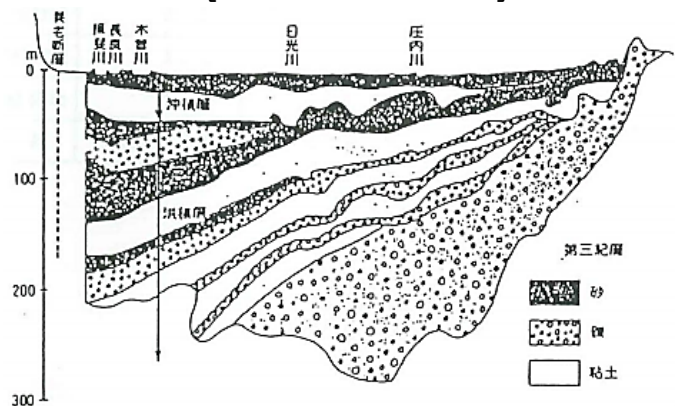


出典:標高区分図(国土地理院のデータ加工)

② 地質

地質は第4世紀の沖積層で、表土は砂壤土の肥沃な土壌となっています。層の下底は木曾川の河川レキ層(沖積層基底レキ層)で、下部砂層、沖積泥層、上層砂層、陸成泥層が順に積みあがっています。沖積泥層は、最も軟弱で含水比も高いため、地震時には液状化現象発生等の懸念があります。

[濃尾平野の地層の断面]



③水系

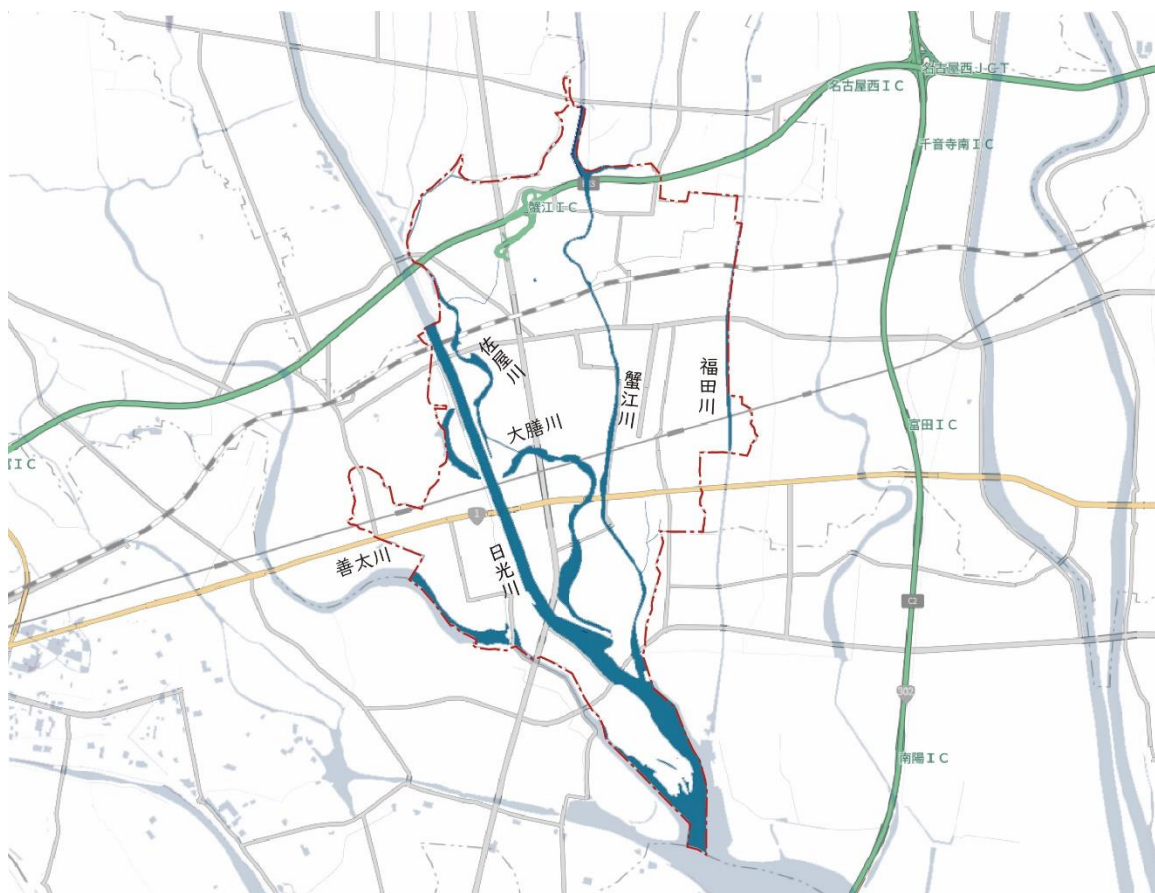
町内には日光川・善太川・蟹江川・福田川・佐屋川・大膳川の6本の河川が流れており、日光川・善太川・蟹江川・福田川は2級河川で、佐屋川・大膳川は普通河川です。

6本の河川は、当町中央部を蟹江川と佐屋川が南下し、福田川・日光川・善太川が町境界とその付近を流れ町の南端部で合流、伊勢湾に注いでいます。

福田川は最上流が稲沢市付近で大江用水(大江川)の分流に連なり、あま市等の水を集め、町内の一部地域の用水として活用されています。また、名古屋市との主要な自然境界ともなっています。蟹江川は、当町のほぼ中央を縦断し、上流の大江用水から水を集めながら町内農業の重要な用水として活用されています。日光川は町内を流れる河川の中で最も大きな河川で、上流は江南市から一宮市を流れ、排水路として水を集め干拓新田の主要排水路となって伊勢湾に注いでいます。

これらの河川はいずれも用排水路として、また古くは船の航路や港として、経済的に大きな意味を持っていただけでなく、美しい風景も生み出していました。また、こうした河川に加え、町内には水路が網の目のように張り巡らされており、日常の中で活用され、無くてはならぬものとして蟹江町の暮らしの風景の中に溶け込んでいます。現在でも水郷のまち蟹江の歴史文化の核となる存在ですが、近年は水路が減少傾向にあり、それに伴い水郷のまちの風景も変容しつつあります。

[蟹江町の河川]



出典:河川(国土地理院のデータ加工)

(3) 気候

当町は太平洋側気候で概ね温暖で穏やかな気候と言えます。年間降水量は1,553mmとなっています。

[気象状況]

| 区分 | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 全年 |
|-----|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 名古屋 | 平均気温(°C) 平年値 | 4.8 | 5.5 | 9.2 | 14.6 | 19.4 | 23 | 26.9 | 28.2 | 24.5 | 18.6 | 12.6 | 7.2 | 16.2 |
| | 最高気温(°C) 過去10年平均 | 13.7 | 17.6 | 21.9 | 27 | 31.8 | 33.6 | 36.6 | 37.6 | 33.7 | 29.5 | 23.3 | 17 | 26.9 |
| | 最低気温(°C) 過去10年平均 | -2.6 | -2.3 | -0.2 | 3.6 | 9.7 | 15.8 | 20.1 | 21.4 | 15.9 | 9.1 | 3.4 | -0.8 | 7.8 |
| | 降水量の合計(mm) 平年値 | 50.8 | 64.7 | 116 | 128 | 150 | 187 | 211 | 140 | 232 | 165 | 79.1 | 56.6 | 1578.9 |
| 蟹江 | 降水量の合計(mm) 平年値 | 51.6 | 62.1 | 112 | 134 | 154 | 186 | 195 | 139 | 221 | 162 | 79.3 | 58.2 | 1553.2 |

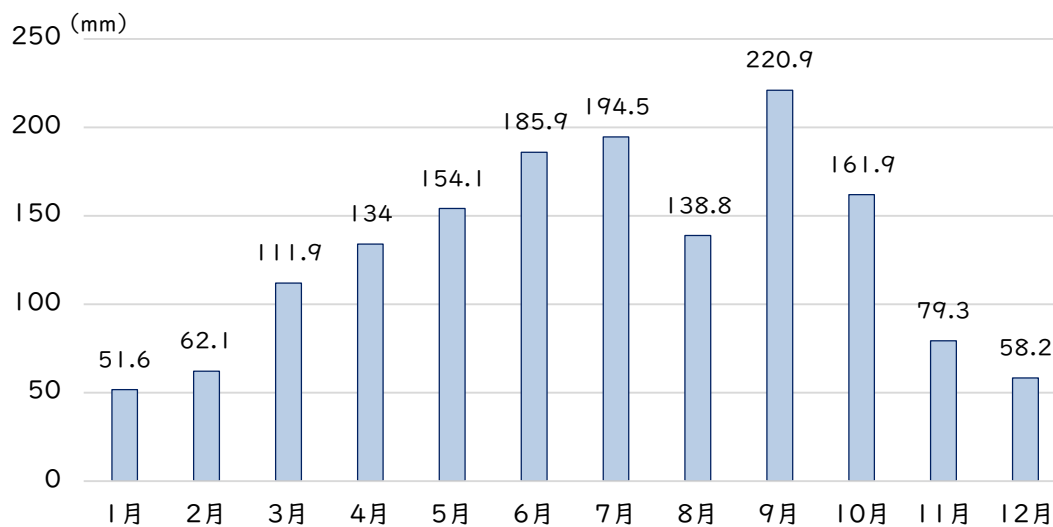
蟹江町の気温の記録無し

過去10年平均:平成21(2011)年~令和2(2020)年

平年値:平成3(1991)年から令和2(2020)年の30年平均値

資料:名古屋地方気象台

[月別降水量(平年値)]



平年値:平成3(1991)年から令和2(2020)年の30年平均値

資料:名古屋地方気象台

(4) 動植物

当町は、緑の大部分が水田や畑の農地で構成されており、次いでヨシ原等の水辺の緑の量が多いことが植生の特徴です。樹林は非常に少なく、形態としての自然林はありません。二次林や人工林が社寺林・屋敷林として分布しており、当町の貴重な植栽地となっています。自然植生としては、河川沿いのヨシ原をはじめとする水生植物がみられるほか、農地周辺に自生する植物がみられます。こうした植物によって形成される水辺の環境は、当町独自の、水郷のまちを象徴する美しい景観となっているだけでなく、水生植物を中心に多くの絶滅危惧種が生息しており、これらの保全への配慮が重要となっています。

また、このような豊かな水辺は、多くの動物を育む環境でもあります。虫類、魚類、鳥類、哺乳類等、水生動物や水辺を好む動物が、河川や水路を起点とした食物連鎖を形成しながら町内に多数生息しています。蟹江川や佐屋川では、ヘラブナ、コイ、フナ、ナマズ、モツゴ、スジエビ、テナガエビ、タナゴ、タウンナギ等の魚介類が見られ、佐屋川ではヘラブナの釣り場もあります。一方で、外来種であるブラックバスやブルーギルの生息が確認されており、生物多様性の確保のために対策が必要となっています。

また、環境の変化によりモロコやイナ等、かつては蟹江の近辺で豊富に獲れ、郷土料理として食されてきた魚類が減少しており、環境への配慮がより一層望まれる状況となっています。

さらに、当町には多くの鳥類が生息しています。愛知県の絶滅危惧 IA 類に指定されている「ヨシキリ」は、南部農地の水辺が生息適地となっており、国の準絶滅危惧種に指定されている「チュウサギ」は、東名阪自動車道の蟹江インターチェンジの緑地周辺で生息が確認されています。他にも、町内の河川や農地等の緑地では、カモ類やカワウ、カワセミ、シジュウカラ等の生息も確認されています。

その他、南部農地を中心とした水辺では、止水性のイトトンボ類の生息が見られます。県の絶滅危惧 II 類に指定されているナゴヤダルマガエルやカヤネズミも南部農地を生息地としている可能性が高いとされています。



ヘラブナ



モロコ



ナゴヤダルマガエル



ヨシキリ



チュウサギ



カヤネズミ

(5) 景観

当町には、町域を流れる6本の河川を中心とした「自然景観」、昔の趣を残す住宅地、路地道等の「都市景観」、蟹江城址やユネスコ無形文化遺産にも登録された「須成祭」等を始めとした祭礼や伝統行事も含めた「歴史文化景観」、尾張温泉や島畑等の「産業景観」等、美しい景観を豊富に有しています。

① 自然景観

町内を流れる6本の河川、その河川の間を巡る水路、それらに架けられた多くの橋梁、河口部や堤防付近に茂るヨシやススキ等の四季折々の植物が、水郷文化の核となる景観を形成しています。当町は、木曾三川の下流域にあたり、佐屋川や善太川等の蛇行した河川や、それに合わせて蛇行する道路の様子に当町の川と治水の歴史をみることができます。また、川沿いを中心に点在する寺社等には豊かな木々が見られ、須成龍照院のイチョウや舟入中部神明社のイチョウは当町の天然記念物に指定されています。



② 都市景観

水上交通の要所として栄えた当町では、川を起点としてその両岸に広がるように商店街や集落が形成されており、今でも山口家住宅等の古民家や古い街並みの趣ある景観が町内に点在しています。また、川沿いの道や幹線道路の間を狭い路地や水路が網の目のように巡って町民の生活道路、用水路として活用されており、古くから続く水郷のまちとしての景観を形成しています。



③ 歴史文化景観

蟹江城址は蟹江合戦の歴史とともに町の重要な歴史文化景観となっています。また、蟹江町内各所に立地する社寺は、祭礼等の伝統行事を含め蟹江の歴史や伝統の継承を支える存在として町内に点在しています。特に、富吉建速神社・八剱社の祭礼である「須成祭」は、400年以上続く川祭りよしかり まきわらぶね だんじりぶねで、葭刈や巻藁船、車楽船等の祭事は荘厳な景観を形成しています。「須成祭」は国重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産に指定・登録されており、当町における重要な祭礼となっているだけでなく町民の誇りともなっています。



④ 産業景観

水辺に恵まれ新田開発に適した当町は、干拓による豊かな水田が広がっており長閑な景観を形成しています。水田の中に点在する島畑も年々減少しているものの、当町の特徴的な産業景観として楽しむことができます。また、日本の名湯百選に愛知県内で唯一選出された尾張温泉は町の観光名所となっており、その近辺の自然景観も含めて優れた景観を成しています。蟹江川沿岸にある甘強酒造西洋館、工場等は、かつて大いに栄えた酒造・醸造文化の趣を今日でも感じることができます。信長街道沿いにも山田酒造の社屋、酒造工場が並び、地域固有の産業景観を形成しています。



(6) 災害

①地震

天正13(1586)年の地震により蟹江城が壊滅したという説があるように、当町では、これまで多くの地震被害が報告されています。特に明治24(1891)年の濃尾地震では町の全域が大きな被害にあっています。

他に、当町にも大きな影響を及ぼす南海トラフ地震による大規模な地震は、宝永4(1707)年の宝永地震、安政元(1854)年の安政東海地震、安政南海地震、昭和19(1944)年の昭和東南海地震、昭和21(1946)年の昭和南海地震等があげられます。こうした地震では、家屋の倒壊や土地の液状化現象、堤防の決壊による浸水等の被害が報告されています。

[当町周辺の地震による被害]

| 年号 | 名称 | 震源地 | 概要 |
|-----------------|--------|--|--|
| 天正13年 (1586) | 天正地震 | 震源地:岐阜県白山付近(36.0°N、136.8°E) 規模 M = 7.8 | 近畿から東海道にかけて大地震。家屋の全半壊400戸、死傷者多数。尾張地方では、真清田神社の楼門、回廊その他社殿が全半壊した。 |
| 宝永4年 (1707) | 宝永地震 | 震源地:東南海道沖(33.2°N、135.9°E) 規模 M = 8.6 | 強い震域は、関東から九州にわたる広範囲。駿河から四国の太平洋側で被害や津波の被害が大きかったが、山陽や山陰、北陸、信濃地方でも所々で大きな被害があった。 県下では、渥美半島での被害が最も大きく、多くの人馬が死亡した。尾張では所々民家が倒れたものがあり、地割れして泥水を噴出し田畑を覆ったところもあった。当町周辺では、海部郡津島村で家屋全半壊170戸。 |
| 享和2年 (1802) | 尾張地震 | 震源地: (35.1°N、136.8°E) 規模 M = 6 | 尾張で強震。海東郡周辺では、地割れして砂を吹き出したところもあった。 |
| 嘉永7年 (1854) | | 震源地:伊賀盆地 (34.8°N、136.2°E) 規模 M = 6.9 | 伊賀、伊勢、奈良、三河、尾張、近江、山城、摂津、河内、大和に大地震。県下では、尾張・津島で牛頭天王神事のうち大地震が起り、市中は破損し道路上、船中ともに負傷者が多くてた。 |
| 安政元年 (1854) | 安政東海地震 | 震源地:遠州灘東部(34.1°N、137.8°E) 規模 M = 8.4 | 遠州灘東部を震源として東海・近畿・四国地方にわたって大地震が発生した。その約32時間後、南海道沖(四国南方海上)を震源として畿内、東海、東山、南海、山陰、山陽地方を震域とする大地震が発生した。これら2つの地震による被害は広範囲にわたり、三河地方一帯では多数の家屋が倒壊し、また三河湾、遠州灘の沿岸に津波が来襲し被害を受けた。当町周辺では、津島で破損した家が多かった。 |
| 明治24年 (1891) | 濃尾大地震 | 震源地:揖斐川上流域(35.6°N、136.6°E) 規模 M = 8.0 | 揖斐川上流を震源地として発生した濃尾地震は、東海・北陸地方・近畿地方東部、とくに美濃西部から尾張北西部にかけて大きな被害を与えた。当町の被害は、住家全壊302戸、同半壊120戸、死者21名、負傷者21名であった。被害は当時の戸数の3分の1以上が全半壊の被害を受けており、死傷者も海東郡の10%以上を占めた。 |
| 明治32年 (1899) | | 震源地:大和南部 (34.2°N、136.0°E) 規模 M = 7.6 | 近畿地方に強い地震があり、県下では尾張南西部で最も強く、当町(海東郡蟹江町)では、醸造中の酢・酒が動揺であふれ出た。 |
| 昭和19年 (1944) | 東南海地震 | 震源地:熊野灘沖 (33.7°N、136.2°E) 規模 M = 7.9 | 熊野灘沖を震源地として発生した東南海地震は、東海地方に大きな被害を与えた。 この地震による被害は、愛知・三重・静岡の各県に大きく、「愛知県災害史」によると死者871名、負傷者1,859名、住家全壊13,586戸、同半壊11,854戸、非住家全壊16,686戸、同半壊1,854戸と記録されている。海部郡では、埋め立て地や沖積層で被害があった。弥富町、津島市では旧河川または水田を埋め立てた場所での建物の被害が多かった。堤防の損傷も多く、湿地帯に陥落した場所もあった。 |
| 昭和21年 (1946) | 南海地震 | 震源地:紀伊半島沖(33.0°N、135.6°E) 規模 M = 8.1 | 東北地方南部から九州にわたって、人体に地震動を感じるほどの極めて大規模な地震で広範囲にわたり甚大な被害を生じた。県下の被害は、一宮、津島等の尾張西部地方を中心に被害があり、住家全壊80戸、同半壊123戸、死者10人、負傷者19人であった。当町周辺では、富田町住家全壊11戸、同半壊14戸、死者1人、負傷者1人。 |
| 昭和46年 (1971) | | 震源地:渥美半島沖(34.5°N、137.1°E) 規模 M = 6.3 | 中部、近畿を中心に中規模な地震があり、国鉄や私鉄が約2時間前後不通になったのを始め、約42万戸が一時的に停電したが、家屋の倒壊、人命の損傷等大きな事故はなかった。 |
| 昭和50年 (1975) | | 震源地:愛知・岐阜県境(35.3°N、136.8°E) 規模 M = 5.5 | 愛知県内の被害は、負傷者12名。 |
| 平成9年 (1997) | | 震源地: (34.9°N、137.5°E) 規模 M = 5.8 | 愛知県北東部の深さ約40kmで地震が発生。豊橋市で震度5強を記録。愛知県内で負傷者3人。 |

資料:蟹江町国土強靱化地域計画を基に作成

②風水害

町域のほとんどが海拔0メートル地帯の低い地形と、暴れ川で知られる木曾川の下流域にあたる当町は、古くから水の恵みを受けて発展してきた歴史がありますが、風水害による被害にも悩まされ続けてきた歴史があります。近年では、昭和34(1959)年の伊勢湾台風、昭和49(1974)年の豪雨、昭和51(1976)年の台風18号、平成12(2000)年の東海豪雨、それに伴う河川の氾濫等度々大規模な浸水被害を受けています。こうした水災の対策として、堤防の維持や河川の改修、下水路の新設による雨水出水対策等を講じてきました。

特に大きな被害を受けたのは、昭和34(1959)年の伊勢湾台風です。伊勢湾台風は、その後のまちの景観や産業に大きな影響を与えました。当町では、昭和53(1978)年に蟹江川排水機場を完成させ、日光川から蟹江川への逆流防止及び蟹江川の水位調節を目的とした水門を排水機場に隣接して設置する等、対策を講じてきました。こうした治水の歴史は当町の暮らしを安心・安全なものにする一方で、河川の自然環境や漁業に影響を与えています。

[これまでの水害の被害]

| 年号 | 主な水害 | 概要 |
|-----------------|------------|--|
| 寛永9年 (1632) | 豪雨・洪水 | 大雨が16日間降り続き、庄内川が大増水となった。県内各所で堤防が決壊し尾張20か村が水害をこうむった。当町に関連するところでは佐屋川堤防が決壊し、海東・海西郡は泥海となった。 |
| 慶安3年 (1650) | 大寅の洪水 | 大雨の影響で、木曾三川が大出水し各所で破堤。美濃の沿岸地域では大被害を被った他、県内では木曾川堤防が加賀野井(現西尾市)で決壊。佐屋川堤防も決壊し海東・海西郡へ流入、住居や田畑に大被害が出た。(尾張領の田畑被害20万石) |
| 慶安4年 (1651) | 暴風雨・洪水・高潮 | 台風、洪水、海東・海西両郡の家屋流失・人馬死傷の被害が甚大であった。 |
| 寛文6年 (1666) | 暴風雨・洪水 | 尾張・美濃が集中豪雨により大水害を被った。尾張領内の被害は、田畑が155,350石(内9,360石は美濃)、堤防70Km余、橋128か所、家屋245軒、死者6人、馬4頭等。 |
| 延宝2年 (1674) | 小寅の洪水 | 九州から四国、中部、関東諸国まで広く豪雨のため洪水の被害を被った。木曾川の洪水で美濃・尾張の沿川地方は大水害となる。被害は不詳。前年から干害やこうした風水害によりききんが続く。 |
| 明和2年 (1765) | 豪雨・洪水 | 大雨のため、福田川筋の今村で堤防が1か所決壊、蟹江川筋の須成村・今村・本町村で4か所崩壊。 |
| 明和2年 (1765) | 豪雨・洪水 | 9月16日・17日・21日の大豪雨で、蟹江川筋の須成村で2か所、今村で1か所、蟹江本町村で3か所、蟹江新田村で10か所の崩壊があった。また、日光川筋では西ノ森村で3か所、善太川筋では出町・百保で7か所の崩壊があった。佐屋街道以南の地帯は水没した。 |
| 文化12年 (1815) | 豪雨 | 7月31日～8月3日の4日間豪雨、海東・海西両郡の田畑水没 |
| 嘉永3年 (1850) | 台風・高潮 | 台風による高潮と5日間もの豪雨の結果、福田川と蟹江川は増水、沿海新田破堤は31か所にも及び、八穂新田は海と化した。「加仁患騒動」が起こる。 |
| 安政2年 (1855) | 台風、津波 | 台風による豪雨、高潮に加えて堤防上端より約45cmも高い津波の襲来等、災害が重複したため被害が甚大となった。加えて前年の大地震により崩壊した堤防の修復も十分でできなかったこともあり被害は倍加した。沿海新田の堤防91か所が決壊した。 |
| 万延元年 (1860) | 集中豪雨 | 台風と高潮で諸河川は氾濫した。蟹江川通り西堤が須成村地内と下田村(七宝町)地内の2か所で決壊し、須成村では約36mほど決壊したため潮留に難儀した。 |
| 明治元年 (1868) | 豪雨 | 5月6月連続降雨、6月28日は前代未聞の豪雨となった。 |
| 明治24年 (1891) | 濃尾地震 洪水 | 濃尾大地震。被害甚大。 |
| 明治29年 (1896) | 台風、高潮、洪水 | 8月、台風、洪水、高潮により木曾川・佐屋川の堤防が決壊。 9月、8日～10日まで40日余り連続豪雨、河川氾濫、田畑に浸水し作物は大きな被害を受けた。町域はほぼ浸水し、関西線が運休したため、桑名から名古屋まで渡船が復活するほどであった。役場や学校へも浸水し、諸校は1週間休校となった。 |
| 明治42年 (1909) | 浸水、高潮、浸水 | 日光川に桶管を埋め立てる大工事中に仮堤防が結潰し、神守、蟹江方面に約890ha浸水。この補修工事の際に救援にかけつけていた名古屋工兵第三大隊員の袴田島太郎が濁流に流される。 |
| 大正元年 (1912) | 台風、高潮、浸水 | 大雨、暴風により日光川の堤防が29か所結潰し、蟹江町では、約420戸が床上浸水。屋根が僅かに浸る程度の高さまで浸水し、田畑への被害も約2500町歩と甚大。約1,500人の町民が避難する場や食料もなかった。死者16名。日光川桶門建設の直接のきっかけとなる。 |
| 大正10年 (1921) | 台風、浸水 | 2日間の台風。日光川の両岸が破堤し、蟹江川も破堤。田畑が約1,500町歩の大被害を受けた。 |
| 昭和34年 (1959) | 伊勢湾台風 | 大型の台風15号(伊勢湾台風)による暴風雨、及び高潮の影響で明治以降の日本における台風の災害で、最大級の被害を被った。愛知県内死者は3,168人、行方不明者92人、負傷者59,045人、家屋全壊23,334棟、床上浸水53,560棟、被害額3,224億円。当町の被害は死者18人、負傷者1,623人。 |
| 昭和49年 (1974) | 豪雨・洪水 | 台風8号(7月7日)に続いて発生した7月24日～25日にかけての大雨災害。当町では河川の氾濫等が発生し、床上浸水171世帯、床下浸水1279世帯。 |

| 年号 | 主な水害 | 概要 |
|-----------------|-------|--|
| 昭和51年 (1976) | 台風17号 | 台風17号。5日間に渡り愛知県下に記録的な豪雨をもたらした。名古屋市や大治町では雷雨を伴った突風が起こり家屋の倒壊等の被害が発生。長時間にわたる豪雨により海部地域では、各地で中小河川が氾濫、広範囲にわたる浸水被害が起きた。当町の被害状況は、負傷者2名、床上浸水329世帯、床下浸水2,033世帯。床上浸水の占める割合は26%にも上った。 |
| 平成3年 (1991) | 台風18号 | 台風18号と活発化した秋雨前線の活動の影響で東海地方を含め太平洋岸各地で記録的な大雨となった。愛知県では、9月18～19日にかけて100～300mmの大雨で、当町でも1時間雨量が20mm～37mmで降り続く等大雨に見舞われた。 |
| 平成12年 (2000) | 東海豪雨 | 9月11日～12日にかけて日本付近に停滞していた秋雨前線と台風14号の影響が加わり愛知県では大雨となった。愛知県の2日間の総降水量はほぼ全県で300mm以上であった。蟹江町も1時間降水量が78mmを記録する等大雨となった。 |

■伊勢湾台風(台風15号)による被害

伊勢湾台風は、昭和34(1959)年9月26日に潮岬しほのみさきに上陸した大型で勢力の強い台風で、全国で死者・行方不明者が5,098人、負傷者が38,921人に上る等、明治以降に日本に上陸した台風としては最悪の被害をもたらしました。

伊勢湾に近く、土地の低い当町においても被害は大きく、ほぼ全域が水に浸かり、死者は18人、負傷者は1,623人に上り、住居被害は全壊328戸、半壊624戸、床上浸水被害1,688戸、床下浸水被害は367戸でした。

交通網も寸断され、道路被害としては、名古屋市南部から三重県桑名市に至る国道1号が各所で水没、冠水箇所は15箇所、総延長は約8.5kmにも及びました。名古屋－蟹江間は、大型車のみ通行可能で、蟹江－弥富間は水深1m以上に達した箇所もありました。弥富－桑名間は、仮橋の架橋等によって10月10日に、庄内川の西は10月14日に日光川まで開通しました。しかし、日光川から弥富の間の復旧は困難を極めた結果、ドラム缶工法の採用により11月4日に開通しました。鉄道においても大きな被害を受け、国鉄(現JR東海)の関西本線は約2か月後の11月25日に、近鉄名古屋線の蟹江－長島間は11月27日によりやく復旧しました。道路や鉄道が復旧するまでの間、町内の水路を移動するための舟を所有していた家の者は舟を出し、近隣の人や物資を運び助け合いました。

町内には蟹江町で伊勢湾台風に遭い、今も当時の状況や様子を語ることのできる住民がいます。公的なデータだけではなく、実際に台風を経験した人からの記憶を記録に残し、後世に伝えていくことも重要です。水郷のまちとして川と共に発展してきた蟹江町が、川の氾濫、洪水といった、避けては通れない水害と、どのように向き合い対応してきたのか、防災的な視点からも、水郷のまちの歴史として継承されていくことが望まれています。

■伊勢湾台風における当町の様子



蟹江町大字新千秋の被災時の状況



近鉄蟹江駅付近の被災状況

2. 社会的環境

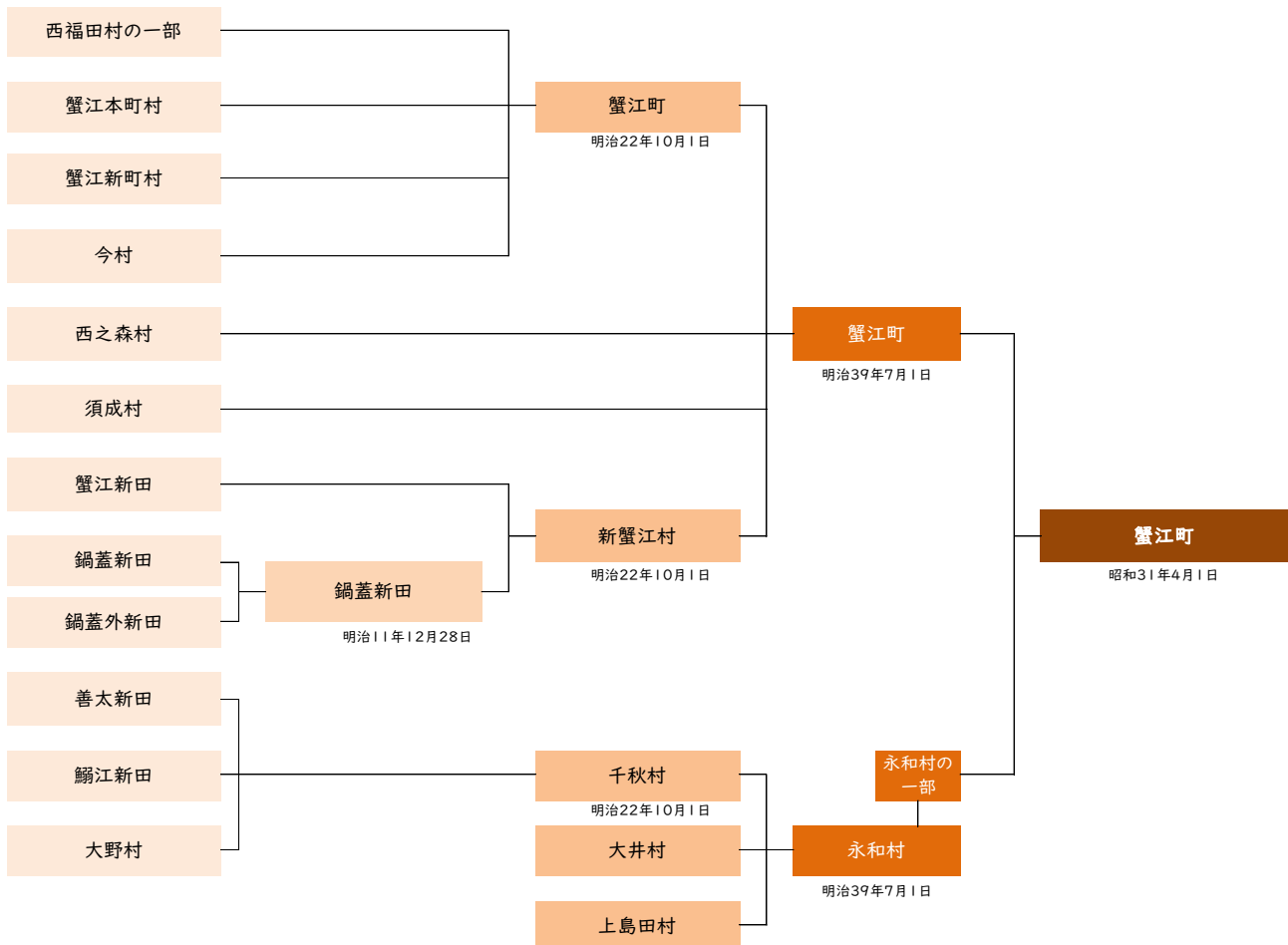
(1) 町の変遷

明治22(1889)年に施行された市制・町村制により、蟹江本町村、蟹江新町村、今村、西福田村の一部が合併し、蟹江町が誕生しました。一方で、明治11(1878)年の鍋蓋新田と鍋蓋外新田の合併により誕生した鍋蓋新田と、蟹江新田が明治22(1889)年に合併し、新蟹江村が誕生しています。

明治39(1906)年には再び町村の大合併が行われ、蟹江町は新蟹江村、西之森村、須成村を合併し、町域を拡大、人口は1万人を超えました。その後、昭和31(1956)年に永和村の一部が編入されて、現在の蟹江町となっています。

濃尾地震(明治24(1891)年)、第二次世界大戦(昭和20(1945)年)、伊勢湾台風(昭和34(1959)年)等の困難を乗り越え、昭和40年代には名古屋のベッドタウンとして人口が急増、それに伴い図書館、公民館、体育館等町の施設等も充実、コミュニティ活動も活発に行われ、以降現在に至るまで町は順調に発展してきました。

[蟹江町の変遷(明治以降)]

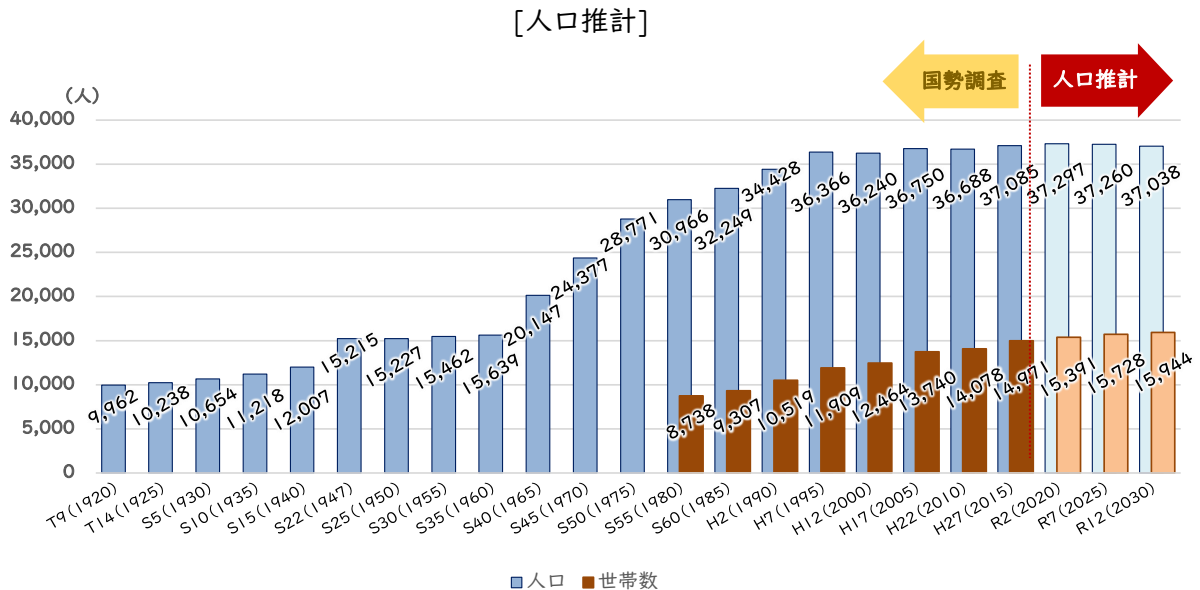


資料:蟹江町

(2) 人口

大正9(1920)年の国勢調査では、当町の人口は9,962人となっています。人口は増加を続け、昭和22(1947)年～昭和24(1949)年の第一次ベビーブームを経て、昭和40(1965)年に2万人を超えました。その後も昭和46(1971)年～昭和49(1974)年の第2次ベビーブーム等を経て人口は大きく増加し、昭和55(1980)年には3万人を超えています。その後は緩やかな増加傾向を保ってきましたが、平成7(1995)年以降はほぼ横ばいとなり、平成27(2015)年の国勢調査では当町の総人口は37,085人となっています。

第5次蟹江町総合計画の人口推計では、令和2(2020)年まで当町の人口は増加傾向にあるものの、その後はゆるやかに減少し、令和12(2030)年には約37,000人になると見込まれています。

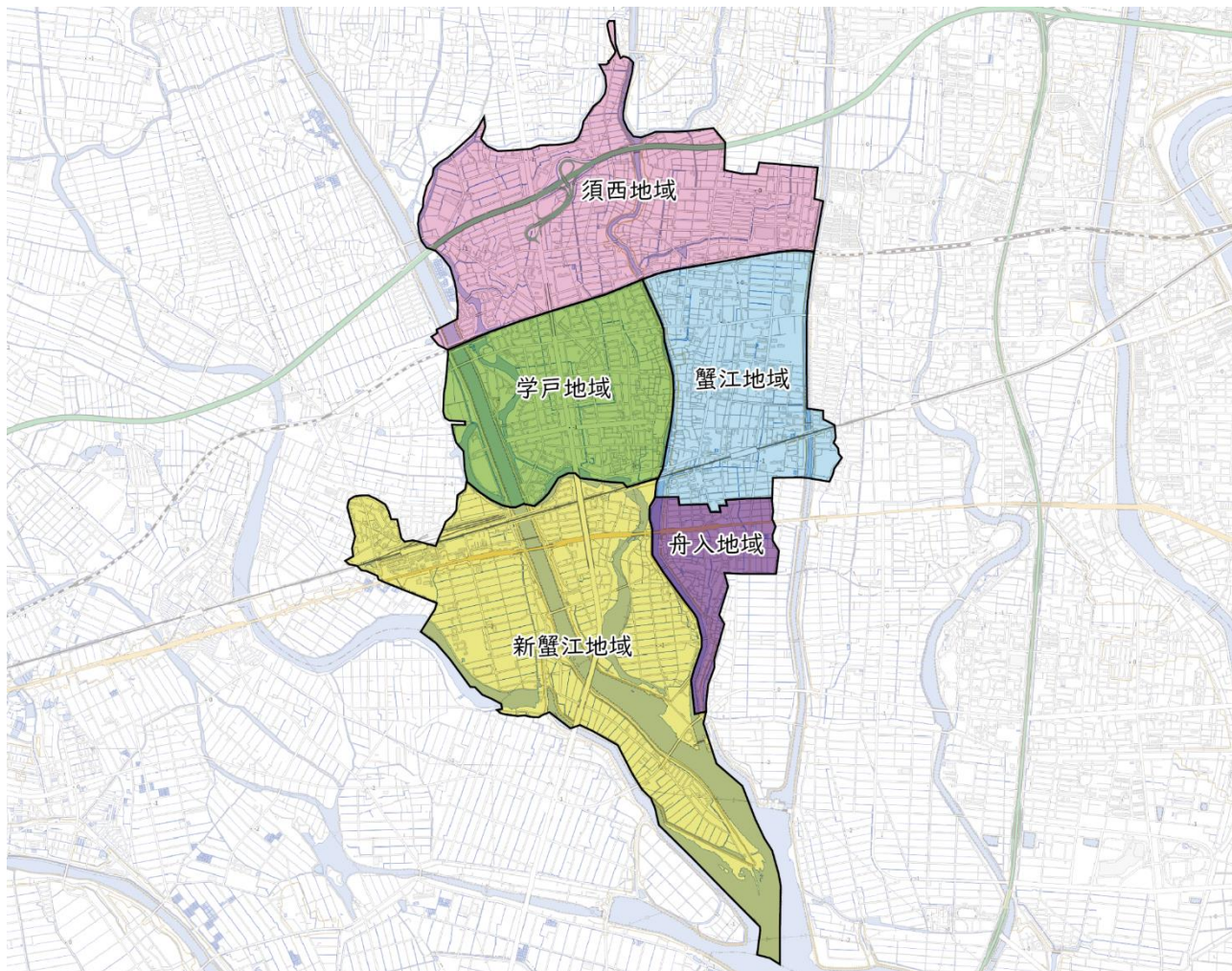


資料:蟹江町130年のあゆみ 国勢調査
 ※推計値は第5次蟹江町総合計画に準拠

(3) 町内地域

町内には須西^{すにし}小学校、蟹江^{がくと}小学校、学戸^{がくと}小学校、舟入小学校、新蟹江小学校の5つの小学校があり、学区ごとに歴史文化の特徴を有しています。文化財等の整理の際にも、以下の5つの小学校の学区を地域の単位として活用します。

[蟹江町の地域(小学校区)]



(4) 土地利用

① 用途地域

当町では、蟹江町都市計画図に示されているとおり、概ね町内を東西に通過する JR 関西本線及び国道1号の間に用途地域が指定されており、その南北は田園地帯となっています。用途地域内では中央を南北に流れる蟹江川に沿って既成市街地が形成されており、その東西に市街化が進展しています。蟹江川以東の既成市街地一帯は面的な基盤整備は行われておらず、特に蟹江川両岸においては狭あい道路が多く存在し、防災面での危険性や緊急車両進入が困難な状況となっていることに加え、老朽家屋が多く虫食的な空地が点在しています。

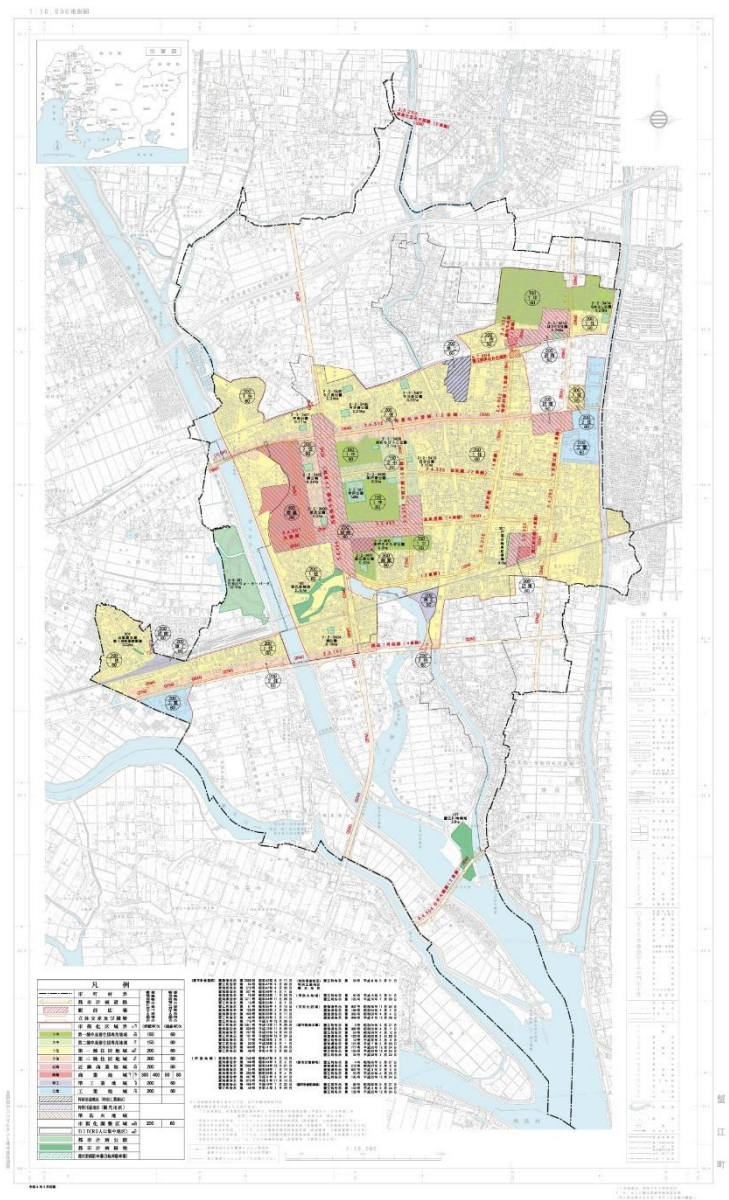
用途地域は、第一種住居地域が広範囲に指定されており、市街化区域の62.6%を占めています。その他の住居系用途地域は、国道1号や主要地方道路弥富名古屋線の沿道に第二種住居地域が指定されています。商業系用途地域は、尾張温泉周辺をはじめJR蟹江駅や近鉄蟹江駅の周辺、西尾張中央道沿いや役場周辺等に指定されています。工業系用途地域は、福田川の西側や近鉄富吉駅の南側、JR蟹江駅の西側や近鉄名古屋線と蟹江川の交差部分付近が指定されています。他に、特別用途地区の特別工業地区、観光地区が指定されています。

[用途地域の指定状況]

| | | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|--------|--------------|------------|------------|
| 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 39.0 | 9.4 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 11.0 | 2.6 |
| | 第一種住居地域 | 261.0 | 62.6 |
| | 第二種住居地域 | 31.0 | 7.4 |
| | 近隣商業施設 | 33.0 | 7.9 |
| | 商業地域 | 18.0 | 4.3 |
| | 準工業地域 | 8.0 | 1.9 |
| | 工業地域 | 16.0 | 3.8 |
| | 合計 | 417.0 | 100.0 |
| 特別工業地区 | 4.2 | - | |
| 観光地区 | 1.4 | - | |
| 準防火地域 | 53.0 | - | |

(出典:蟹江町都市計画マスタープラン)

[蟹江町都市計画図]



②土地利用状況

当町の土地の利用面積の割合は、宅地が最も広く、36.2%となっており、次いで農業地が16.2%、道路が15.6%、水面・河川・水路が12.5%と続いています。森林等は町内にありませんが、河川や水路等の水面が町域の12.5%を占めており、豊かな水辺に恵まれています。

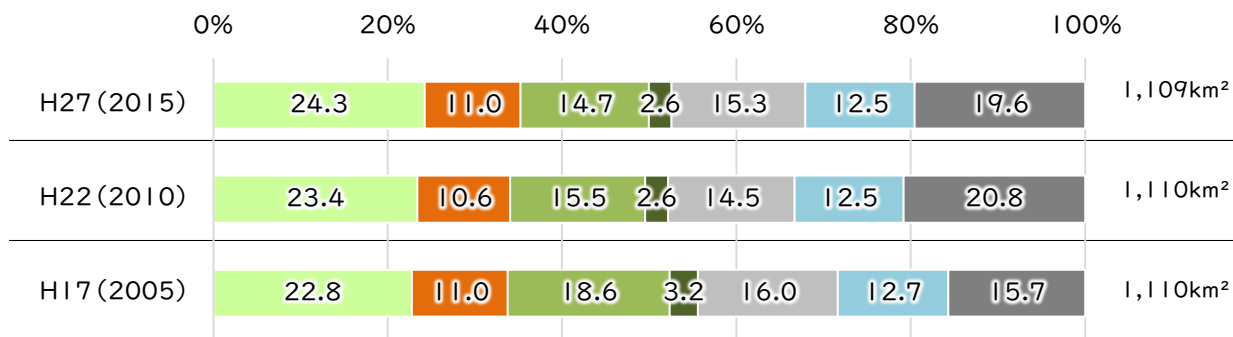
平成17(2005)年以降の土地利用面積割合の変遷をみると、人口の増加に伴い徐々に住宅地の面積が拡大し、現在では町域の約4分の1が住宅地で占められています。一方で、田畑等の農業地の面積が縮小しており、平成17(2005)年は町域の21.8%を占めていましたが、令和2(2020)年には16.2%となっています。特に田の縮小傾向が強く約5ポイント縮小しています。

[土地利用面積割合]



資料: 2020年版 愛知県 土地に関する統計年報

[土地利用面積割合の変遷]



■ 住宅地 ■ 住宅地以外の宅地 ■ 田 ■ 畑 ■ 森林, 原野等 ■ 道路 ■ 水面河川水路 ■ その他

行政面積 1,109km² (2010年以前は 1,110km²)

資料: 愛知県 土地に関する統計年報

③土地利用方針

蟹江町都市計画マスタープランでは、町の継続的な発展をめざすために、地域の特性を最大限活かした土地利用が必要であるため、「暮らしやすさの充実」「地域活力の創造」「自然環境の保全」という視点で将来土地利用の考え方が掲げられています。

「暮らしやすさの充実」では、当町は3つの駅に囲まれたコンパクトな市街地を形成していることから、駅を拠点として生活サービス施設の集積を図り、その周辺で利便性の高い居住空間を確保することで、自家用車に過度に頼らないで暮らせる生活圏の形成をめざすこと、「地域活力の創造」では、当町には尾張温泉を始め、佐屋川や蟹江川等に関連した観光・交流を生む地域資源が数多くあるため、これらの地域資源の活用と連携により、当町の魅力向上につながる観光振興のための土地利用を図ること、「自然環境の保全」では、当町の農地は米や野菜等の生産の場としての機能のみならず、雨水を一時的に貯留する機能や、生物多様性を保全する機能、美しい田園風景による癒しや安らぎをもたらす機能等、様々な機能を持っていることから、洪水被害を抑えるためにも保全を図ること、当町を流れる河川や一体となって良好な緑の空間を形成している公園・緑地については、水郷の風景を維持するとともに、憩いやレクリエーションの場、自然保全・再生の場としての充実を図ること等が示されています。

また、地域別のまちづくりの方針として、下記の基本方針や地域の環境保全・創出と景観形成の方針が掲げられています。

| 地域名 | 基本方針及び地域の環境保全・創出と景観形成の方針 |
|-------|--|
| 須西地域 | ○蟹江川と一体となった集落地の環境向上と観光の魅力創出 ・ 蟹江川・佐屋川沿いの集落・住宅地では、河川と一体となった景観形成を図る。 |
| 蟹江地域 | ○蟹江川沿いにおける既成市街地の更新と歴史文化を活かした水郷の里づくり ・ 蟹江川沿いの市街地では、水郷の里の魅力再生に向け、河川との景観の一体性に配慮しながら、歴史的な建物・町並みの修復や社寺林・屋敷林の保全を図る。 ・ JR蟹江駅と近鉄蟹江駅を結ぶ町道近鉄蟹江駅前線等については、住居のほか商店や病院等が建ち並び生活文化を反映した町並み景観の形成を図る。 |
| 学戸地域 | ○尾張温泉周辺の観光地としての魅力づくり ○住民生活の中心となる行政・文化拠点の形成 ・ 特徴ある流域を形成している佐屋川に沿って展開する温泉施設や公園・緑地、市街地が河川と一体となった景観整備を図り、水郷の里の魅力再生を進める。 ・ 蟹江川に沿った市街地では、歴史的な建物・町並みの修復と共に川と一体となった景観形成を進め、水郷の里の魅力再生を目指す。 |
| 舟入地域 | ○蟹江川と一体となった集落地の生活環境向上 ・ 市街地に連なる蟹江川沿いの集落地では、河川と一体となった景観形成を図る。 |
| 新蟹江地域 | ○河川と一体となった景観の保全 ・ 公園・緑地と河川が一体となった景観形成により、当町の原風景である、豊かな水と調和した田園風景の保全を図る。 |

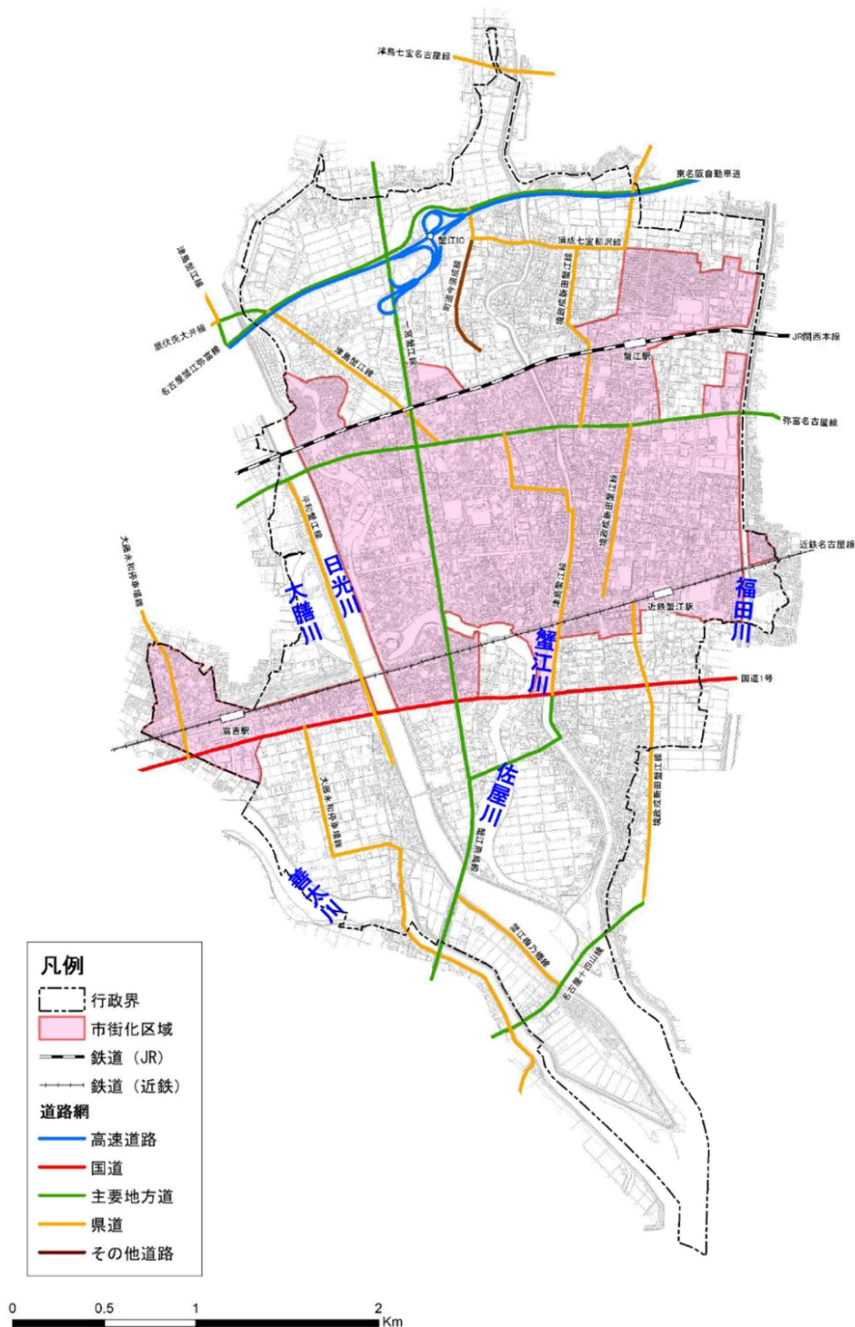
(5) 交通

① 道路

当町の主要な幹線道路網は、東西方向に東名阪自動車道、国道1号、主要地方道の名古屋蟹江弥富線、弥富名古屋線、名古屋十四山線等が通り、南北方向には、一宮蟹江線・蟹江飛島線（西尾張中央道）が通っています。町内には、東名阪自動車道の蟹江インターチェンジがあり、一宮蟹江線・蟹江飛島線（西尾張中央道）と接続しており、名古屋等の都心部へのアクセス向上につながっています。これらの軸となる道路をつなぐように、境政成新田蟹江線、津島蟹江線等の複数の一般県道が整備されています。

その他、主要な道路の他には蟹江川沿いの既成市街地を中心に、道路幅員が4m未満の狭あい道路が多くなっています。これらの狭あい道路沿いには、古民家等の古い建造物、寺社等が点在しており、昔の蟹江の趣を今に残す路地道として、親しまれています。

[町内道路図]



資料:蟹江町総合交通戦略

②公共交通

町内の鉄道は、JR 関西本線、近畿日本鉄道名古屋線が通っており、JR 蟹江駅、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅の3つの駅があります。当町に最初の鉄道が通り駅が設置されたのは明治28(1895)年で、関西鉄道(現・東海旅客鉄道、JR 東海)が名古屋駅・弥富駅間をつなぐ路線を開通した際に、町内に蟹江駅が設置されました。

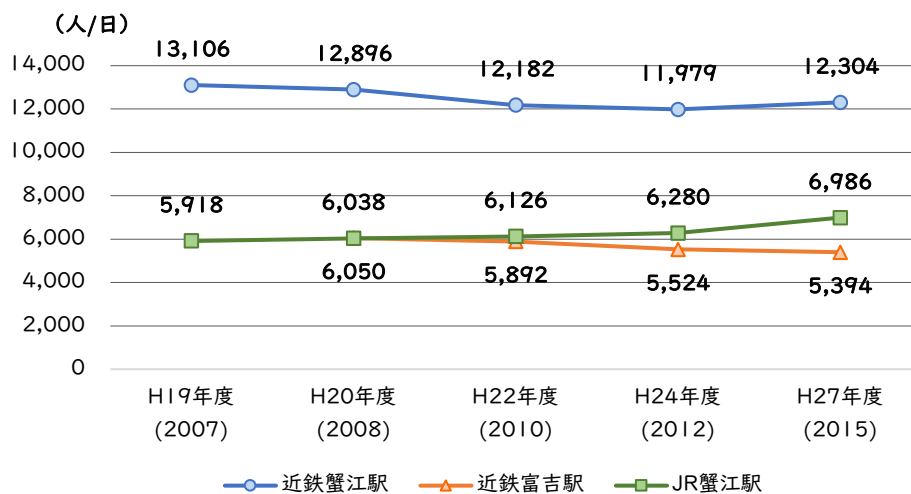
明治40(1907)年に鉄道国有法により関西鉄道が国有化されると、蟹江駅も国鉄の駅となります。

昭和に入ると、昭和13(1938)年に関西急行電鉄(現・近畿日本鉄道)が名古屋から桑名間の路線を開通させ、関急蟹江駅が設置されました。関西急行電鉄は鉄道企業の合併・吸収等によりいく度か呼称を変えながら、昭和19(1944)年に近畿日本鉄道になり、昭和39(1964)年には富吉駅が新設され、町内の鉄道駅は3つとなりました。

その後、昭和62(1987)年の国鉄分割民営化に伴い国鉄がJRとなり、町内の駅はJR 東海の蟹江駅(通称JR 蟹江駅)となります。令和3(2021)年には橋上駅となり、それと同時に JR 蟹江駅自由通路も完成し、利便性が大きく向上しています。また、近鉄蟹江駅は利用者の増加に伴い平成14(2002)年に急行列車の停車駅となる等発展してきました。

これらの鉄道は名古屋の都心とつながっており、当町は良好なアクセスを確保しています。鉄道の1日あたりの利用者数は平成27(2015)年で、JR 蟹江駅が6,986人、近鉄蟹江駅が12,304人、近鉄富吉駅が5,394人となっています。

[1日あたり駅別鉄道利用者数推移]



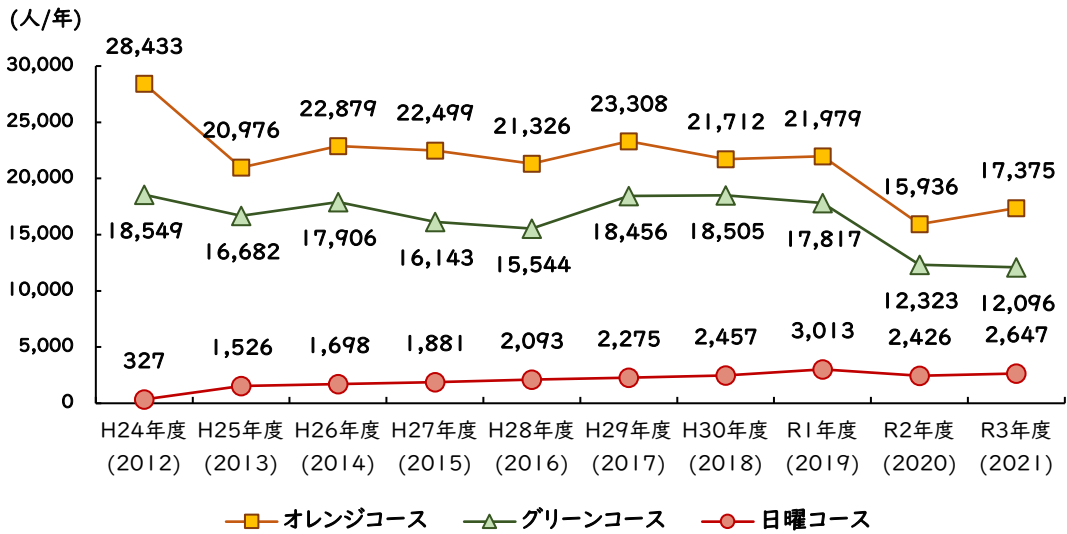
資料:蟹江町都市計画マスタープラン

バスは、当町の運営するお散歩バスが町内を運行しており、誰でも無料で利用できるようになっています。

お散歩バスのルートは、主に町内の北側区域を運行するオレンジコース、主に町内の南側区域を運行するグリーンコース、日曜日のみ運行し町内を一周する日曜コースがあり、概ね町域全体を巡っています。

利用状況を見ると、オレンジコースは、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて減少しましたが、以降は概ね横ばいで推移しており、令和元(2019)年度では21,979人が利用しています。グリーンコースは概ね横ばいで推移してきており、令和元(2019)年度では17,817人が利用しています。日曜コースは、利用者数が増加傾向にあり、令和元(2019)年度では3,013人が利用しています。

[「お散歩バス」利用者数推移]



資料:蟹江町都市計画マスタープラン
ふるさと振興課

[ふれあいバス バスルート図]

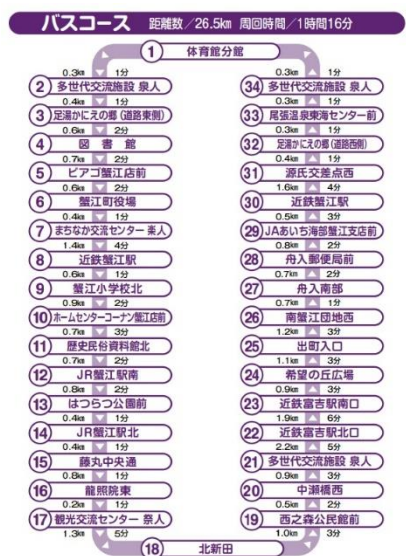
オレンジコース



グリーンコース



日曜コース



その他に、かにえ移動ボランティア事業で令和2年12月より「かにあし」等を運行させています。「かにあし」は、地域のボランティアの人々が当町や社会福祉協議会と連携しながら、高齢で移動や外出が困難な人たちに対して、自動車を運転し目的地まで連れて行くサービスとなっています。乗降者位置は決められていますが、町内を広くカバーしており無料でサービスを受けることが可能となっています。

また、当町の平坦な地形が自転車での走行に適していることを活かし、自転車を活用したまちなかの周遊を促進しています。無料で自転車の貸し出しを行っており、令和4年度現在の貸出場所は、蟹江町観光交流センター「祭人」、蟹江町交流センター「みちくさの駅 楽人」、蟹江町歴史民俗資料館、日光川ウォーターパーク、近鉄富吉駅北口の和菓子屋「寿屋富吉」等町内の駅前や観光スポットを中心に5か所が設置されています。

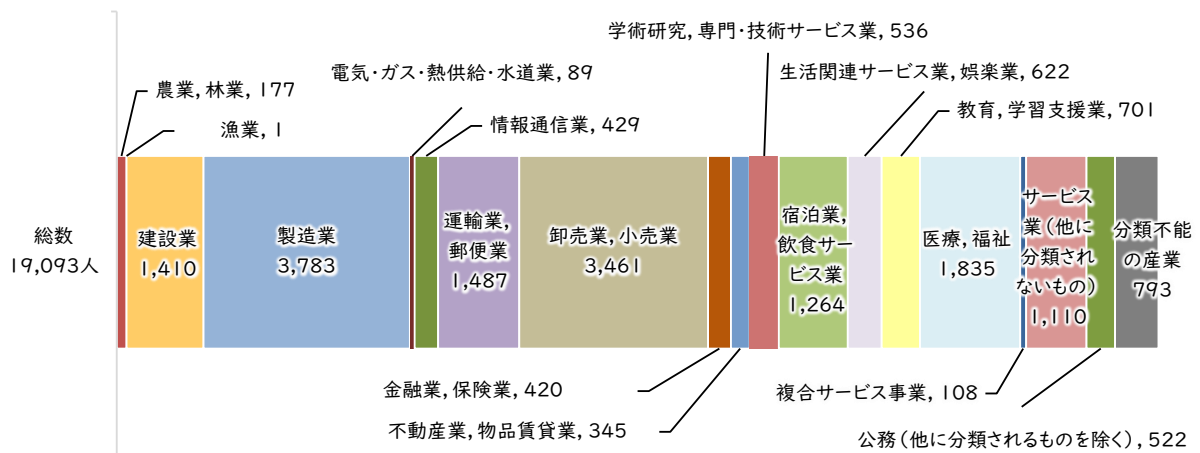
(6) 産業

当町の産業分類別従事者数は、平成27(2015)年度を見ると、第3次産業が67.7%と最も多くなっています。次いで、第2次産業が27.2%、第1次産業が0.9%と続いています。

これまでの推移を見ると、平成17(2005)年度は、第3次産業就業者は66.5%、第2次産業就業者は30.1%、第1次産業就業者は1.4%で、第3次産業就業者が増加傾向にあります。一方で、第1次、第2次産業に就業者する人は減少傾向が続いています。特に第1次産業は、平成22(2010)年度の段階で、全体の1.0%以下となり、実数で見ると、平成22(2010)年度では185人、平成27(2015)年度では178人となっています。

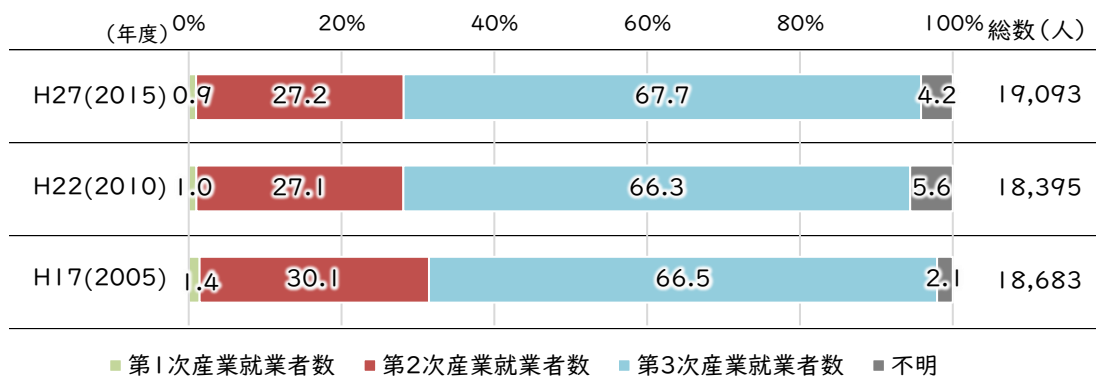
蟹江町の伝統産業である、農業や漁業は第1次産業、醸造業は第2次産業にあたりますが、全体の割合で見ると少なく、しかも減少傾向にあります。

[産業分類別従業者数]



資料：平成27(2015)年国勢調査

[産業分類別従業者数割合]



資料：統計で見る市町村のすがた

(7) 観光

吉川英治が「東海の潮来」と呼び、蟹江町の豊かな河川や水路のある景色、川辺の風情を愛でたように、当町は町内の6本の河川を中心とした豊かな自然、文化、歴史に恵まれており、観光資源が豊富です。

当町の中心を流れる蟹江川沿いの風景は蟹江の人々と川との共生の文化・歴史を感じることができる景観となっています。緩やかに川が流れるのどかな景観と共に、川を取り巻くように両岸には神社や家屋、商店等、まちを形成する建物が建ち並び、旧来の趣を残しています。かつて交通の要所と言われ、多くの人で賑わった川辺や古い町並みを楽しむことができます。

ユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭は須成地区で行われる川祭り、400年あまりの歴史があります。富吉建速神社と八劔社の祭礼で、数百の提灯で飾られた巻藁船が川を上る宵祭と、和紙でつくった梅花、桜花で飾られた車楽船が川を上る朝祭は、毎年多くの人でにぎわいを見せ、蟹江町の貴重な観光資源となっています。近年、蟹江町観光交流センター「祭人」が設置され、須成祭を始め、町の魅力を発信しています。

他にも、蟹江城址や蟹江合戦の歴史、天然温泉である尾張温泉や、国の登録有形文化財となっている甘強味林旧本社事務所等多くの観光資源であふれています。

加えて、川の恵みを活かした郷土料理である、いなまん、もろこ寿司、蟹江町の特産品である白イチジク等、豊かな食文化も観光資源となっています。

[当町の主な観光資源]

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 河川 | 日光川、善太川、蟹江川、福田川、佐屋川、大膳川 |
| 社寺 | 富吉建速神社・八劔社、龍照院、蟹江神明社 |
| 歴史 | 蟹江城址、蟹江町歴史民俗資料館 |
| 温泉 | 尾張温泉東海センター、足湯かにえの郷 |
| 都市景観 | 甘強酒造西洋館、古い町並み、山口家住宅 |
| 文化・文学 | 吉川英治句碑、鹿島神社文学苑、小酒井不木生誕地碑 |
| 祭礼・祭祀 | 須成祭、蟹江祭、駅前区秋祭り、今区秋祭、鍋蓋新田秋祭、西大海用神楽太鼓 |
| 食文化 | いなまん、もろこ寿司、白イチジク、茶粥 |

町内の観光スポット等の利用者数推移を見ると、右のグラフや表のようになります。

令和2(2020)年は新型コロナウイルスの影響を受けているため、それ以前の傾向をみていくと各観光スポットの利用者は、増減しながらも概ね増加傾向です。

須成祭については平成27年にユネスコ無形文化遺産登録候補になったことが話題を呼び、以降来場者が増加しています。それ以前のデータはありませんが、2倍以上になっていると考えられます。

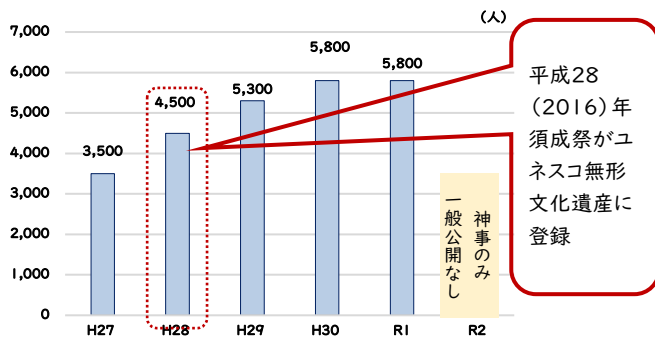
龍照院木造十一面観音立像は、60年に一度開帳の秘仏とされていますが、平成17年に国庫補助をうけ建設した公開収蔵施設が完成したことからガイドボランティア協力のもと、定期公開が行われています。

蟹江町歴史民俗資料館は、昭和53(1978)年に開館し、蟹江町の歴史や文化を展示紹介しています。観光交流センター開館以降は、観光者に両施設を周遊してもらうよう促す取組みも行われており、見学者は増加しています。

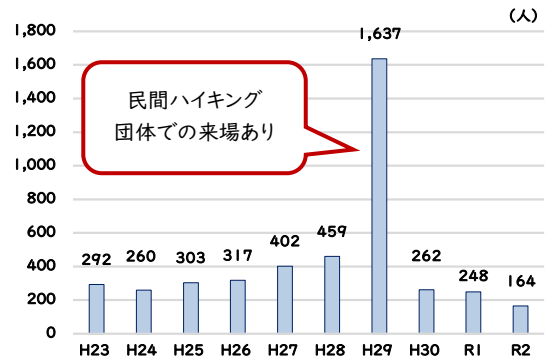
蟹江町観光交流センター「祭人」は、須成祭のユネスコ無形文化遺産登録を機に平成30(2018)年5月に開館した施設です。1階にカフェや特産品ショップ、交流スペース等、2階には須成祭ミュージアムがあり、令和2年7月には観光協会事務所も移転し、当町の観光拠点となっています。

尾張温泉東海センターは、昭和41(1966)年掘削により噴出した尾張温泉を利用できる施設として昭和43(1968)年に民間企業が運営を始めた大浴場のある温泉施設で、泉質の良さから多くの利用者があり、県内でも温泉・健康施設利用者数の上位に入っています。

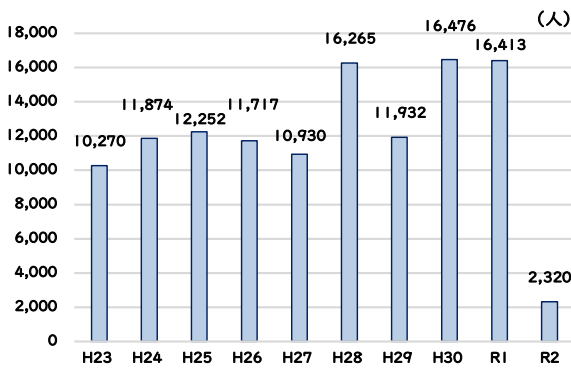
[町内観光スポット利用者数]



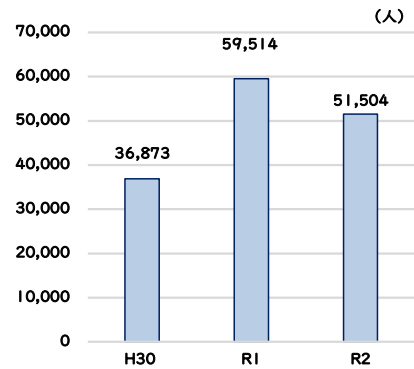
須成祭 来場者数



龍照院木造十一面観音立像 定例公開日 来場者数



蟹江町歴史民俗資料館 来館者数



蟹江町観光交流センター「祭人」 来館者数

資料:蟹江町

| | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 年間利用者数 (人) | 215,587 | 210,456 | 238,868 | 247,117 | 235,633 | 243,640 | 253,526 | 248,229 | 250,747 | 159,919 |
| 県内利用者数 順位 | 6位 | 7位 | 7位 | 6位 | 7位 | データ なし | 7位 | 7位 | 5位 | 2位 |

尾張温泉東海センター利用者数と県内利用者数順位

資料:愛知県 観光レクリエーション利用者統計
県内観光施設等利用者数 上位観光資源「温泉・健康(上位10か所)」

3. 歴史的背景

(1) 古代以前

古くは濃尾平野一帯は海だったとされ、当町も海の中だったと考えられます。蟹江町で人々の文化的な営みが確認できるのは古代になってからのことです。奈良時代にあたる天平5(733)年には蟹江町北部の須成地区に常楽寺や富吉建速神社・八剣社が草創されたと伝えられています。一方、蟹江町南部では、平治元(1159)年平治の乱に敗れた源義朝一行が東国に落ち延びた際、舟を停め休んだという伝承地が「源氏島」・「源氏塚」として残っており、このことから海辺で島が点在する地であったと考えられます。



源氏塚

(2) 中世

文献上に「蟹江」の地名が登場するのは、建保3(1215)年のことです。『水野文書』の中に「尾張国蟹江御品田」とあり、この頃には蟹江に田地があり人々の生活が営まれていたと考えられます。文献からは、この地域の広い範囲を蟹江と呼んでいたことがうかがえます。蟹江の地名の由来には諸説ありますが、蟹がたくさん生息する入江だったことからきているといわれています。

町北部の須成地区にある「富吉建速神社本殿」、「八剣社本殿」は室町時代に再建されたといい、この時代の特色を今に伝えています。徐々に現代の蟹江町へと連なる歴史文化が形成され始めたのが中世でした。

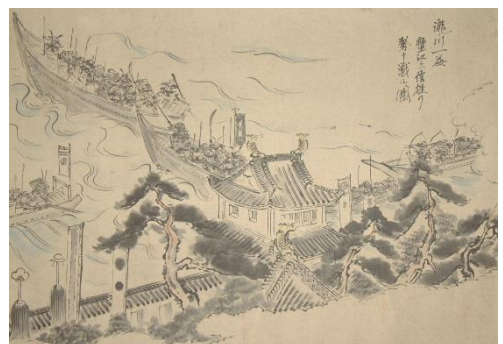
そして、室町時代には蟹江城も築かれることになりました。その成立については諸説ありますが、大正4(1915)年建立の「蟹江城址」の碑文によると、永享年間(1429~41)に北条時任が城塞を築いたとされています。当町周辺は、海運の要衝や伊勢攻略の拠点であったため、何度かこの城を巡る戦いが繰り広げられました。

蟹江城を舞台にした戦いは複数ありますが、特に天正12(1584)年の小牧・長久手の戦いに関連する戦いは、蟹江合戦として後世にも語り継がれています。この戦いでは、海運の重要拠点だった蟹江をめぐる織田・徳川連合軍と、羽柴秀吉軍が戦い、最終的に織田・徳川連合軍が勝利しました。蟹江の郷土食である茶粥ちやがゆは、この戦いの際に兵士が作ったのがはじまりだとされています。



富吉建速神社本殿(右)

八剣社本殿(左)



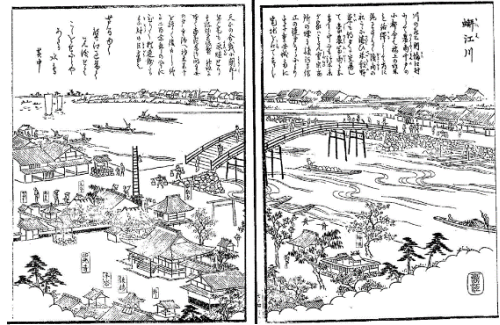
蟹江合戦の図

(3) 近世

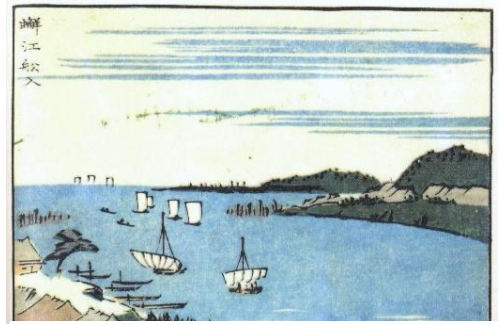
戦国時代の蟹江は海辺の重要な拠点でしたが、天正13(1585)年の大地震によって蟹江城が被害を受け、修復されず放置されたと考えられており、その周辺は田畑として整備されたといわれています。そのまま近世へと時代は移り、この地域は尾張藩に属する農漁村となりました。1600年代には蟹江川の整備工事が行われ、須成村や蟹江本町村は舟運により商工業が盛んになり、六斎市が開かれる等しました。江戸時代の尾張の名所旧跡をまとめた地誌である『尾張名所図会』の「蟹江川」項には、蟹江川沿いの地域が舟運や漁業で栄えていたことが記録されています。その挿絵には蟹江本町村の昇平橋周辺が描かれており、人々や船が盛んに行き来する様子が見てとれます。江戸時代後期にまとめられた『郡村徇行記』によると、蟹江本町村では茶、薪、柿、灰等様々な物資が流通し、蟹江川とその近海でとれたウナギやハマグリ、シジミ等が名産として各地に出荷されていたといえます。

南部では有力者により干拓による新田開発が進められ海岸線は干拓により徐々に南下していきました。沿岸には田畑が広がり水路が張り巡らされ、水郷風景が形成されていくとともに、蟹江川河口も南下し、河口部の舟入地域は漁港として栄えるようになりました。江戸時代の尾張の景勝地等をまとめた『名区小景』には、「須成天王」「蟹江古城」のほかに「蟹江舟入」「善太川」「霞切橋」「夜寒橋」等蟹江町南部の水辺の風景が紹介されています。新田地帯を中心に米づくりが盛んに行われたことと、豊富な水(伏流水)と舟運に恵まれたことで醸造業が盛んになっていったのもこの頃です。

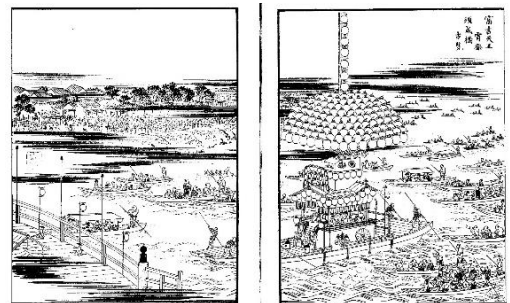
江戸時代になると、町民たちの文化も発展していきました。寛文年間(1661-1673)に編さんされた『寛文村々覚書』には須成祭が毎年旧6月17日・18日にあり、車楽船が出ていたことが記録されています。また、江戸末期の『尾張名所図会附録』にも須成祭の様子が描かれており、当時から華やかに祭りが行われていたことが分かります。また、蟹江神明社の祭礼である蟹江祭は名古屋でも有名で、享保2(1717)年8月に尾張藩主徳川継友が、この祭りが盛大であると聞き、近隣の神楽とともに名古屋城へ出向かせたといわれています。



『尾張名所図会』蟹江川



『名区小景』蟹江舟入



『尾張名所図会附録』
富吉天王宵祭須成橋古覧

(4) 近代・現代

明治時代に入ると、明治22(1889)年に市制町村制が施行され蟹江町域には蟹江町・新蟹江村・千秋村・西之森村・須成村の5つの町村が誕生しました。当初の蟹江町は蟹江本町村・蟹江新町村・今村・西福田村の一部が合併したものです。その後は明治39(1906)年に蟹江町が須成村・西之森村・新蟹江村と合併、さらに昭和31(1956)年に蟹江町と永和村の一部(現在の新千秋地区)が合併し、現在の蟹江町域となりました。それまで舟運と漁業で発展してきた蟹江の村々は、学校や銀行等近代的な施設の整備が進んでいき、蟹江町として近代化していくこととなります。

近代化の中で、それまで船による水上交通が盛んだった当地に、鉄道の開通による交通網の変化も訪れました。明治28(1895)年に関西鉄道(現、JR 関西本線)の蟹江駅が開業、昭和13(1938)年関急蟹江駅(現、近鉄蟹江駅)が開業しました。これにより駅周辺には新たな住民が移り住み、旅館や商店が並ぶ商店街が形成され賑わうようになりました。

近代以降の産業をみると、まず漁業の変遷が注目されます。明治時代にはまだ多くの漁業者が存在しており、明治36(1903)年には蟹江町漁業組合が発足する等、漁業は依然として蟹江町の主産業で、川では良質のウナギやシジミ、伊勢湾ではセイゴやアナゴ、エビ等多くの漁獲高があり、蟹江川沿いには魚市場もありました。昭和になると海苔養殖も盛んになりましたが、時代の流れにより漁業を離れる者も多くなり、さらに、名古屋港の開発や高潮防潮堤設置等により伊勢湾漁業も困難な状況となり、昭和39(1964)年に漁業組合は消滅しました。

醸造業も明治時代以降続いていましたが、徐々に衰退の兆しをみせます。しかし、味醂製造からはじまった文久2(1862)年創業の甘強酒造や明治4(1871)年に創業した山田酒造等、蟹江町の醸造業の伝統は現在まで続いています。

他にも、近代以降の蟹江町では白イチジクや日本刺繍等新たな特産品が生まれ、白イチジクは今も特産となっています。さらに、昭和になると温泉の掘削に成功し、その湯量や泉質は高く評価されています。



関西線を走る機関車



昭和初期の漁港



甘強味淋醸造場の図(甘強酒造蔵)

近代の文化や人物に目を向けると、地元の著名人としては、探偵小説（後の推理小説・ミステリー小説）として知られる小酒井不木（1890-1929）がいます。その他、蟹江町出身の実業家で浮世絵を収集し「神田コレクション」を築いた神田鑄蔵（1872-1934）、近世後期から明治初期に活動した南画家の林稼亭（1824-1905）等がいます。山田玉田（1872-1961）や森本三鎧（1901-1979）、丹羽賢龍（1888-1974）らは、蟹江町出身の仏教家として活躍しただけでなく、書道家としても評価が高い人物です。

また、昭和39（1964）年には文豪吉川英治が詠んだ句碑が建立されました。さらに昭和43（1968）年には、鹿島神社文学苑句碑の建立が始められる等、蟹江町は近代以降の文学に関連する著名人の活躍やそれを顕彰する活動が盛んになりました。



小酒井不木

第2章 蟹江町の文化財の概要

1. 指定等の文化財

国においては、文化財保護法に基づき、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の6つに定義し、重要な文化財が指定・選定・登録されているほか、無形文化財、無形の民俗文化財の中から記録作成等の措置を講ずべきものが選択されています。また、愛知県では愛知県文化財保護条例、蟹江町では蟹江町文化財保護条例に基づき、重点的に保護すべき文化財が指定されています。

蟹江町には現在、19件の指定文化財と7件の登録有形文化財、1件の選択文化財があり、(国指定になった1件を除く)。合計27件の指定・登録・選択の文化財があります。

[指定等文化財件数]

| 類型 | | 国 | | | 県 | 町 | 総数 | |
|-------------|-------------------|-------|----|----|----|----|----|---|
| | | 指定 | 登録 | 選択 | 指定 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | 7 | — | 0 | 0 | 9 | |
| | 美術 工芸品 | 絵画 | 0 | 0 | — | 2 | 0 | 2 |
| | | 彫刻 | 1 | 0 | — | 0 | 3 | 4 |
| | | 工芸品 | 0 | 0 | — | 0 | 4 | 4 |
| | | 書跡・典籍 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | | 古文書 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | | 考古資料 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 |
| | | 歴史資料 | 0 | 0 | — | 0 | 1 | 1 |
| 小計 | 3 | 7 | — | 2 | 8 | 20 | | |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 0 | 0 | — | 0 | 2 | 2 | |
| | 無形の民俗文化財 | 1 | 0 | 1※ | 0 | 1 | 3 | |
| | 小計 | 1 | 0 | 1※ | 0 | 3 | 5 | |
| 記念物 | 遺跡(史跡) | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | |
| | 名勝地(名勝) | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | |
| | 動物、植物、地質鉱物(天然記念物) | 0 | 0 | — | 0 | 2 | 2 | |
| | 小計 | 0 | 0 | — | 0 | 2 | 2 | |
| 文化的景観 | | 0 | — | — | — | — | 0 | |
| 伝統的建造物群保存地区 | | 0 | — | — | — | — | 0 | |
| 合計 | | 4 | 7 | 1 | 2 | 13 | 27 | |

※国指定となった1件を除く

指定文化財については、国指定が4件、県指定が2件、町指定が13件となっています。国指定重要文化財は「富吉建速神社本殿」と「八劔社本殿」の建造物が2件、龍照院蔵「木造十一面観音立像」の彫刻が1件、それに重要無形民俗文化財として「須成祭の車楽船行事と神みよしなが流し」が1件あります。県指定は地蔵寺所蔵の「絹本著色文殊菩薩画像」「絹本著色千手観音画像」の絵画が2件です。町指定文化財には「木造狛犬」「木

造大日如来坐像」「木造薬師如来立像」の彫刻が3件、「^{ちゅうてつぞうつりとうろう}鑄鉄造釣燈籠」「^{しんぜんきょう すもんかけがみ}神前鏡(素文懸鏡)」「石造狛犬」「^{わにぐち}鰐口」の工芸品が4件、歴史資料として富吉建速神社の「^{むなふだ ごしやぞうえいむなふだ}棟札(五社造宮棟札)」が1件、有形の民俗文化財として「須成祭山車人形」「彩色陶製狛犬」の2件、無形の民俗文化財として「蟹江新町日吉神楽」1件、天然記念物として「須成龍照院のイチョウ」「舟入中部神明社のイチョウ」の2件、という内訳です。国登録有形文化財は、甘強味淋(現、甘強酒造株式会社)の一連の建造物「甘強味淋旧本社事務所」「甘強味淋工場」「甘強味淋住宅主屋」「甘強味淋住宅土蔵」と、山口家に関する「山口家住宅主屋」「山口家住宅茶室」「山口家住宅表門」の7件があります。また、国選択無形民俗文化財については、「尾張西部の子供ザイレン」の1件が該当します。尾張西部の各地で子どもたちが主体となっていく祭礼として選択がされていますが、蟹江町で現存するのは、須成地域で行われている植え付け祭りが該当します。

6類型に従って整理してみると、有形文化財が20件と最も多くみられ、うち建造物が最多の9件です。富吉建速神社本殿八剣社本殿の2件は室町時代の神社建築の様式を伝えており、甘強味淋の建造物4件や山口家の建造物3件は当町の産業と人々の営みを示す文化財として価値があるものです。美術工芸品11件は全て仏教関連の文化財や神社所蔵の宝物です。次に多いのが民俗文化財の5件で、有形の民俗文化財が2件、無形の民俗文化財が3件あり、うち4件が祭礼に関する文化財です。記念物2件は、いずれも天然記念物のイチョウです。これらの文化財の所在地をみると、全て蟹江町の中心を流れる蟹江川に沿った場所にあります。

[指定等文化財の分布]



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

2. 未指定文化財

当町の未指定文化財は寺院や神社をはじめとして宗教関連の絵画や彫刻から歌碑、句碑等の記念碑、古文書等幅広く、長い間積み重ねられてきた蟹江町の歴史と文化を表しているといえます。ここでは大分類を「建造物」「文化的資料」「民俗芸能」「遺跡」「自然・景観」「石造物」「産業」「郷土食」の8つに分類し、その下をさらに特色を示すため小分類を設定しています。

全体の件数は500件、大分類ごとにみると「建造物」が65件、「文化的資料」が99件、「民俗行事」が95件、「遺跡」が133件、「自然・景観」が10件、「石造物」が65件、「産業」が21件、「郷土食」が12件です。

[未指定文化財の地域ごとの集計(件)](令和4年6月時点)

| 大分類 | 小分類 | 須西地域 | 蟹江地域 | 学戸地域 | 舟入地域 | 新蟹江地域 | 町全域 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| 建造物 | 建物 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| | 橋梁 | 12(3) | 15(9) | 18(10) | 3(3) | 14(5) | 0 | 47(15) |
| | 防災施設 | 2 | 2 | 4 | 0 | 4 | 0 | 12 |
| | 小計 | 14(3) | 22(9) | 22(10) | 3(3) | 19(5) | 0 | 65(15) |
| 文化的資料 | 絵画 | 8 | 14 | 4 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| | 彫刻 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| | 工芸品 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 書跡 | 2 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| | 古文書 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 歴史資料 | 9 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| | 生活道具 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 小計 | 34 | 61 | 4 | 0 | 0 | 0 | 99 | |
| 民俗行事 | 有形民俗 | 16 | 20 | 18 | 2 | 24 | 0 | 80 |
| | 無形民俗 | 2 | 3 | 4 | 1 | 5 | 0 | 15 |
| | 小計 | 18 | 23 | 22 | 3 | 29 | 0 | 95 |
| 遺跡 | 寺院 | 13 | 8 | 16 | 6 | 16 | 0 | 59 |
| | 神社 | 11 | 16 | 6 | 4 | 13 | 0 | 50 |
| | 伝承地 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| | 防災施設跡 | 2 | 3 | 2 | 3(1) | 7(1) | 0 | 16(1) |
| 小計 | 28 | 30 | 26 | 13(1) | 37(1) | 0 | 133(1) | |
| 自然・景観 | - | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 石造物 | 歌碑・句碑 | 1 | 0 | 0 | 0 | 27 | 0 | 28 |
| | 記念碑 | 9 | 10 | 1 | 6 | 4 | 0 | 30 |
| | 灯籠 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| | 小計 | 11 | 14 | 1 | 7 | 32 | 0 | 65 |
| 産業 | 漁業 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 農業 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| | 商工業 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| | 小計 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 3 | 21 |
| 郷土食 | - | 1(1) | 3 | 0 | 0 | 1(1) | 8 | 12(1) |
| 合計 | | 110(4) | 173(9) | 76(10) | 27(4) | 119(7) | 12 | 500(17) |

※()内の数字は地区を跨っている文化財の数量を示す。

小分類でみると、最も数が多いのは80件の「有形民俗」です。続いて多いのが59件の「寺院」です。50件の「神社」も合わせると、寺社が蟹江町における未指定文化財の多くを占めているといえます。その他、比較的件数が多いのは「歌碑・句碑」や「記念碑」です。これは、鹿島神社文学苑の碑建立が影響していると考えられます。また、「建造物」の「橋梁」が多いのも蟹江町の特徴です。これは川が多い水郷である蟹江町ならではのといえます。一方、数量の少なさでは「建造物」の「建物」、「文化的資料」の「生活道具」、「産業」の「商工業」が6件となっています。

次に、地域別で文化財の所在を確認すると、地域を跨っている文化財も含めて件数の多い順に、「蟹江地域」173件、「新蟹江地域」が119件、「須西地域」が110件、「学戸地域」が76件、「舟入地域」が27件となっています。

3. 地域ごとの文化財の特徴

指定等文化財と未指定文化財を合わせると各地域の文化財の件数は、須西地域125件、蟹江地域181件、学戸地域79件、舟入地域28件、新蟹江地域119件となります。蟹江町北部に位置し古くから土地が形成され、門前町として栄えた区域のある須西地域や、蟹江川に接し近世以降町場として栄えた蟹江地域は、文化財の数や種類も多く、文化的資料はこの二つの地域に集中しています。蟹江地域には歴史民俗資料館があり、その館蔵資料も加えられているため、最も多い件数となっています。また、蟹江町南部の新蟹江地域に所在する11件の防災施設のうち6件は排水機場等の治水のための施設であり、土地が低く、多くの河川が南端で合流する蟹江町ならではの特徴があらわれています。

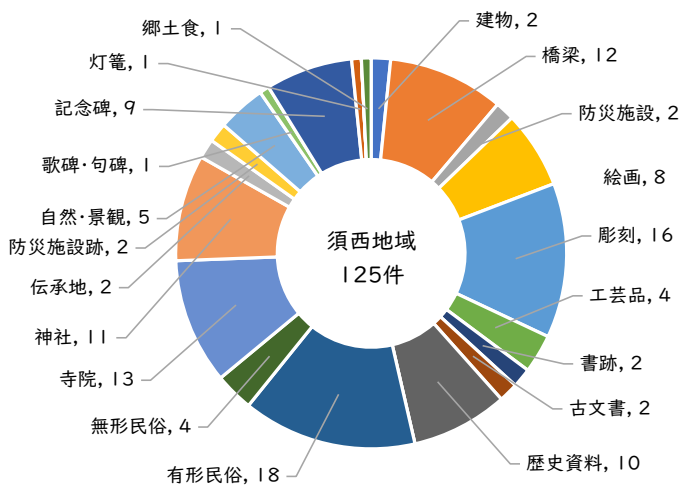
全域をとおして橋梁や寺院や神社が多く所在しており、川とともに人々の営みがあり、その中で篤い信仰により宗教文化が各地に根付いたことが分かります。

(1) 須西地域

須西地域は、15件の指定等文化財があり、当町全体で最も指定等文化財件数が多い文化財の宝庫です。龍照院及び富吉建速神社・八剱社所蔵の彫刻や絵画といった美術品が多いのも特徴的です。全110件の未指定文化財も寺社・石造物・絵画・彫刻等バランスよく所在しています。蟹江町北部に位置し、中世から門前町として栄えつつも、農村的要素のあるこの地域ならではのといえるでしょう。



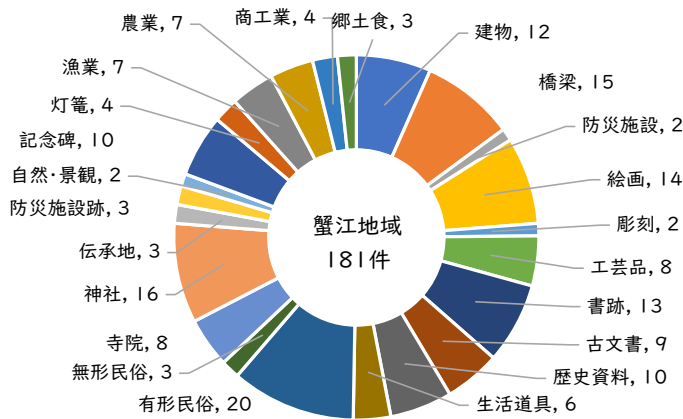
神田氏家系碑



蓮行寺と西之森神社

(2) 蟹江地域

蟹江地域は、指定等文化財が8件、未指定文化財は他地区と跨るものを含めると173件が所在します。未指定文化財では、寺社及び石造物が多くあげられます。さらに、石造物の内訳として個人を記念・顕彰するもの、戦争関連のものが含まれます。区内には蟹江城址や蟹江川護岸跡の玉石、古い路地等が残り、ノスタルジックな雰囲気にも包まれています。蟹江川沿いには甘強味淋工場や蟹江城に関連した文化財を中心に幅広い文化財が所在しています。



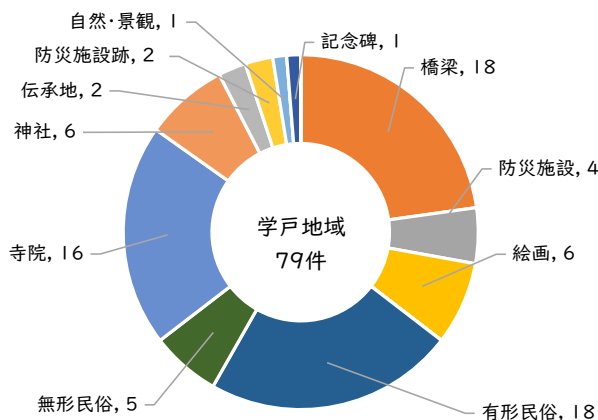
甘強味淋旧日本社事務所
(甘強酒造西洋館)



蟹江川護岸跡の玉石

(3) 学戸地域

学戸地域は、指定文化財3件、未指定文化財76件が所在しています。面積の割に寺院の数が16件と最も多く、仏事や神事等の行事も地域で守り伝えられてきました。新蟹江地域と同じく神楽屋形も多く継承され、遺跡と農村的特徴を兼ね備えたまちといえます。なお、一般的に神楽は神前に奏する舞楽を指しますが、当町を含む尾張の西部一帯では切破風きりばふの祠形に彫刻や金箔を施した屋形を神楽または神楽屋形と呼び、村ごとにその豪華さを競いあったといえます。



蟹江新町日吉神楽

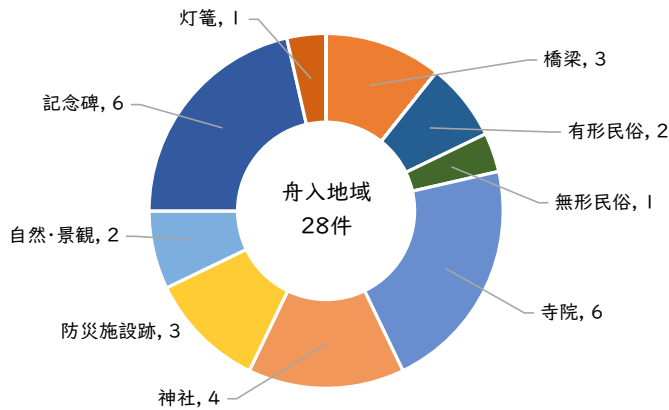


白イチジクの栽培地

(4) 舟入地域

舟入地域では、天然記念物1件、未指定文化財27件が所在しています。

かつて漁港で栄えた地域のため川と家々との距離が近く、今も堤防から階段が住宅地に伸びています。寺社に関連する文化財が大半を占めていますが、大きな寺院だけではなく、路傍にも小堂・小祠が多く残ります。堂内の仏像には前かけや服が着せられ、供花が絶えず、近隣の住民の信仰心の深さがうかがえます。



地域内に多く見られる記念碑

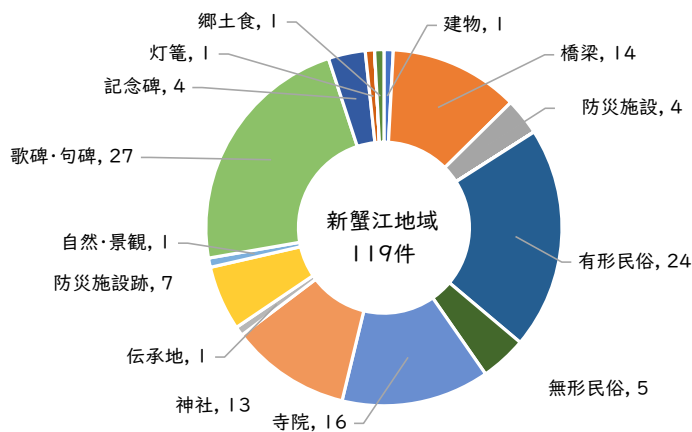


秋祭り

(5) 新蟹江地域

新蟹江地域は、他地区と跨るものを含め、未指定文化財が119件所在します。その内、鹿島神社境内の句碑が26件、吉川英治句碑が1件あるほか、小酒井不木が育った地域でもあり、文学ゆかりの地の中心地といえます。また、祭礼や神楽屋形等の民俗文化財が地域で守られてきたことも読み取ることができます。

日光川と佐屋川・蟹江川・善太川の各川の合流区域を含むため排水に苦労を重ねた結果、域内に排水機場を多く持つこともこの地域の特徴といえます。



水田と鹿島神社



鍋蓋地区の秋祭り

4. 類型ごとの文化財の概要と特徴

把握した指定等文化財と未指定文化財を踏まえ、当町の文化財の類型ごとの特徴を整理します。須成祭が大きく注目される傾向がありますが、祭礼や神楽、それに付随する祭礼道具等蟹江町で受け継がれてきた信仰や芸能の文化が今も数多く残っています。歌碑や句碑、記念碑、歴史資料として地元の著名人の記録があることは、蟹江町の人々の文化的活動や歴史を掘り起こすことにもつながるでしょう。また、橋梁といった近代的な建造物がある一方で、寺社や仏像、小社等も多くあり、昔から変わらない営みと蟹江町の発展のどちらも文化財として残されています。祭礼や信仰関連の文化財が多いのは事実ですが、分類からは水郷として発展してきた蟹江町の多様な面がみえてきます。

(1) 建造物

未指定文化財に河川関連の建物が多ことは、水郷地としての蟹江町の姿を感じさせます。

① 建物

建物には国指定重要文化財の「富吉建速神社本殿」「八劔社本殿」や国登録有形文化財である甘強味淋と山口家住宅関連の建造物に加え、未指定の「黒川家住宅」や「和徳学校太鼓堂棟瓦」等が数件所在しています。



富吉建速神社本殿・
八劔社本殿



甘強味淋旧本社事務所
(甘強酒造西洋館)



山口家住宅主屋



黒川家住宅

② 橋梁

橋梁は全て未指定文化財です。「蟹江大橋」や「御葎橋」等の他、「JR蟹江川橋梁」や「近鉄蟹江川橋梁」等鉄道に関わる橋梁もあります。



蟹江大橋



御葎橋



JR 蟹江川橋梁



近鉄蟹江川橋梁

③防災施設

防災施設は十数件ありますが、橋梁と同様に全て未指定文化財です。各地域にある「火の見櫓」と「大膳排水機場」や「蟹江大湊排水機場」をはじめとした排水機場の2種に大別されます。



火の見櫓(今川東)



大膳排水機場



蟹江大湊排水機場



蟹江大湊排水機場
昔使われていたポンプ

(2) 文化的資料

文化的資料には指定及び登録文化財と未指定文化財どちらも所在しており、宗教関連の文化財が多いことは共通しています。

①絵画

絵画には県指定で地蔵寺所蔵の「絹本着色文殊菩薩画像」「絹本着色千手観音画像」の他、未指定にも龍照院の「仏涅槃図」や盛泉寺の「聖徳太子真影」等各地区の寺院が所蔵している文化財が見られます。仏教関連の絵画が多いですが、「林稼亭関連資料」「佐藤高越こうえつ関連資料」といった町ゆかりの画家の作品群も含まれています。



絹本着色文殊菩薩画像
(地蔵寺蔵)



絹本着色千手観音画像
(地蔵寺蔵)



林稼亭筆 花



佐藤高越筆 虎図屏風

②彫刻

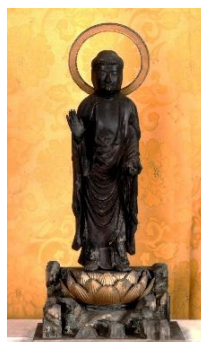
彫刻は、龍照院所蔵で国指定の「木造十一面観音立像」や町指定の「木造大日如来坐像」、安楽寺所蔵の「木造薬師如来立像」等仏像が多く分類されています。指定のもの以外でも龍照院の「不動明王坐像」や行者堂(佛光寺)の「善導大師」、富吉建速神社・八劔社の「翁面」等、寺社所蔵の文化財が多くあります。



木造十一面観音立像
(龍照院蔵)



木造大日如来坐像(龍照院蔵)



木造薬師如来立像
(安楽寺蔵)



翁面

③工芸品

工芸品は、町指定文化財として龍照院所蔵の「鰐口」と、富吉建速神社・八劔社所蔵の「鑄鉄造釣燈籠」「神前鏡(素文懸鏡)」「石造狛犬」の4件が所在しています。未指定文化財では、「中村道年赤楽茶碗」等歴史民俗資料館所蔵資料が7件あります。



鰐口(龍照院蔵)



鑄鉄造釣燈籠
(富吉建速神社・八劔社蔵)



神前鏡
(富吉建速神社・八劔社蔵)

④書跡

書跡の文化財は全て未指定で、そのほとんどが「小酒井不木関連資料」や「神田鐺蔵関連資料」等蟹江町ゆかりの人々の関連資料です。

⑤古文書

古文書には指定等文化財はありませんが、「鈴木家(蟹江家)文書」に代表される近世以降の資料が多数あります。鈴木家は、蟹江合戦で活躍し、近世には新田開発等を行い、近代に姓を蟹江に変え、初代蟹江町長を輩出した、当町の歴史に深い関りを持つ家柄です。そのほかに作曲家山田耕筰直筆の「蟹江小学校校歌楽譜」や「手紙」等があります。



鈴木家(蟹江家)文書



蟹江小学校校歌楽譜

⑥歴史資料

歴史資料には町指定の「棟札(五社造営棟札)」の他、未指定の「富吉建速神社・八劔社神社棟札」や「八幡社棟札」等棟札が多く所在しています。龍照院の「しんせんじんぶつ こじかがみ神仙人物故事鏡」といった什物や「鈴木家(蟹江家)生活道具」のように歴史民俗資料館に収蔵されている道具類もあります。

⑦生活用具

生活用具はすべて未指定で、6件が該当します。蟹江町歴史民俗資料館所蔵の「住生活道具」「食生活道具」「衣生活道具」「玩具類」に加え、「防火・防災に関する道具」と「古銭・貨幣」があります。

(3) 民俗行事

有名な須成祭の他にも祭礼や神楽等の伝統芸能が今も蟹江町の人々によって受け継がれ執り行われていることを物語っています。

①有形民俗

有形の民俗文化財で指定のものは町指定の「須成祭山車人形」ですが、未指定のものでは「金箔神楽屋形」や「しゅうじょうき猩々旗」等の祭礼道具が各地区に所在しています。他にも「獅子頭」や「馬具」、「祭礼幕」、「おけどう桶胴太鼓」、「ちからいし力石」等祭礼や行事で使われたさまざまな楽器や道具類が多く残っています。



須成祭山車人形



馬具(蟹江本町川西)



祭礼幕(源氏)



力石

②無形民俗

指定の無形の民俗文化財には国指定の「須成祭の車楽船行事と神葎流し」と町指定の「蟹江新町日吉神楽」があります。また、国選択無形の民俗文化財として「尾張西部の子供ザイレン」があり、須成地域で行われている植え付け祭りが該当します。未指定では「火渡り神事」や「蟹江祭」、「舟入神楽」、「西之森神楽太鼓」等蟹江町に伝わる様々な伝統行事や芸能が所在しています。



須成祭朝祭



蟹江新町日吉神楽



火渡り神事



蟹江祭

(4) 遺跡

①寺院

寺院に指定等文化財はありません。全て未指定で、基本的には「龍照院」や「西光寺」等蟹江町内の寺院と、「富吉地藏菩薩」をはじめとした蟹江町各地区に残る地藏菩薩が中心です。一部、「舟入神明社 釈迦堂」といった寺院外に置かれている堂宇どううもみられます。



龍照院



西光寺



地蔵堂(富吉)



舟入神明社
釈迦堂

②神社

本殿が重要文化財となっている「富吉建速神社・八劔社」をはじめ、「舟入神明社」や「西之森神社」等各地の氏神のほか、ここには摂社、末社や小社も含まれます。「蟹江神明社 本殿石垣の礎石」や「蟹江神明社 狛犬」等境内の文化財も神社の分類として扱っています。



舟入神明社



西之森神社



蟹江神明社本殿石垣の礎石

③ 伝承地

伝承地は未指定のみで、「蟹江城址」のほか、「親鸞聖人腰掛石」「晴明塚」「源氏塚」のほか、多くの俳人が蟹江を訪れて詠んだ句碑が建ち並ぶ「鹿島神社文学苑」も遺跡に含んでいます。



蟹江城址



晴明塚



源氏塚



鹿島神社文学苑

④ 防災施設跡

防災施設跡は全て未指定文化財です。各地域の「火の見櫓跡」や「日光川樋門跡」や「蟹江川樋門跡」が該当します。



蟹江川樋門跡

(5) 自然・景観

町指定の「須成龍照院のイチョウ」「舟入中部神明社のイチョウ」「島畑はねばた(芻畑)」や「蟹江川護岸跡の玉石」といった蟹江町独特の景観が所在しています。



須成龍照院のイチョウ



舟入中部神明社の
イチョウ



島畑(芻畑)



蟹江川護岸跡の玉石

(6) 石造物

指定等文化財に石造物は見られませんが、未指定文化財としては65件所在しています。その多くが歌碑と句碑ですが、それ以外にも蟹江町各地に人物や歴史に関する石造物が建てられていることがうかがわれます。

①歌碑・句碑

歌碑・句碑は多くが鹿島神社文学苑にある「中村汀女句碑」や「水原秋桜子句碑」等の石碑です。また、龍照院に「龍照院 川柳石碑」があります。



中村汀女句碑



水原秋桜子句碑



山口誓子句碑



龍照院 川柳石碑

②記念碑

記念碑は「不木碑」や「戸谷徳一翁碑」等蟹江町ゆかりの人物にまつわる碑が多くあります。その一方で、「蟹江漁業協同組合記念碑」「蟹江城主先祖代々供養塔」「忠霊塔」「聖徳皇太子塚」「蟹江町道路元標」等もあり、時代や傾向が幅広いのが記念碑の特徴です。



不木碑



戸谷徳一翁碑



忠霊塔



聖徳皇太子塚

③灯籠

灯籠は、「鹿嶋神社石灯籠」、「蟹江神明社常夜灯」と「蟹江神明社灯籠」、「三名神社常夜灯」等があります。



鹿嶋神社
石灯籠



蟹江神明社
常夜灯



蟹江神明社
灯籠



三名神社
常夜灯

(7) 産業

産業は未指定文化財のみですが、地域の生業を今に伝えています。

① 漁業

漁業には歴史民俗資料館所蔵の「漁業組合資料」や川漁で使用された漁具、伊勢湾で使用された打瀬船関連の資料等があります。



打瀬船模型

② 農業

農業は蟹江町で採れる「白イチジク^{ほうらいし}(蓬莱柿)」のほか、歴史民俗資料館に所蔵されている米作りで使用された「田舟」や「田下駄」、「耕作関連道具」や「稲作用除草機」、「米収穫関連道具」等があります。



白イチジク(蓬莱柿)



田舟

③ 商工業

商工業は「味醂・酒」や明治から昭和にかけて盛んだった「日本刺繍」等があげられ、歴史民俗資料館所蔵の醸造道具や日本刺繍の製品も多く残されています。



醸造道具



日本刺繍

(8) 郷土食

郷土食は全て未指定です。「いな饅頭」や「ふなみそ」、「もろこ寿司」のような川で捕れる食材を使った水郷ならではの料理のほか、蟹江合戦が起源だとされる「茶粥(米ぢゃ)」といった、蟹江町の歴史と関連づけられる料理もあります。



いな饅頭



ふなみそ



茶粥

第3章 蟹江町の歴史文化の特徴

前章までで蟹江町の地理や歴史を確認し、文化財の整理分類をしてきました。ここからうかがえるのは、水とともに蟹江町が発展し、様々な文化財が生まれてきたということです。

古くは海であったこの地域は、川が運んだ土砂によって陸地となり、多くの川が集まり海へと注ぐ土地で人々は営みを始めました。そのため、人々の生活は常に水とともにありました。水田での稲作に加え、川や近海では漁業が盛んに行われ、かつて水産物は蟹江町の特産品でした。また、豊富な川の伏流水や水田で収穫できる米、水路を使った物流が醸造業の発展にもつながりました。そして、身近に捕れる川魚と酒やみりん等の調味料を活かした郷土食がこの地に根付きました。

多くの川が流れ、伊勢湾に近いという立地は、漁業や物流だけでなく、人の行き交いも盛んにしました。そのため、伊勢湾へ臨む要衝として蟹江城が築かれ、この城を奪い合う蟹江合戦にも結びついていきました。

舟運による物流と人々の交流、水産物や伏流水の恵みによって川沿いを中心にまちは発展していきました。そこに住む人々が生活するなかで培ってきた篤い信仰により、寺社をはじめとした宗教文化が花開き、関連する数多くの文化財が残されてきたのです。その中で、労働の励みとして祭礼が行われ、受け継がれてきたのです。そして、水の恩恵によって蟹江の地が発展し、地域特有の文化が育まれたことにより、文学者等の著名人が数多く輩出されたのです。

ただし、水とともに生きていくためには、度々見舞われる水害に耐え、治水への努力を絶えず行わなくてはならなかったのも事実です。水からの大きな恵みを受けてきた一方で、水との戦いという負の面があったことも忘れてはなりません。

このようにみたととき、蟹江町の歴史文化を包括する特徴は「水郷」です。多くの川が町内を流れ、古くから海沿いの港町として発展してきた蟹江町にとって、水郷であることが文化を育む基盤であったといえます。そして、水郷にまつわる歴史文化から派生して様々な特徴が生まれてきたのです。

本計画では、水郷という蟹江町の歴史文化から生まれた多様なキーワードを抽出し、「水郷の生活」「蟹江城」「祭礼」「著名人」「災害」という5つのキーワードに着目しながら特徴をまとめました。

水郷にまつわる歴史文化

水郷として育まれたまちの生活

蟹江城と蟹江合戦

水郷のまちの人々が守り伝えてきた祭礼・信仰

水の豊かな土地が育んだ地域ゆかりの著名人

水との戦いを乗り越えた歴史

(1) 水郷として育まれたまちの生活

佐屋川、蟹江川、善太川等の川が日光川に注ぎ、伊勢湾に繋がっていた蟹江は昔から良好の漁場に恵まれていました。川の水と海水がまじりあう汽水域であったことから、フナやモロコのほか、良質なウナギやシジミが採れ、川から引いた用水を利用した田には魚が入り込むこともありました。そのため、当町では海や川だけでなく、用水や田でも様々な漁が行なわれ、工夫を凝らした漁具が残されています。

江戸時代の新田開発によって開拓された水田が広がる蟹江町の主な農産物は米です。道路があまり整備されていなかった時代には、遠くの田んぼに出かけるために網目のように流れる水路を使い舟を漕ぐ農家の人の姿がみられたといえます。また、低湿地で泥土に足をとられないよう、田舟や田下駄等の道具を使っていたのも特徴です。また、蟹江町特産の農産物に白イチジクがあります。蓬莱柿という日本古来の希少な品種です。かつては蟹江川沿いの堤防や民家の庭によく生えていたといえます。白イチジクは低湿地によく生育しており、水郷である蟹江が適していたのです。それを明治時代に出荷したのが始まりで、一時はイチジクをいっばいに載せたイチジク列車が運行していたと伝えられています。伊勢湾台風の被害や農家の減少により出荷数は減りましたが、ケーキや和菓子等の加工品も作られ、親しまれています。

原料となる川の伏流水と水田で豊富に採れる米に恵まれた蟹江町では昔から酒や味噌等の醸造業が盛んでした。蟹江川の川筋には原料や製品を運ぶ時の利便性から酒蔵が建ち並び、明治の初めには19軒もの造り酒屋がありました。現在ではその数は減ったものの、蟹江川沿いに建つ工場、住宅、蔵、事務所が登録有形文化財建造物になっている甘強酒造をはじめとした、創立から150年近く経つ伝統を守り続ける酒蔵が残ります。

水郷の町、蟹江町では昔から地元で採れる魚を様々に工夫して食べていました。いな饅頭、ぼら雑炊、ふなみそ、もろこ寿司等が今も受け継がれています。イナは、ボラの子で、いな饅頭は、イナの腹を切らずに腸と背骨をとり、調理味噌を焼いた、趣向を凝らしたおもてなし料理です。伊勢湾が近い蟹江の川にはボラが遡上してくるため、イナやボラは蟹江で昔からよく使われる食材でした。また、このあたりの地域では炊き込みご飯のことを「雑炊」と言い、ぼら雑炊はボラを使った炊き込みご飯のことを指します。大勢集まった時によく食べられました。ふなみそは豆味噌でフナをじっくり煮込んだ冬のごちそう、もろこ寿司はモロコの佃煮をのせた押しずしで、祭りや法事の時に食べたハレの食事です。郷土食を伝えるこ



昭和初期の魚市場の様子



白イチジク



甘強酒造



もろこ寿司

とは、川魚を食べるといふ食文化とともに、地域の生活文化を伝えるものでもあります。

このように、水産物や農産物、醸造業、そして食文化にいたるまで、いずれも海や川等豊かな水資源があったからこそ育まれてきたものです。ここに、蟹江の生活文化が水郷特有のものであることが見てとれます。

(2) 蟹江城と蟹江合戦

蟹江城の成立は定かではないものの、大正4(1915)年に建てられた「蟹江城址」の碑文によると、永享年間(1429-1441)に北条時任がこの地に城塞を築いたとされています。また、天保14(1843)年に編纂された『尾張志』には渡辺源十郎という人物が築城したとも記されていますが、この城塞がそのまま改築されたものか、新たに築城されたものかは不明で、様々な伝承を生んでいたことがわかります。

蟹江に城が築かれた理由としては、いくつもの河川が流れ伊勢湾に注ぐ場所で、水上交通の要衝であったことから、伊勢攻略の拠点となると考えられたからだといわれています。そして、何度かこの城を巡る戦いが繰り広げられました。

蟹江城を舞台にした戦いは複数ありますが、特に天正12年(1584)年の小牧・長久手の戦いに関連する戦いは、蟹江合戦として後世にも語り継がれています。この戦いでは、海運の重要拠点だった蟹江をめぐる織田・徳川連合軍と、羽柴秀吉軍が戦い、最終的に織田・徳川連合軍が勝利しました。城主であった佐久間正勝の留守を任されていた前田長定の寝返りにより秀吉軍の滝川一益が入城した際、鈴木重安、重治が抵抗した功績により、織田・徳川連合軍の勝利に結びつくとされ、戦いの後に徳川家康が重治に槍を与えたと伝えられています。

また、蟹江の郷土食である茶粥は、この戦いの際に兵士が作ったのがはじまりだとされています。蟹江の茶粥は、川の土手等に自生したカワラケツメイという一年草をお茶の代用として煮出して作るのが特徴で、町内でも蟹江城址周辺の地域の家でよく食べられてきました。



蟹江城址



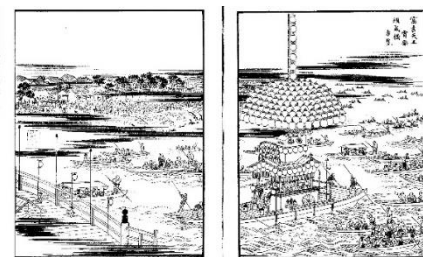
茶粥

(3) 水郷のまちの人々が守り伝えてきた祭礼・信仰

江戸時代になると、町民たちの文化も発展していきました。寛文年間(1661-1673)に編さんされた『寛文村々覚書』には須成祭が毎年旧6月17日・18日にあり船が出ていたことが記録されています。また、江戸末期の『尾張名所図会附録』にも、蟹江川に巻藁船が浮かぶ須成祭の様子が描かれており、当時から華やかに行われていたことがわかります。蟹江川周辺の風景は変化していますが、祭船の様子は今もほとんど変わりありません。須成祭は「車楽船行事」と「神葭流し」に関わる行事で構成され、長期にわたって数々の行事が行われますが、時代に合わせながらも伝統を守り、地域の人々の手によって伝えられてきています。

また、蟹江神明社の祭礼である蟹江祭は、町民が仮装等をして祭囃子に合わせて道踊りを行い、賑やかに行われることが有名で、享保2(1717)年8月に尾張藩主徳川継友が、この祭りが盛大であると聞き名古屋城へ出向かせたとされます。この時には、蟹江本町に加え今村、^{かねやなぎ}金柳、^{ずんぼ}百保、西之森、観音寺、蟹江新田、福田新田から総勢2千人が、馬の塔を先頭に名古屋城へ行列したと伝えられています。昭和末期に道踊りの披露がなくなる等一時衰退した時期もありましたが、平成以降は道踊りも復活し、祭囃子の伝承活動も続けられています。

蟹江川沿いには龍照院、富吉建速神社・八刃社、善敬寺、松秀寺、地蔵寺、西光寺、蟹江神明社、安楽寺、法応寺、盛泉寺等多くの寺社が並んでいます。川沿いに人々の営みが生まれ、人々の精神的な拠り所として寺社が多く存在したことがうかがえます。また、町内各所には小社や地蔵堂も点在しています。これらの寺社等では古くから続く行事や祭礼、それにとまなう芸能も伝えられており、須成祭や蟹江祭のほか蟹江新町日吉神楽、秋葉三尺坊大権現の火渡り神事、釜鳴り神事等が伝統を守って行われています。



『尾張名所図会附録』
富吉天王宵祭須成橋古覧



蟹江祭



蟹江新町日吉神楽

(4) 水の豊かな土地が育んだ地域ゆかりの著名人

医学者でありながら、探偵小説(後の推理小説・ミステリー小説)として、また、俳人として大正から昭和初期にかけて活躍し、多くの作品を残した小酒井不木(1890-1929)は、明治23(1990)年に新蟹江村(現・蟹江新田)の地主の息子として生まれました。不木の生家は日光川の支流沿いにあり、自伝には川沿いの風景を愛でる文章を残しています。太平洋戦争中には文豪吉川英治(1892-1962)が度々蟹江を訪れたといい、蟹江の水郷地帯の風景を「東海の潮来」と称したとされています。昭和39(1964)年には、蟹江で詠んだ「佐屋川の土手もみちかし月こよひ」の句碑が有志により建立され今に残されています。さらに、建築家であり俳人である黒川巳喜(1905-1994)は、昭和43(1968)年に水郷地帯の風景を句碑に刻んで残そうと鹿島神社文学苑句碑の建立を始め、蟹江近郊で活動する俳人だけでなく全国的にも著名な俳人に蟹江の水郷風景を詠んでもらい、神社境内に句碑を26基建立しました。このように、蟹江町では近代以降、文学に関する著名人の活躍とそれを顕彰する活動が盛んにおこなわれています。

また、須成の蟹江川沿いにあった酒造業者の家に生まれた神田鐳蔵(1872-1934)は、若い頃から実業家として力を発揮し、証券取引や銀行経営で名を上げるとともに、浮世絵を収集し「神田コレクション」を築き文化財の海外流出を防ぐという文化面でも活躍した人物です。多くの政財界の人物と接点を持ち、特に渋沢栄一とは深い交流がありました。そのほか蟹江町出身の画家では、近世後期から明治初期に活動した南画家、林稼亭(1824-1905)や、昭和以降活躍した佐藤百秋(1909-1982)、宇佐美江中(1929-)等があります。佐藤百秋は、蟹江祭や蟹江の水郷風景等、町内の情景を描いた作品を多く残しています。山田玉田(1872-1961)や森本三鎧(1901-1979)、丹羽賢龍(1888-1974)らは、蟹江町出身の仏教家として活躍しただけでなく、書道家としても評価が高い人物です。



小酒井不木



神田鐳蔵

(5) 水との戦いを乗り越えた歴史

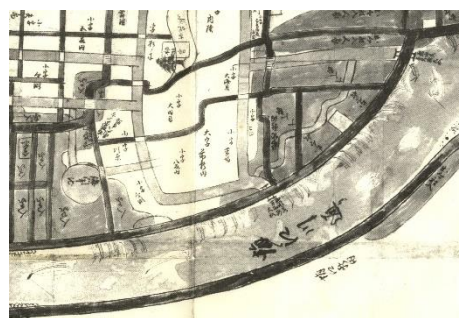
古くから、当町は北部の須成を中心として栄え、須成の商人は川船で津島や清州に行き来していました。しかし、1600年代に蟹江川が整備されると、それまでの港の賑わいは須成村から蟹江本町村へと移り、南部の舟入地区には漁港ができ、熱田・知多・桑名等との流通が盛んに行われました。江戸時代の蟹江本町村絵図には、蟹江川河口に多くの舟が描かれており、当時の舟運の様子が見てとれます。

また、寛永年間(1624-1644)に蟹江新田、福田新田が相次いで干拓されると、干拓された新田に引くための用水が域内に張り巡らされ、後の蟹江町の特徴となる水郷の景観が育まれていきました。文政5(1822)年に樋口好古が尾張の村々の現状と沿革をまとめた『尾張徇行記』の巻五「蟹江新田」項には「此新田ハ東ニ蟹江舟入川アリ、中央ニ日光川アリ、其間ニ川アリ、是ヲ佐屋川ト云。又、日光川ノ西大野新田ノ界ニ川アリ、大膳川ト云。此ニ川共ニ古川ノ跡ナル歟。四方川ニテ囲ミ実ニ水郷ノ地也。」とあり、近世からこの地が、様々な川が流れる水郷であったということが確認できます。

河川の豊かな水がある一方で、古くから利水と治水への対策が不可欠だったのも蟹江の特色です。近世、尾張国内の用水は既に藩に統制管理されており、役人らの管理の下、農業のために必要な引水や悪水排除が行なわれ、大江通井組や蟹江大海用井組等、井筋からの引水を管理する「井組」が村々で結成されました。しかし、それでも水害は避けられませんでした。『尾張徇行記』「蟹江本町村」項にも「又、水鑑ニ蟹江川ハ往古ヨリ悪水筋ナリ。(略)慶安三寅ノ秋、大風雨ニテ川通水潦激シクシテ堤決壊ス」という記録があります。暴風雨や高潮により被害が発生する度に蟹江の人々は復旧工事を行い、水門を設置して対策をする等して乗り越えてきたのです。

近代以降水門等の設備建設は強化され、県により昭和5(1930)年、現在の県道103号にある日光大橋の場所に樋門が、続いて昭和7(1932)年には蟹江川の国道1号の上流にも樋門が建設されました。しかし、昭和34(1959)年に伊勢湾台風で甚大な被害を受け、さらなる対策が必要となりました。二つの樋門は役目を終え、日光川河口と蟹江川河口には排水機場が設置され今に至っています。

水害に見舞われながらも人々がこの地を離れることなく生活を続けてきたのは、川から得る恵みが豊富にあったからです。農業や漁業、商工業、といった蟹江の人々の生業には、水源として、漁獲物の産地として、流通の拠点として川は欠かせないものでした。また、日々の生活のなかでも、川は生活道路として、さらには日々の食材調達の場所として人々の日常に溶け込んでいました。蟹江町が水郷のまちとして発展を続けてきたのは、大小様々の河川を時に利用し、時に水と戦いながら共存を果たしてきた結果だといえるでしょう。



蟹江本町村絵図(部分)
(蟹江町史附図より)



日光川樋門



蟹江川樋門



舟で田へ向かう農家の人

第4章 文化財の保存・活用に関する現状

1. 文化財の保存・活用に関する現状

(1) 文化財の保存に関する取組みの現況

①文化財の調査実績

当町の文化財調査に関する実績としては以下のものが挙げられます。

[愛知県による調査]

| 名称 | 内容 |
|------------------|---|
| 愛知県民家緊急調査 | 愛知県教育委員会により昭和47(1902)年に民家緊急調査が行われ、一次調査で約240件、二次調査127件、三次調査では46棟が選定され、調査が実施されました。 |
| 愛知県民俗文化財緊急分布調査 | 愛知県教育委員会により昭和53(1978)年に民俗調査が行われました。 |
| 愛知県民俗芸能総合調査 | 愛知県教育委員会を実施主体とし、昭和61(1986)年から2ヶ年で県内に保存・伝承されている民俗芸能、指定・未指定合わせて約1000件以上の調査が実施されました。 |
| あいちの祭り行事調査 | 愛知県教育委員会を主体に、祭り・行事の実態について把握するため、平成10(1998)年から3ヶ年かけて調査が実施されました。 |
| 愛知県史民俗調査 | 愛知県史編さん委員会民俗部会を主体とし、愛知県史の編纂を目的として、平成11(1999)年に蟹江新町を対象とした民俗調査が行われました。 |
| 愛知県史鈴木家(蟹江家)文書調査 | 愛知県史編さん委員会近世史部会を主体とし、愛知県史の編纂を目的として、平成13(2001)年に鈴木家(蟹江家)文書の調査が行われました。 |
| 近代化遺産(建造物等)総合調査 | 愛知県教育委員会を主体に、平成14~16年度に文化庁の国庫補助事業として、近代化遺産である建造物等の総合調査が実施されました。 |
| 近代和風建築総合調査 | 愛知県教育委員会を主体に、平成17~18年度に文化庁の国庫補助事業として、近代和風建築の総合調査が実施されました。 |

[蟹江町による調査]

| 名称 | 内容 |
|----------------------------|--|
| 蟹江町史 | 蟹江町史編さん委員会編。昭和48(1973)年に刊行された蟹江町の町史で、文化財について総合的にまとめた最初のもの。 |
| 蟹江町十年の歩み | 蟹江町十年の歩み編集委員会編。昭和60(1985)年に刊行された記念誌。 |
| 須成祭総合調査報告書 | 蟹江町が平成18年度から21年度までの3か年で実施した須成祭の総合調査。 |
| 蟹江町制施行130周年記念 蟹江町130年のあゆみ | 蟹江町歴史民俗資料館編。蟹江町制施行130周年を記念して令和元(2019)年に刊行された記念誌。 |
| 重要文化財富吉建速神社本殿・八剣社本殿修理工事報告書 | 昭和52(1977)年に富吉建速神社本殿と八剣社本殿が修理工事された際の報告書。なお、令和2年度にも社殿の保存修理が行われています。 |

他地域との連携した調査の成果として、海部歴史研究会によって『海部津島人名事典』や『海部津島祭礼芸能事典』の編纂も行われています。

上記の他、郷土史家による研究として『蟹江のまつり』『東海の潮来』『100年立った蟹江町の面影ふるさとの方言とまつり』『蟹江合戦』『蟹江町年表』『ふるさと紀行』『昔の蟹江をご存じですか』『蟹江史譚』等があげられます。

②文化財の調査状況

当町の文化財の調査の状況は以下のとおりです。ここでは、把握調査は所在確認や基礎情報の確認調査、総合調査は現状及び歴史・背景、周辺情報等の詳細な調査をさします。把握調査については大半が概ね調査済みとなっていますが、個人や法人、地域団体等所有の建物や文化的資料は把握が難しく、さらなる調査が必要です。概ね把握調査済みになっている文化財でも保存・活用のためには、総合調査が行われることが望めます。

[文化財に関する調査状況]

| 調査 | 建造物 | | | 文化的有形資料 | | | | | | 民俗行事 | | 遺跡 | | | | 自然・景観 | 石造物 | | | 産業 | | | 郷土食 | 文化的景観 | 伝統的建造物群 | | | |
|----|-----|----|------|---------|----|-----|----|-----|------|------|------|------|----|----|-----|-------|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-------|---------|---|---|---|
| | 建物 | 橋梁 | 防災施設 | 絵画 | 彫刻 | 工芸品 | 書跡 | 古文書 | 歴史資料 | 生活道具 | 有形民俗 | 無形民俗 | 寺院 | 神社 | 伝承地 | 防災施設跡 | 歌碑・句碑 | 記念碑 | 灯籠 | 漁業 | 農業 | 商工業 | | | | | | |
| 調査 | △ | ● | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |

<凡例>◎:総合調査済み ●:把握調査済み ○:概ね把握調査済み △:一部把握調査済み —:対象なし

③文化財保護等の財政支援

蟹江町では、指定等文化財の所有者や管理者により文化財の保護管理等が行われているほか、地域の郷土芸能保存団体により伝承活動が行われています。そうした活動に対して蟹江町文化財保護等事業費補助金交付要綱に基づき、国・県・町文化財保護事業のほか、指定・登録のない郷土芸能伝承活動等にも補助金を交付してきました。令和元年度から3年度までの3年間の事業実績は以下のとおりです。

[事業一覧]

| 事業名 | 令和元(2019)年度 | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 国指定文化財保存修理事業 | — | 1件 | — |
| 国指定重要無形民俗文化財伝承事業 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 国指定文化財維持管理事業 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 国指定文化財防災設備復旧理事業 | — | — | 1件 |
| 町指定文化財維持管理事業 | — | — | 1件 |
| 町指定無形民俗文化財伝承事業 | 1件 | — | 1件 |
| 町指定天然記念物保護増殖事業 | — | — | 1件 |
| 郷土芸能伝承活動振興事業 | 17件 | 4件 | 4件 |
| 郷土芸能道具等保存修理事業 | 2件 | — | — |

④文化財の防災対策

国指定の文化財建造物については、文化庁および県の指導のもと、耐震や防火対策がとられています。指定文化財が多数ある須成地区については、文化財防火デーにあわせ、毎年防火訓練を行ってきました。

また、平成23(2011)年度に県によりデジタル文化財台帳がCD版で作成され、国・県・町指定の文化財についての基本情報を愛知県と当町で共有しています。

その他の文化財については、補助金申請時に防災対策についての方針について確認を行っています。

⑤個別の文化財保存活用計画

当町の個別の文化財に関する保存活用計画は、作成実績はありません。総合計画のなかに文化財についての施策が組み込まれており、今まではそれに従って適切な保存・活用を行ってきました。

(2)文化財の活用に関する取組みの現況

①歴史民俗資料館での取組み

1) 展示

■蟹江町歴史民俗資料館(場所:愛知県海部郡蟹江町城一丁目214番地)

蟹江町歴史民俗資料館は、昭和53(1978)年に開館しました。昭和51(1976)年の蟹江町役場新庁舎移転にともないその跡地の一画に建設され、昭和44(1969)年開館の蟹江町郷土館を受け継ぎました。

平成元(1989)年には、隣接して開館した蟹江町産業文化会館と接続され、会館内に企画展示室と収蔵庫が設けられ、その後事務所も会館内に入り、産業文化会館という複合施設の一部として機能しています。平成9(1997)年には、旧蟹江家土蔵の寄贈を受け、翌年より別棟収蔵庫として活用してきましたが、平成29(2017)年、多世代交流施設建設のため撤去・廃止となり、現在に至っています。



| | |
|--------------------------|--|
| 第1展示室 小酒井不木資料室 | 蟹江町出身の探偵小説家である小酒井不木に関する資料を展示している。小酒井不木全集をはじめとした作品や直筆原稿、江戸川乱歩との交友関係を示す手紙のほか、自身が発起した「ねんげ句会」の活動等で残した俳句の作品も多く展示している。 |
| 民俗展示室兼研修室 蟹江の生活道具展示 | 蟹江の昔の家の中の暮らしの道具を、食卓を中心に再現展示している。図書コーナーもあり、歴史・民俗に関する学習もできる。 |
| 第2展示室 川・水と歴史・くらし | 水郷地帯独特の農具や漁具、夏に行われる川祭り「須成祭」に関する資料、水際の要衝地であった蟹江城に関する資料を展示している。 |
| 企画展示室 蟹江の歴史と文化・機織コーナー | 蟹江町の歴史や産業・祭り・遊び・災害・教育・郷土ゆかりの文化人等を紹介している。この展示室は特別展会場にもなる。 |

年2回ほど特別展を開催、企画展も随時開催し、古文書を読む会、郷土体験学習会、文化財研修会等の教育普及活動を行っています。

2) 資料の収集・保管

当館の収集資料の特色としては、木曾川デルタ地帯の南に位置を占めて発達した海拔ゼロメートル地帯の水郷に関連した資料が多くなっています。

淡水水面と近海の海水面を含めた漁労関係資料、低湿地特有の農具、水上交通や豊富な米と良質の水を利用した醸造用具、当町の歴史背景や新田開発の記録を残す古文書等が基本的なものです。近年は郷土ゆかりの著名人に関連する資料、戦後の人々の生活や世相を反映した諸資料等も収集・保管しています。

[資料点数]

【蟹江町歴史民俗資料館所蔵資料】(令和4年度6月時点)

| 大分類 | 小分類 | 名称 | 総数 | |
|-------|--------------------|------------------------|------------|-----|
| 文化的資料 | 絵画 | 宇佐美江中関連資料 | 19 | |
| | | 黒川紀章関連資料 | 2 | |
| | | 佐藤高越関連資料 | 7 | |
| | | 佐藤百秋関連資料 | 2 | |
| | | 林稼亭関連資料 | 13 | |
| | | 川合玉堂作水車梅 | 1 | |
| | | 鬼頭鍋三郎筆舞妓額装 | 1 | |
| | | 熊谷守一作梅額装 | 1 | |
| | 工芸品 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵のカニに関する工芸品 | 263 | |
| | | 荒川豊蔵作志野茶碗 | 1 | |
| | | 初代中村道年作楽茶椀蟹印入 | 2 | |
| | | 太刀備前長船則光 | 1 | |
| | | 青貝菊花紋鏡 | 1 | |
| | | 黒漆覆輪小鞍 | 1 | |
| | | 萌葱系威胴丸 | 1 | |
| | 書跡 | 飯田棲山関連資料 | 19 | |
| | | 神田蘇華関連資料 | 6 | |
| | | 神田鐺藏関連資料 | 19 | |
| | | 黒川巳喜関連資料 | 16 | |
| | | 小酒井不木関連資料 | 729 | |
| | | 丹羽賢龍関連資料 | 2 | |
| | | 服部擔風関連資料 | 5 | |
| | | 森本三鎧関連資料 | 10 | |
| | | 山田玉田関連資料 | 9 | |
| | | 吉川英治関連資料 | 4 | |
| | | 鹿島神社文学苑句碑俳人直筆掛軸 | 24 | |
| | | 野口雨情掛軸(蟹江音頭歌詞) | 1 | |
| | | 鬼頭鍋三郎書 | 1 | |
| | | 古文書 | 鈴木家(蟹江家)文書 | 621 |
| | 山口家文書 | | 31 | |
| | 永田家文書 | | 1,500 | |
| | 太田家文書 | | 96 | |
| | 蟹江本町村屋敷地絵図 | | 1 | |
| | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵の地方文書等 | | 1,377 | |
| | 近代以降教科書・教養書 | | 315 | |
| | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)生活道具 | 73 | |
| | | 鈴木家使用印 | 12 | |
| | | 火縄銃等武具 | 11 | |
| | | 太平洋戦争関連資料 | 40 | |
| | | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵の世相に関する資料 | 14 | |
| | 生活道具 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵衣生活道具 | 108 | |
| | | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵食生活道具 | 700 | |
| | | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵住生活道具 | 160 | |
| | | 防火・防災に関する道具 | 33 | |
| | | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵玩具類 | 170 | |
| | | | 古銭・貨幣 | 90 |

| 大分類 | 小分類 | 名称 | 総数 |
|------|-----------|-------------|-------|
| 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭稚児衣装 | 4 |
| | | 須成祭絹行灯・提灯 | 27 |
| | | 馬具(五之町) | 1 |
| | | 馬具(新屋敷) | 1 |
| | | その他祭礼用具 | 2 |
| | | 太鼓等楽器 | 10 |
| 産業 | 漁業 | 漁業組合資料 | 26 |
| | | 淡水漁業関連漁具 | 93 |
| | | 海水漁業関連漁具 | 7 |
| | | 海苔養殖関連漁具 | 51 |
| | | 漁獲物流通関連道具 | 27 |
| | | 漁船関連資料 | 24 |
| | | 漁業風景模型 | 21 |
| | 農業 | 田舟 | 2 |
| | | 田下駄 | 2 |
| | | 耕作関連農具 | 33 |
| | | 田植えに関する農具 | 24 |
| | | 稲作用除草機 | 6 |
| | | 米収穫関連農具 | 69 |
| | | 蔬菜栽培・畑作関連資料 | 5 |
| 商工業 | 醸造業関連道具 | 23 | |
| | 日本刺繍業関連道具 | 48 | |
| | 看板・店舗用品 | 100 | |
| | | 製造器機 | 3 |
| 郷土食 | | 寿司箱 | 1 |
| | | 郷土食模型 | 15 |
| | | 郷土食調理映像資料 | 1 |
| 総数 | | | 7,139 |

【寄託資料】

| 大分類 | 小分類 | 名称 | 総数 |
|-------|------|------------------|-------|
| 文化的資料 | 古文書 | 鈴木家(蟹江家)文書 | 5,220 |
| | | 蟹江冬蔵軍服 | 1 |
| | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)武具等 | 68 |
| | | 鈴木家(蟹江家)生活道具・調度品 | 15 |
| 総数 | | | 5,304 |

※資料館が所蔵する未指定文化財についての資料点数は、上の表の「名称」1つにつき1点として未指定文化財件数に反映させています。

3) 普及・啓発

(i) 教育普及

現在実施している講座等は次のとおりです。

[取組一覧]

| 講座名 | 内容 |
|--------------|-------------------------------------|
| 古文書を読む会 | 古文書をとおして当時のくらしや歴史を知る |
| 「かにえ地域学」講座 | 地域散策や実習を中心に行い地域の歴史や文化、産業等を学ぶ |
| エコきっず調査隊 | 小学生対象の川を中心とした環境学習 |
| 郷土体験学習会 | 小学生対象の体験学習 |
| 須成祭体験講座 | 須成祭の準備等の行事を現地で体験する講座 |
| 須成祭マイスター養成講座 | 須成祭について詳しい知識を持ち、普及できる人材を育成する講座 |
| 出前授業 | 学芸員が小中学校に出向き、蟹江の歴史文化等について授業を行う |
| 出前講座 | 学芸員が住民グループの要望に応じて蟹江の歴史文化等についての講座を行う |
| 文化財研修会 | 有識者を講師に招き講演会を行う |

(ii) 書籍・冊子等の発行

当町の文化財の普及・啓発に資する取組みとして、様々な書籍や冊子等を発行してきました。

[発行物]

| | | |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| ・蟹江町歴史民俗資料館年報第1冊(昭和54年度)～43冊(令和4年度) | | |
| ・郷土かにえのお話 | ・鈴木家文書(1)～(4) | ・古文書研究資料編1～6 |
| ・蟹江町歴史民俗資料館 紀要 | ・蟹江町歴史民俗資料館特別展 | 貝殻からみえる昔のくらし |
| ・須成祭ユネスコ無形文化遺産登録記念特別展 | | ・須成祭の車楽船行事と神葎流し |
| ・須成祭ガイドブック | | |

(iii) 資料館自主グループとの連携

資料館で活動する自主グループに「機織染色学習会」があります。グループの会員により歴史民俗資料館所蔵の糸車や機織等の道具を使い、かつて蟹江周辺の地域で生産されてきた「尾張木綿」の製作工程の再現がされ、グループの活動日には実演による動体展示が行われています。また、会員の協力を得て、綿から布ができて工程を小学生が体験する講座も定期的に行ってきました。

②他部局との連携による取組み

1) 文化財等の保存に関する取組み

消防本部予防課では、文化財防火デーあるいはその直前の日曜日に富吉建速神社・八劔社で敬神会等と合同放水訓練の実施、消防訓練の直前の金曜日に歴史民俗資料館、富吉建速神社等の立入検査の実施等を行い、文化財等の保存に努めています。

2) 文化財等の活用に関する取組み

他部局と連携し、様々な文化財等を活用した取組みを推進しています。

[取組一覧]

| 担当課等 | 取組内容 |
|------------------|---|
| 総務課 | 新人職員向けに町の施設や歴史の概要説明を行う取組み |
| ふるさと振興課 | 蟹江城址の御城印の販売や町出身の探偵小説家である「小酒井不木」の作品を活用し、町外からの誘客を図る取組み |
| 土木農政課 | 水郷の里の魅力再生を目的とし、かつての石積護岸の景観再現を目指して「蟹江川かわまちづくり計画」に基づき、河川空間を再整備する取組み |
| 消防本部 予防課 | 文化財防火デーに合わせて、歴史民俗資料館、富吉建速神社等の立入検査を実施し、富吉建速神社・八剱社で敬神会等と消防訓練を実施し、合同放水訓練等を行う取組み |
| 教育課 | 蟹江町立の小中学校へ転入した教職員や町の新人職員を対象に町内を巡り町の施設や歴史の概要説明を行い、町の歴史等への理解を促進する取組み |
| 生涯学習課 | 学芸員の案内で文化財所在地等を巡って歩き、楽しみながら運動(ウォーキング)するといった取組み |
| 観光交流センター 「祭人」 | センター内の須成祭ミュージアムでの須成祭の魅力の発信や、蟹江町の特産品や土産品の販売・郷土食の提供、レンタサイクル事業により歴史民俗資料館等との周遊を促し、賑わいを創出する取組み |

③地域との連携による取組み

1) 文化財公開事業

町民の方々に町内の文化財にふれてもらう機会として、毎月18日にガイドボランティア協力のもと、国指定重要文化財 木造十一面観音立像(龍照院)の公開を実施してきました。

また、10月に実施される「かにえ町民まつり」の会場にて、無形の民俗文化財および郷土芸能の公開を地元町内会の協力のもと実施しています。

2) 出前講座

地域住民のグループが主体となる勉強会に学芸員が講師として出向き、蟹江町の歴史や文化について講義を行っています。

④広域連携の取組み

当町では、以下の団体に加盟および連携体制をとって広域で文化財の保護や普及に取り組んでいます。

- ・全国山・鉾・屋台保存連合会 (須成文化財保護委員会が会員、蟹江町が事務等担当)
 - ・あいち山車まつり日本一協議会(須成文化財保護委員会・蟹江町が加盟)
 - ・愛知県博物館協会(蟹江町歴史民俗資料館が加盟)
 - ・海部歴史研究会(海部地域の文化財担当者や学芸員による連絡会議と講演会等を企画)
- (このほか、登録有形文化財所有者が愛知登文会に加盟する等連携をとって活動しています)

2. 町民の文化財に対する意識の現況

町民の文化財に対する意識や、保存・活用に対する考え方を確認し計画書に反映させるため、令和2年度に意識調査として町民アンケート調査及び小・中学生アンケート調査を、令和3年度に住民参加のワークショップを行いました。

(1) 意識調査概要

令和3年1月、18歳以上の町民を対象とした町民アンケート調査と、蟹江町の将来を担う世代を対象とした小・中学生アンケート調査を実施しました。調査の概要と調査結果からみる蟹江町の強みと弱みは以下のとおりです。

①町民アンケート調査

| | |
|------|---------------------------|
| 対象 | 蟹江町内在住の町民から無作為に抽出した3,000人 |
| 方法 | 郵送によるアンケート調査票の配布、回収 |
| 回収状況 | 有効回収数1,079票、有効回収率36.0% |

②小・中学生アンケート調査

| | 小学生 | 中学生 |
|------|---------------------|---------------------|
| 対象 | 蟹江町内の小学6年生308人 | 蟹江町内の中学2年生289人 |
| 方法 | 学校を通じた配布、回収 | 学校を通じた配布、回収 |
| 回収状況 | 有効回収数308票 有効回収率100% | 有効回収数289票 有効回収率100% |

③アンケート調査結果からみる蟹江町の強みと弱み

| | 強み | 弱み |
|--------------|---|--|
| ①町民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化へ関心のある人が多い ・神社仏閣や史跡等観光地、名所となる場への関心が高い ・蟹江町の歴史文化の印象として水郷文化が根付いている ・文化財の保存・活用を重要と考えている人が多い ・10歳代は歴史文化への関心が低くないが、保存活用は重要と考えている ・イベントや祭り等への参加の意欲が高い ・継承のためには歴史文化に触れる機会の増加や教育に力をいれるべきと考えている人が多い | <ul style="list-style-type: none"> ・十代の歴史文化への関心が低い ・俳句・和歌・文学作品、古文書等への関心が低い ・蟹江町の強みである伝統芸能や祭り、食文化や生活風習に対しての関心は高くない ・若い世代で、歴史文化は自分の生活に関係ないと感じるため関心が無い人が多い ・ガイドボランティアや伝統芸能の継承等自身が歴史文化を学んで継承していく意欲の人が少ない。 |
| ②小中学生アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化に興味のある人が多い ・歴史上の人物への関心が高い ・町独自の歴史文化は須成祭や水郷文化等、川が多く親和性が高いという認識がある ・町内祭に楽しんで参加している人が多い ・舟入小学校児童は町の歴史文化の認識度が高い ・学校教育や行事、地域の祭り等が充実している | <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡や美術品、生活文化への関心が低い ・歴史文化に関心が無い人は、好きではないと感じている ・須成祭の認知度は高いが、須成神社の認知度は低い ・郷土料理を「よく知っている」という人が少ない |

(2) ワークショップ概要

令和3年7月から8月にかけて、全3回にわたり、「かにえの歴史文化の魅力を発見しよう」と題してワークショップを実施し、20代から80代まで各世代の町民20人が参加しました。現地学習やグループワークを行い、蟹江町の歴史文化の魅力を抽出や活用していただくための取組案みの案を検討しました。

①実施内容

| | |
|------------------|--|
| 第1回 (R3.7.4) | かにえの歴史文化を知ろう! 蟹江町の歴史を紹介、町民の気になる・好きな文化財を抽出 |
| 第2回 (R3.7.18) | かにえの歴史文化について考えよう! 文化財の優先度合いや保護活用の方向性、特に重要な文化財の抽出 重要と考える文化財でまとまりをつくり文化財群として新しいストーリーを構築 |
| 第3回 (R3.8.22) | かにえの歴史文化の魅力と保存活用について考えよう! 新しく作った文化財群の魅力を拡散・継承していくための取組みを検討 |

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1. 文化財の保存・活用に関する将来像

蟹江町は、わが国で町村制が施行された明治22(1889)年に誕生した、全国で最も古い町の一つです。令和元(2019)年には町制施行130周年を迎え、これまでのあゆみをたどるとともに、町の発展を支えてきた先人の英知と情熱に思いを深める機会にもなりました。さらに歴史をたどると、「蟹江」という地名の記述は、建保3(1215)年まで遡ることができます。時代を経る中で戦禍や災害にも見舞われた一方で、約400年以上前から行われている「須成祭」が継承され、平成28(2016)年には、ユネスコ無形文化遺産としても登録されました。

この長い歴史の中で、当町は「水郷のまち」として川とともに発展し、川沿いを中心に市街地が形成され、都市化してきました。当町ならではの自然環境と人の営み、人と人との温かいつながりの中で独自の歴史文化が生まれ、それを守っていかうとする地域の人々の想いと努力によって文化財も守り伝えられてきました。こうして守り伝えられてきた文化財をさらに未来へ継承していくために、わたしたちは尽力していかなくてはなりません。

蟹江町の最上位計画である第5次総合計画において、教育・文化施策の方向性として「『歴史・文化・愛着』誇りを育むまちづくり」が掲げられています。この考え方に準じて、本計画においては、「歴史文化・愛着・誇りを育むまちづくり」を将来像として掲げ、これまでの取組みを継続・発展させ、文化財の保存・活用を推進していきます。

将来像

歴史文化・愛着・誇りを育むまちづくり

当町の歴史文化についての発掘が進み理解が深まり、みんなの財産として町民が協力して文化財の保存に努めます。それが活用に結びつき、文化財の価値や魅力について広く発信や普及活動が行われることにより、町への愛着や誇りを育みます。そして、文化財を活用することで地域が活性化し、次世代への継承へとつながっていくことを目指します。

2. 将来像を実現するための方向性

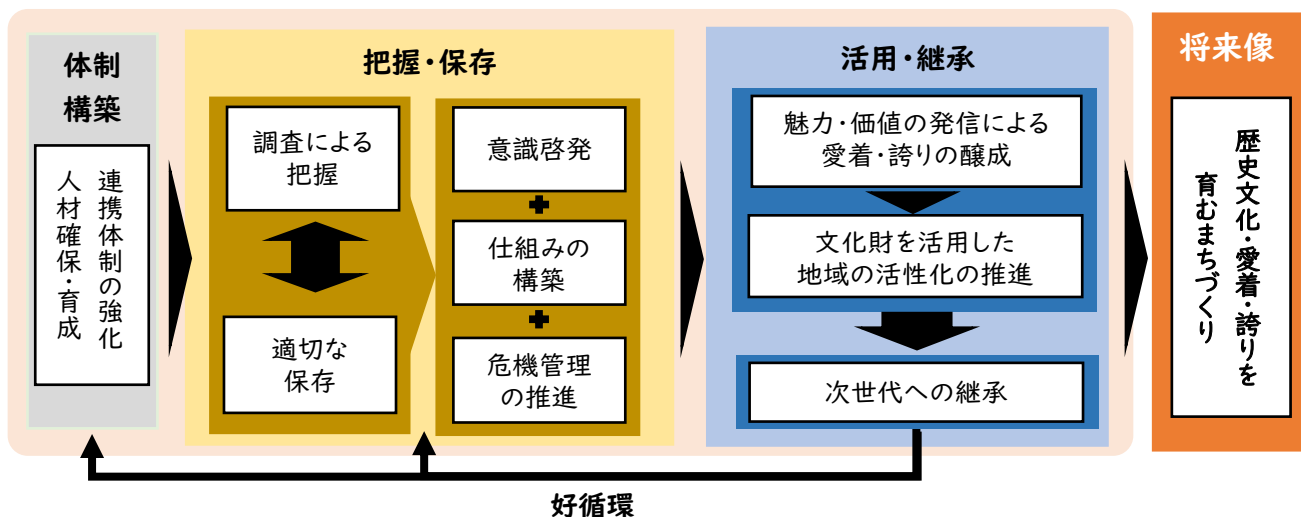
前項で定めた将来像を実現するため、文化財の保存・活用についての取組みの方向性として、「体制構築」、「把握・保存」、「活用・継承」の3つを掲げます。

| | |
|-------------------|--|
| 方向性1 体制構築 | 文化財を保存・活用していくための取組みを実現可能なものとするために、その土台となる取組みを行う人材の確保や育成をし、連携体制を整備することで、体制を構築する |
| 方向性2 把握・保存 | 文化財の調査による把握を行い適切な保存に取り組むとともに、文化財保存のための意識の啓発や仕組みの構築、危機管理推進をはかる |
| 方向性3 活用・継承 | 文化財の魅力や価値の発信により愛着や誇りを醸成することで、文化財を活用した地域の活性化へとつなげ、次世代への継承をはかる |

これらの方向性は、当町の歴史文化を通して町に愛着を持ち、誇りを育むまちづくりを実現する際に、持続可能なものとして機能していくにはどんな取組みが必要か、といった視点を切り口として整理しています。

それぞれの方向性が単独で機能するだけでなく、「体制構築」を基に「把握・保存」ができ、それが「活用・継承」へとつながり、歴史文化に興味のある人材が増え、「体制構築」が保持、拡大される、という好循環を生み出すことで、文化財を保存・活用する仕組みが持続することをねらっています。そして、方向性一つ一つが機能することで、将来像の実現に結び付くことを目指します。

[文化財の保存・活用の仕組み]



第6章 文化財の保存・活用に関する課題と方針

1. 文化財の保存・活用に関する課題

当町がめざす将来像を実現するための課題について、前章で掲げた方向性に沿って整理すると以下のようになります。

| 方向性 | 課題 |
|-----------------------|---|
| 方向性1 体制構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化等により担い手・支え手が不足してきており、今後の文化財の保存・活用に課題があります。 ・ 広域の保存団体への加盟や意見交換会等を行っていますが、より充実した蟹江町の文化財の保存・活用のためには、更なる関係団体等との連携の強化が必要となります。 |
| 方向性2 把握・保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 須成祭や資料館特別展に関連する文化財の把握調査は十分に行われてきましたが、民家や神社・寺院の宝物、地域の風習、町内各地の祭り等調査が不十分な文化財があります。 ・ 文化財の保存にあたっては、補助金等を活用して事業を推進していますが、文化財を修復するための技術者の確保が難しい状況があります。 ・ 文化財の保存にあたって、現状の歴史民俗資料館の収蔵庫の収容能力では受け入れることができないものがあります。 ・ 未指定文化財の中には、都市化が進む中で失われる懸念のあるものがあり、今後文化財となりうる資源の取り扱い方が明確に示されていない状況です。 ・ 水郷にまつわる蟹江町独自の文化財を保存したいという町民の意向も強いですが、食文化や景観、自然等の形のないものや所有者がないものについて適切な保存が難しい状況です。 ・ 町民が関心ある文化財は偏りがあり、町全体の幅広い分野に渡る歴史文化の保存が見込まれない可能性があります。 ・ 個人や団体が所有する文化財の中には、所有者がその価値について認識していない、保存の仕方がわからない等の理由により、適切に保存されず、貴重な文化財が失われる可能性があるものがあります。 ・ 文化財の保存にあたり、財源の確保が不十分です。 ・ 文化財の防災・防犯のための体制整備や継続的な意識啓発の取組みが十分ではありません。 |
| 方向性3 活用・継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 蟹江町の歴史文化や文化財について、よく知らない町民も多く、文化財への関心が低い状況です。 ・ 須成祭や川、蟹江城のイメージは強い傾向にありますが、それ以外のイメージは希薄です。今までもさまざまな文化財の啓発・周知に取り組んできましたが、依然として蟹江町の歴史文化へのイメージの偏りがあります。 ・ 観光産業の取組みにおいて、様々な活用が進められている部分がありますが、あまり知られていない文化財の活用が不十分です。 ・ 町や観光協会のホームページ等において文化財や関連する観光スポットに関する基本的な情報発信は行われていますが、様々なターゲット（年齢等）を意識した取組みを展開することができておらず、IT等の活用も不十分となっています。 ・ 歴史文化だけをテーマとした活用では、歴史文化にあまり関心がない層に目を向けてもらうことが難しい状況です。 ・ 蟹江町の総合計画等においても歴史文化の継承を位置づけ、取組みを推進してきましたが、親しみのある身近な取組みが少なく、町民の具体的な取組みへ寄与していません。 ・ 子どもたちやその親世代の文化財への関心が少ないうえに、子どもと大人との接点が希薄で、地域や家庭で歴史文化を伝える、触れる機会が少ない状況です。 |

2. 文化財の保存・活用に関する方針

当町で今後取組むべき文化財の保存・活用に関する方針について、将来像を実現するための方向性とそれに対する課題をふまえ、以下の通り定めます。

方向性1 文化財の保存・活用に向けた体制を構築します(体制構築)

庁内の推進体制を充実するとともに、文化財を活かしたまちづくりの担い手となる人材を育成します。また、文化財所有者や関係団体との連携体制を整え、保存活用ための仕組みを構築していきます。

| | | |
|--------------------------------|---------------------------|--|
| 方針1-1 文化財の保存・活用に向けた人材の確保と育成 | ①文化財の適切な保存・活用に向けた人材の確保と育成 | 適切な文化財の保存・活用に向けた人材の確保と担い手の育成を推進します。 |
| 方針1-2 関係団体等との連携体制の強化 | ①広域的な連携の推進 | 適切な文化財の保存・活用に向け、町内外の関係団体との連携を強化し、体制を構築します。 |

方向性2 文化財を把握し、適切に保存します(把握・保存)

文化財の調査を実施し把握したうえで、適切な保存に努めます。また、文化財を理解するための意識啓発を行い、地域内で保存・継承していく仕組みを構築します。加えて、緊急時に文化財を守るための取組みを充実します。

| | | |
|------------------------------|------------------------------|--|
| 方針2-1 各種分野の調査による文化財の把握 | ①各種文化財の調査による文化財把握 | 町内文化財の調査を継続的に実施し、文化財の把握に努めます。 |
| 方針2-2 蟹江町を特徴づける文化財の適切な保存 | ①指定等文化財の継続的な保存の取組み | 文化財保護等補助事業を継続して行うほか、関係団体と連携して技術者等の確保に努めます。 |
| | ②資料館の機能充実や収蔵のあり方の検討 | 資料館機能の充実をはかり、地域と連携した文化財の保存方法を検討します。 |
| | ③未指定文化財の適切な保存の推進 | 未指定文化財カルテを作成するとともに、調査や記録作成を行い適切な保存につなげます。 |
| | ④町独自の文化財の適切な保存 | 町独自の登録文化財制度等の構築や、水郷にまつわる文化財の保存に努めます。 |
| 方針2-3 文化財を保存していくための意識啓発 | ①町民の文化財の保存への意識啓発 | 文化財を保存することの重要性について町民への啓発活動を行い意識向上をはかります。 |
| | ②文化財の所有者の理解の醸成 | 文化財所有者等との意見交換や現地指導を行い、理解の醸成を進めます。 |
| 方針2-4 文化財を保存していくための仕組みの構築 | ①町の単費や補助金に加え、新たな財源の確保 | 町の単費や補助金に加え、新たな財源の確保の検討をします。 |
| 方針2-5 文化財を守るための危機管理の推進 | ①文化財の防災・防犯の体制構築及び意識向上の取組みの推進 | 文化財に対する防災・防犯体制を構築し、町民の防災・防犯意識を向上と災害時への備えを充実させます。 |

方向性3 文化財を活用し、次世代へ継承します(活用・継承)

文化財について広く情報発信するとともに、教育や生涯学習、観光、IT 等さまざまな場面で当町の文化財に触れる機会を増進し、当町の魅力を高めます。そして、町民自らが積極的に活用に参加し、次世代へも継承されていく持続可能なまちづくりへとつなげます。

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 方針3-1 文化財の魅力・価値の発信による愛着・誇りの醸成 | ①町民の認知度向上や価値を理解するための取り組みの推進 | 文化財についての魅力や価値を様々な手法で発信し、町民の歴史文化への理解を深め、愛着や誇りを醸成します。 |
| | ②未指定文化財を含めた文化財の周知・啓発の取り組みの推進 | 未指定文化財を含めた文化財のガイドブックやルートマップを作成し、さまざまな文化財についての周知・啓発を行い、魅力を発信します。 |
| 方針3-2 持続可能なまちづくりに向けた、文化財を活用した地域の活性化の推進 | ①未指定文化財を含めた文化財の積極的な活用の推進 | 今まであまり知られていなかった未指定文化財等を活用した事業を展開することで、地域活性化に寄与します。 |
| | ②IT 等最先端技術を用いた新たな取り組みの推進 | IT 等を用いた新しい取り組みを充実し、様々なターゲットに向けた取り組みを推進します。 |
| | ③他の事業主体の取り組みと連携した新たな活用の展開 | 観光等の取り組みや大規模なイベント主体との協働での活用事業の展開にすることで、多くの方に文化財に関心を持ってもらい、持続可能なまちづくりへとつなげます。 |
| 方針3-3 町民同士での文化財に触れる機会の創出、次世代への歴史文化の継承 | ①文化財を身近に感じることができるときの取り組みの推進 | 文化財公開等直接文化財に触れる事業や、ガイドボランティア等の人材を活用した事業を推進し文化財への親しみを醸成します。 |
| | ②次世代への継承促進 | 学校での普及活動や、親子講座等を行うほか、地域と連携して体験事業を展開し、次世代への歴史文化の継承をはかります。 |

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

当町の将来像を実現するための方向性と、文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、本計画の措置として令和5年度から13年度までの9年間で実施していく事業について、体系的に整理します。

各事業については、事業名、事業内容とともに取組主体、財源、取組年度を定めており、計画に沿って文化財の保存・活用のための事業を推進していきます。取組む時期については、9年の計画期間の中で前期、中期、後期に区分しており、概ね前期は令和5年度から7年度、中期は8年度から10年度、後期は11年度から13年度を実施期間として想定しています。

より具体的な事業の詳細については、各事業に記載された取組主体と連携・相談しながら計画を作成し、実施します。

また、事業実施の財源については、町費、県費、国費（文化財補助金やデジタル田園都市国家構想交付金等）の利用を検討します。

| 方向性 | 蟹江町の文化財の課題 | 方針 |
|--|---|---|
| 1 文化財の保存・活用に 向けた体制を 構築します (体制構築) | 少子高齢化等により担い手・支え手が不足してきており、今後の文化財の保存・活用に課題がある。 | 1-1 文化財の保存・活用に 向けた人材の確保と育成 |
| | 広域の保存団体への加盟や意見交換会等を行っているが、より充実した蟹江町の文化財の保存・活用のためには、更なる関係団体等との連携の強化が必要である。 | 1-2 関係団体等との連携体制の強化 |
| 2 文化財を把握し、適切に保存します (把握・保存) | 須成祭や資料館特別展に関連する文化財の把握調査は十分に行われてきたが、民家や神社・寺院の宝物、地域の風習、町内各地の祭り等調査が不十分な文化財がある。 | 2-1 各種分野の調査による文化財の把握 |
| | 文化財の保存にあたっては、補助金等を活用して事業を推進しているが、文化財を修復するための技術者の確保が難しい状況である。 | 2-2 蟹江町を特徴づける文化財の適切な保存 |
| | 文化財の保存にあたって、現状の歴史民俗資料館の収蔵庫の収容能力では受け入れることができないものがある。 | |
| | 未指定文化財の中には、都市化が進む中で失われる懸念のあるものがあり、今後文化財となりうる資源の取り扱い方が明確に示されていない状況である。 | |
| | 水郷にまつわる蟹江町独自の文化財を保存したいという町民の意向も強いが、食文化や景観、自然等の形のないものや所有者がないものについて適切な保存が難しい状況である。 | 2-3 文化財を保存していくための意識啓発 |
| | 町民が関心ある文化財は偏りがあり、町全体の幅広い分野に渡る歴史文化の保存が見込まれない可能性がある。 | |
| | 個人や団体が所有する文化財の中には、所有者がその価値について認識していない、保存の仕方がわからない等の理由により、適切に保存されず、貴重な文化財が失われる可能性があるものがある。 | 2-4 文化財を保存していくための仕組みの構築 |
| | 文化財の保存にあたり、財源の確保が不十分である。 | 2-5 文化財を守るための危機管理の推進 |
| 文化財の防災・防犯のための体制整備や継続的な意識啓発の取組みが十分ではない。 | | |
| 3 文化財を活用し、次世代へ継承します (活用・継承) | 蟹江町の歴史文化や文化財について、よく知らない町民も多く、文化財への関心が低い状態である。 | 3-1 文化財の魅力・価値の発信による愛着・誇りの醸成 |
| | 須成祭や川、蟹江城のイメージは強い傾向にあるが、それ以外のイメージは希薄である。今までもさまざまな文化財の啓発・周知に取り組んできたが、依然として蟹江町の歴史文化へのイメージの偏りがある。 | 3-2 持続可能なまちづくりに向けた、文化財を活用した地域の活性化の推進 |
| | 観光産業の取組みにおいて、様々な活用が進められている部分があるが、あまり知られていない文化財の活用が不十分である。 | |
| | 町や観光協会のホームページ等において文化財や観光スポットに関する基本的な情報発信は行われているが、様々なターゲット(年齢等)を意識した取組みを展開することができておらず、IT等の活用も不十分である。 | |
| | 歴史文化だけをテーマとした活用では、歴史文化にあまり関心がない層に目を向けてもらうことが難しい状況である。 | 3-3 町民同士での文化財に触れる機会の創出、次世代への歴史文化の継承 |
| | 蟹江町の総合計画等においても歴史文化の継承を位置づけ、取組みを推進してきたが、親しみのある身近な取組みが少なく、町民の具体的な取組みへ寄与していない。 | |
| 子どもたちやその親世代の文化財への関心が少ないうえに、子どもと大人との接点が希薄であり、地域や家庭で歴史文化を伝える、触れる機会が少ない状況である。 | | |

| | NO | 措置 |
|------------------------------|----|-------------------------------------|
| ①文化財の適切な保存・活用に向けた人材の確保と育成 | 1 | 文化財保存・活用体制の充実 |
| | 2 | 文化財所有者・保存団体との連携強化 |
| | 3 | 須成祭マイスターやガイドボランティア等の伝道師の育成・支援 |
| ①広域的な連携の推進 | 4 | 広域の保存団体への加盟の継続・充実 |
| | 5 | 関係部署・関係団体との連携の強化 |
| | 6 | 広域で取り組む文化財の保存・活用事業の実施 |
| ①各種文化財の調査による文化財把握 | 7 | 文化財の把握調査の継続 |
| | 8 | 未調査の文化財の調査・研究 |
| | 9 | 町民を巻き込んだ未指定文化財の調査・研究 |
| ①指定等文化財の継続的な保存の取組み | 10 | 文化財保護等補助事業の継続 |
| | 11 | 町独自の文化財保護指導員による指導 |
| | 12 | 関係団体との連携による情報の収集 |
| ②資料館の機能充実や収蔵のあり方の検討 | 13 | 資料館の機能充実 |
| | 14 | 文化財の保存施設としての資料館の施設運営・収集・保管活動の充実 |
| | 15 | 地域と連携した文化財の保存方法の検討 |
| ③未指定文化財の適切な保存の推進 | 16 | 未指定文化財カルテの作成 |
| | 17 | 未指定文化財の調査・記録作成の実施 |
| ④町独自の文化財の適切な保存 | 18 | 町独自の文化財の登録制度等の構築 |
| | 19 | 郷土食の普及 |
| | 20 | 水郷の自然環境の保存 |
| ①町民の文化財の保存への意識啓発 | 21 | 町民の意識向上の取組み |
| ②文化財の所有者の理解の醸成 | 22 | 文化財所有者や保存団体との文化財保存・活用に関する意見交換会の実施 |
| | 23 | 文化財の保存・活用に関する現地指導の充実 |
| ①町の単費や補助金に加え、新たな財源の確保 | 24 | 国や県、財団による補助金の利用促進 |
| | 25 | 観光産業や企業との連携事業による財源獲得 |
| ①文化財の防災・防犯の体制構築及び意識向上の取組みの推進 | 26 | 文化財防災台帳の整備 |
| | 27 | 文化財所有者・保護団体・地域住民への啓発の強化 |
| | 28 | 消防用設備等の整備と消防関係機関等との連絡・協力体制の確立 |
| | 29 | 町民の防災意識向上の取組み |
| ①町民の認知度向上や価値を理解するための取組みの推進 | 30 | 各種講座の継続、充実 |
| | 31 | 企画展・特別展の開催 |
| | 32 | 様々なメディアでの情報発信 |
| ②未指定文化財を含めた文化財の周知・啓発の取組みの推進 | 33 | 未指定文化財を含めた文化財のガイドブックや文化財紹介カード発行 |
| | 34 | 未指定文化財を含めた文化財を巡るルートマップの作成 |
| ①未指定文化財を含めた文化財の積極的な活用の推進 | 35 | 未指定文化財を含めた文化財を巡る散策事業等の展開 |
| | 36 | 祭り道具の写真集出版・公開事業実施 |
| ②IT等最先端技術を用いた新たな取組みの推進 | 37 | インターネットミュージアムの充実 |
| | 38 | 文化財デジタルアーカイブの作成・公開 |
| ③他の事業主体の取組みと連携した新たな活用の展開 | 39 | 他の事業主体と協働の活用事業の推進 |
| | 40 | 学校や、他の大規模なイベント主体と協働で行う啓発活動 |
| ①文化財を身近に感じることが出来る取組みの推進 | 41 | 文化財公開や古民家を利用した取組み等直接文化財に触れる事業の推進 |
| | 42 | ガイドボランティアや須成祭マイスター等の人材を活用した事業の推進・支援 |
| | 43 | キャラクターやキャッチフレーズ等の身近な啓発素材の活用 |
| ②次世代への継承促進 | 44 | 学校での普及活動の充実 |
| | 45 | 子どもを対象とした体験講座・伝承教室の実施 |
| | 46 | 親子で歴史文化に触れる講座の実施 |
| | 47 | 地域と連携した伝承事業の実施 |

方向性Ⅰ 文化財の保存・活用に向けた体制を構築します(体制構築)

Ⅰ-Ⅰ 文化財の保存・活用に向けた人材の確保と育成

①文化財の適切な保存・活用に向けた人材の確保と育成

| 措置 | 取組主体※1 | | | | | | 財源 | 取組年度※2 | | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|----|--------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 1 | 文化財保存・活用体制の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ | |
| | 文化財の保存・活用事業が適切に推進できるように、文化財担部署に歴史・民俗等の専門的な知識のある学芸員等を配置し、文化財保存・活用体制を充実します。 | | | | | | | | | | |
| 2 | 文化財所有者・保存団体との連携強化 | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ | |
| | 文化財所有者や保存団体との連絡会議や話し合いの場を持ち、文化財の保存や活用の状況、防災体制等について意見交換を行い連携体制を強化します。 | | | | | | | | | | |
| 3 | 須成祭マイスターやガイドボランティア等の伝道師の育成・支援 | ○ | | | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 須成祭マイスターやガイドボランティア等の、蟹江町の歴史文化を伝える人材を育てるため、養成講座の実施や活動の支援を行います。 | | | | | | | | | | |

※1 ○:主体的に取組を推進 △:連携

【取組主体の例】

| | |
|------|--|
| 行政 | 蟹江町生涯学習課や他部署の事業担当課 |
| 学識者等 | 大学教授や歴史研究者、学芸員等蟹江町の歴史文化に造形が深く専門知識を持つ人物 |
| 関係機関 | 観光交流センター「祭人」や蟹江町観光協会・商工会、ガイドボランティアや婦人会等の地域団体 |
| 所有者 | 指定文化財、登録文化財をはじめとする町内文化財の所有者、所有団体 |
| 自治会 | 各地域の住民で構成される自治会 |
| 町民 | 蟹江町に居住する住民 |

※2 前期(令和5年度~7年度)、中期(令和8年度~10年度)、後期(令和11年度~13年度)

Ⅰ-2 関係団体等との連携体制の強化

①広域的な連携の推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 4 | 広域の保存団体への加盟の継続・充実 | | | ○ | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 全国山・鉾・屋台保存連合会やあいち山車まつり協議会等広域の団体に継続して加盟するほか、連携可能な新たな団体への加盟を推進します。 | | | | | | | | | | |
| 5 | 関係部署・関係団体との連携の強化 | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 観光産業を担当するふるさと振興課や、観光交流センター、観光協会、商工会等と定期的に情報を交換し情報共有することで連携を強化します。 | | | | | | | | | | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|-----------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 6 | 広域で取り組む文化財の保存・活用事業の実施 | | | | | | 町費ほか | ○ | ○ | ○ |
| 海部地域の各市町村の文化財担当者で定期的に文化財の保存・活用に関する情報交換を行うとともに、協働での事業実施を推進します。(季刊誌発行、海部歴史研究会講演会、散策事業実施等) | | | | | | | | | | |

方向性2 文化財を把握し、適切に保存します(把握・保存)

2-1 各種分野の調査による文化財の把握

①各種文化財の調査による文化財把握

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|----------------------|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 長期 |
| 7 | 文化財の把握調査の継続 | | | | | | 町費 | ○ | | |
| 古民家調査や神社・寺院の宝物等の所在確認、地域の風習等についての聞き書き調査を継続して行い、文化財の把握と文化財資源の発掘をさらにすすめ、保存・活用事業の充実に寄与します。 | | | | | | | | | | |
| 8 | 未調査の文化財の調査・研究 | | | | | | 国・県・町費 | | ○ | ○ |
| 町内各地の秋祭りや歴史民俗資料館所蔵の鈴木家(蟹江家)文書等、総合調査が実施できていない文化財についての調査や研究を行い、報告書等を発行することで、文化財への理解と適切な保存に役立っています。 | | | | | | | | | | |
| 9 | 町民を巻き込んだ未指定文化財の調査・研究 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 町民の関心の高い未指定文化財について、町民有志と協働で調査・研究等を行うことで、町民と情報共有をしながら文化財の把握をし、適切な保存につなげます。(案:昔の川筋や水路についての調査、蟹江合戦に関連した調査等) | | | | | | | | | | |

2-2 蟹江町を特徴づける文化財の適切な保存

①指定等文化財の継続的な保存の取組み

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|-------------------|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 10 | 文化財保護等補助事業の継続 | | | | | | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| 文化財保護等補助事業を継続して実施し、文化財の保存に努めます。また、説明会等で補助制度についての理解を深めてもらうことで、より効果的に制度が利用できるよう促します。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 町独自の文化財保護指導員による指導 | | | | | | 町費 | | ○ | ○ |
| 町独自の文化財保護指導員を設置し、定期的に文化財の所在確認や指導等を行うことで、より適切な文化財の保存と継承を促進します。 | | | | | | | | | | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|------------------|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 12 | 関係団体との連携による情報の収集 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| <p>周辺自治体や広域の保存団体と連携し、文化財や文化財修復技術者に関する情報を共有することで、文化財修復技術者等の確保に努めます。</p> | | | | | | | | | | |

②資料館の機能充実や収蔵のあり方の検討

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|---------------------------------|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 13 | 資料館の機能充実 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| <p>資料館における展示活動や教育普及活動を充実させるとともに、文化財の研究・保存・活用の拠点としての機能の充実をはかります。町民誰もが気軽に文化財に関する知識が得られるように、専門知識を持つ学芸員を配置する等、サービスの向上に努めるとともに、歴史文化に関する情報ステーションとなるよう、関係機関と連携をはかり、きめ細やかな対応ができるように努めます。</p> | | | | | | | | | | |
| 14 | 文化財の保存施設としての資料館の施設運営・収集・保管活動の充実 | | | | | | 町費 | | ○ | ○ |
| <p>地域の文化財は、地域での保存が望ましいが、保管することが難しくなった文化財の散逸を防ぐため、資料館でそれらの文化財資料を保管できるよう、施設運営・収集・保管活動の充実をはかります。</p> | | | | | | | | | | |
| 15 | 地域と連携した文化財の保存方法の検討 | | | | | | 町費 | | ○ | ○ |
| <p>地域の文化財を地域で保存していけるよう、保存方法のアドバイスや、保存すべき文化財リストの共有や情報提供を行う等、地域と連携して文化財を保存する方法を検討します。</p> | | | | | | | | | | |

③未指定文化財の適切な保存の推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|-------------------|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 16 | 未指定文化財カルテの作成 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| <p>文化財台帳のような文化財カルテを作成します。文化財カルテには、名称、所在地、所有者、文化財に関する情報、写真等を掲載するほか、防災に関する情報等も盛り込み、適切な保存につなげます。</p> | | | | | | | | | | |
| 17 | 未指定文化財の調査・記録作成の実施 | | | | | | 国・県・町費 | | ○ | |
| <p>特に必要な未指定文化財については、カルテだけでなく、本格的な調査を行い記録作成をすることで、伝承や保存のための基礎資料を整えます。</p> | | | | | | | | | | |

④町独自の文化財の適切な保存

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 18 | 町独自の文化財の登録制度等の構築 | | | | | | 町費 | | | ○ |
| | 町独自の文化財の登録制度等の構築を検討し、文化財の保存・活用につなげます。 | | | | | | | | | |
| 19 | 郷土食の普及 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 郷土食の体験講座を実施するとともに、その由来や作り方等についての情報提供、郷土料理を活かした名物の開発や販売促進等を行い、郷土食に親しむ機会を増やし、普及に努めます。 | | | | | | | | | |
| 20 | 水郷の自然環境の保存 | | | | | | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 蟹江川や佐屋川は特徴ある河川景観を形成していることから、蟹江町の水郷環境として保全していきます。また、水辺の自然の保全や活用を図り、生物多様性と自然とのふれあいの環境づくりに努めます。また、集落内に点在する寺社は水郷の歴史を物語る文化財であることから、境内の社寺林は当町の歴史文化と結びついた緑地として維持・保全を図っていきます。 | | | | | | | | | |

2-3 文化財を保存していくための意識啓発

①町民の文化財の保存への意識啓発

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 21 | 町民の意識向上の取組み | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財の現地見学や体験学習、パンフレット発行等の啓発活動を積極的に行い、文化財を保存していくことの重要性について、町民の意識向上に努めます。 | | | | | | | | | |

②文化財の所有者の理解の醸成

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 22 | 文化財所有者や保存団体との文化財保存・活用に関する意見交換会の実施 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財所有者の理解の醸成のため、所有者や保存団体との連絡会議や話し合いの場を持ち、文化財の保存や活用の状況、防災体制等について意見交換をし、相互理解を深めます。 | | | | | | | | | |
| 23 | 文化財の保存・活用に関する現地指導の充実 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財担当者や学識経験者による現地指導を積極的に行い、文化財所有者がその価値を理解し、適切に保存していくことができるよう働きかけます。 | | | | | | | | | |

2-4 文化財を保存していくための仕組みの構築

①町の単費や補助金に加え、新たな財源の確保

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|-------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 24 | 国や県、財団による補助金の利用促進 | | | | | | 国・県ほか | ○ | ○ | ○ |
| | 国や県、財団等による補助金の情報収集および情報提供を的確に行い利用促進をすることで、文化財の保存を促進します。 | | | | | | | | | |
| 25 | 観光産業や企業との連携事業による財源獲得 | | | | | | 民間ほか | | ○ | ○ |
| | 文化財保存を目的とした、観光産業や企業との連携事業による財源獲得を目指します。 | | | | | | | | | |

2-5文化財を守るための危機管理の推進

①文化財の防災・防犯の体制構築及び意識向上の取組みの推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 26 | 文化財防災台帳の整備 | | | | | | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 指定文化財の防災台帳(レスキュー台帳)を整えとともに、未指定文化財カルテを作成します。文化財カルテには、名称、所在地、所有者、文化財に関する情報、写真等を掲載するほか、防災に関する情報等も盛り込むことで、適切な保存につなげます。 | | | | | | | | | |
| 27 | 文化財所有者・保護団体・地域住民への啓発の強化 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財防火デーにあわせて消防訓練や立入検査、防災への啓発活動をおこなうほか、文化財所有者や保存団体との連絡会議や話し合いの場を持ち、文化財の保存や活用の状況、防災・防犯体制等について意見交換を行います。 | | | | | | | | | |
| 28 | 消防用設備等の整備と消防関係機関等との連絡・協力体制の確立 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財所有者に対し、消防用設備等の整備を行うよう指導するとともに、消防署や消防団等の消防関係機関との連絡・協力体制の確立を推進します。 | | | | | | | | | |
| 29 | 町民の防災意識向上の取組み | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 災害の歴史を学ぶ講座や企画展、防災教室等の実施によって町民の防災意識向上をはかります。 | | | | | | | | | |

方向性3 文化財を活用し、次世代へ継承します(活用・継承)

3-1 文化財の魅力・価値の発信による愛着・誇りの醸成

①町民の認知度向上や価値を理解するための取組みの推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 30 | 各種講座の継続、充実 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 地域の歴史文化資料を活用した古文書を読む会や現地で歴史文化を学ぶ「かにえ地域学」講座、郷土体験学習会等の資料館講座を、内容を充実させながら継続して行い、町民の歴史文化への理解を深め、愛着・誇りを醸成します。 | | | | | | | | | |
| 31 | 企画展・特別展の開催 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 町内の歴史文化資料について、学芸員がテーマを設定して調査・研究を行い、その成果を企画展・特別展として発信することで、認知度向上をはかります。 | | | | | | | | | |
| 32 | 様々なメディアでの情報発信 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | パンフレットや広報誌等の印刷物のほか、ホームページやマスメディアを利用し、町の文化財について広く情報発信を行うことで、町民の誇りへとつなげます。 | | | | | | | | | |

②未指定文化財を含めた文化財の周知・啓発の取組みの推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 33 | 未指定文化財を含めた文化財のガイドブックや文化財紹介カード発行 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | |
| | 未指定文化財を含めた文化財のガイドブックを関係機関と協働で作成・発行するほか、文化財を紹介するカードを発行し、多くの町民が文化財について気軽に知ることができる素材を充実させ、愛着を高めま | | | | | | | | | |
| 34 | 未指定文化財を含めた文化財を巡るルートマップの作成 | | | | | | 国・町費 | | ○ | |
| | 未指定文化財を含めた文化財について、関連文化財群やエリアごとに巡るルートマップを作成します。徒歩の他に自転車でのルートマップ等作成し、観光ガイドが案内する際にも利用できるような内容を検討し | | | | | | | | | |

3-2 持続可能なまちづくりに向けた、文化財を活用した地域の活性化の推進

①未指定文化財を含めた文化財の積極的な活用の推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|-------------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 35 | 未指定文化財を含めた文化財を巡る散策事業の展開 | | | | | | 国・町費 | | ○ | ○ |
| 未指定文化財を含めた文化財について、関連文化財群やエリアごとに巡る散策事業を展開し、周知・啓発を推進します。 | | | | | | | | | | |
| 36 | 祭り道具の写真集出版・公開事業実施 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | |
| 町内各地には伝統ある祭りがあり、馬具や祭礼幕等の古くから伝えられてきた貴重な道具が保管されており、なかには美術工芸品としての価値が高いと思われるものもあります。しかし、その存在についてはほとんど知られていないため、写真集を出版するとともに、保存団体と協働で公開事業を行う等の活用事業をすることで、地域の郷土芸能の価値を伝え、町民が伝統行事を守り伝える活力を醸成します。 | | | | | | | | | | |

②IT等最先端技術を用いた新たな取組みの推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|--------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 37 | インターネットミュージアムの充実 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| 資料館の展示品や歴史文化についてホームページ上で子どもたちに分かりやすく紹介するおうちミュージアムを継続して開設することに加え、どの世代の人でも手軽に蟹江町の歴史文化資料についての専門的な知識に触れることのできるインターネットミュージアムの展開をめざします。 | | | | | | | | | | |
| 38 | 文化財デジタルアーカイブの作成・公開 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | |
| 文化財についての詳細な情報を文字だけでなくデジタル映像で記録し、文化財の姿を後世に伝えるとともに、その内容をホームページ等で公開して、様々な層の方々が活用できるよう、文化財デジタルアーカイブ作成事業の展開を推進します。 | | | | | | | | | | |

③他の事業主体の取組みと連携した新たな活用の展開

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|-------------------|-----|-----|------|------|----|--------------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 39 | 他の事業主体と協働の活用事業の推進 | | | | | | 国・県・町費 ほか | ○ | | |
| 観光産業振興プロジェクトや、かわまちづくり等の取組みのほか、民間事業者や町民グループ等の取組みにも参画し、文化財に関する情報提供等を行うことで、文化財の積極的な活用を推進します。 | | | | | | | | | | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|----------------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 40 | 学校や、他の大規模なイベント主体と協働で行う啓発活動 | | | | | | 町費ほか | ○ | ○ | ○ |
| 町の歴史文化について、副読本に掲載したり学校での授業に取り入れたりすることで、郷土の歴史文化への愛着を育て、文化財の保存を日常生活に反映させる基礎を醸成します。また、町民まつりや文化祭において地域の郷土芸能を公開する等、大規模なイベント主体と協働での文化財の活用事業や啓発活動を推進し、文化財に親しみを有する機会を創出します。 | | | | | | | | | | |

3-3 町民同士での文化財に触れる機会の創出、次世代への歴史文化の継承

①文化財を身近に感じることができ取組みの推進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|-------------------------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 41 | 文化財公開や古民家を利用した取組み等直接文化財に触れる事業の推進 | | | | | | 国・町費 | | ○ | ○ |
| 毎月定例的に実施している龍照院の木造十一面観音立像の公開を継続して行うほか、その他の文化財についても公開事業の実施を推進します。加えて、町内に残る古民家を活用した事業を推進する等、町民が直接文化財に触れる機会を増やすことで、歴史文化への理解を深めます。 | | | | | | | | | | |
| 42 | ガイドボランティアや須成祭マイスター等の人材を活用した事業の推進・支援 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 須成祭マイスターやガイドボランティア等の、蟹江町の歴史文化を伝える人材を活用した、町民から町民へと歴史文化の魅力を伝える事業を推進し、人的支援等を行います。 | | | | | | | | | | |
| 43 | キャラクターやキャッチフレーズ等の身近な啓発素材の活用 | | | | | | 町費 | | ○ | ○ |
| 歴史文化に関するキャラクターやグッズ、キャッチフレーズ等の身近な啓発素材を活用し、文化財に対して親近感を持てるような取組みを進めます。 | | | | | | | | | | |

②次世代への継承促進

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|-------------|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 44 | 学校での普及活動の充実 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 小学校や中学校での出前講座等を充実し、若い世代の歴史文化への理解を深め、愛着・誇りを育てます。 | | | | | | | | | | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 45 | 子どもを対象とした体験講座・伝承教室の実施 | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 子どもを対象とした須成祭体験学習や郷土料理教室、川についての環境学習等の体験学習や伝承教室を実施し、次世代の担い手を育成します。 | | | | | | | | | | |
| 46 | 親子で歴史文化に触れる講座の実施 | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 親子で参加する郷土料理教室や、文化財見学会等を開催し、世代間で文化財に関する知識や体験を共有してもらうことで、町民から町民へと文化財を伝える仕組みをつくります。 | | | | | | | | | | |
| 47 | 地域と連携した伝承事業の実施 | △ | △ | ○ | ○ | △ | ○ | 町費ほか | | ○ | ○ |
| | 文化財の所在する地域や、文化財所有者、文化財保存団体と連携して体験事業等を開催し、地域の力で次世代へ文化財を継承する力を強化します。 | | | | | | | | | | |

第8章 関連文化財群

(1) 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史文化や地域の特徴から導き出される歴史的・地域的な関連性（ストーリー）に基づいて、まとまりとしてとらえたものです。まとまりとして扱うことで、指定・未指定を問わず文化財を関連文化財群の構成要素として価値付けすることが可能となり、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができます。

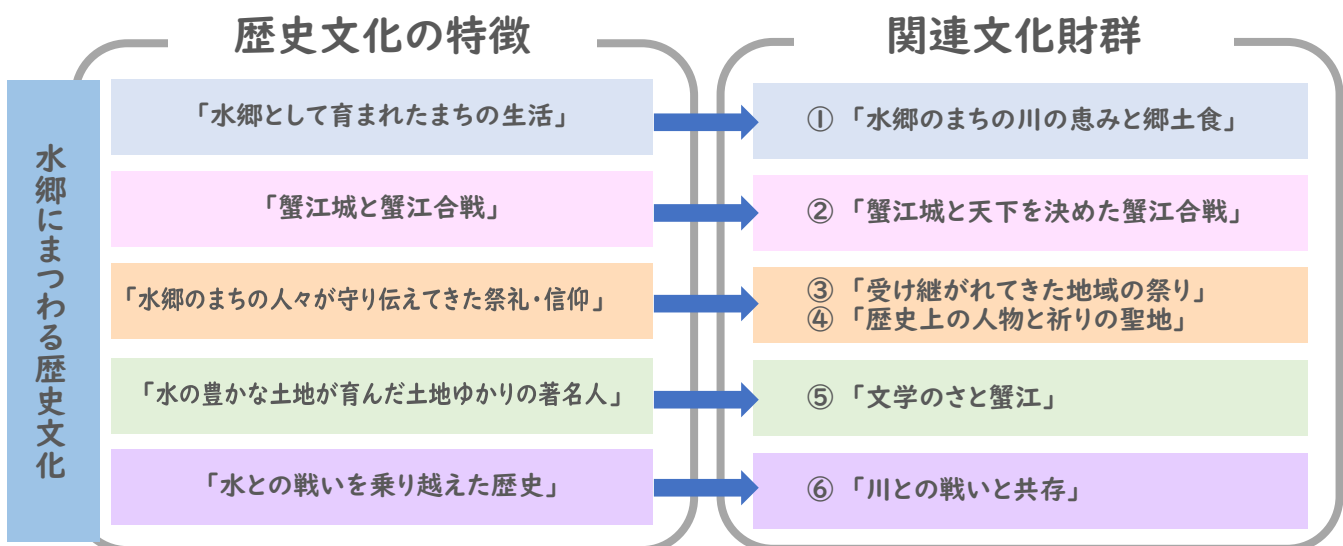
当町においても、町内に点在する多様な文化財について、共通の歴史文化の特徴を持つものや同じ背景に基づくものを関連文化財群としてまとめることで、町内外の方々の、当町の歴史文化への理解がより深まることが期待されます。また、単独ではなく、関連文化財群を構成する文化財の一体的な保存・活用に取り組むことで、それぞれの文化財の価値や存在意義を高めることができ、それによって、地域に対する愛着や誇りを育み、歴史文化を活かしたまちづくりにつながることを期待されます。

(2) 関連文化財群設定の考え方

第3章では、「水郷の歴史文化」という当町の歴史文化の全体の特性を基本として、当町の歴史文化から生まれた多様なキーワードの中から、「水郷の生活」「蟹江城」「祭礼」「著名人」「災害」という5つのキーワードに着目し、「水郷として育まれたまちの生活」「蟹江城と蟹江合戦」「水郷のまちの人々が守り伝えてきた祭礼・信仰」「水の豊かな土地が育んだ地域ゆかりの著名人」「水との戦いを乗り越えた歴史」という5つの歴史文化の特徴にまとめました。関連文化財群は、この5つの歴史文化の特徴に対応するかたちで設定し、設定においては、以下の点を基準とします。

- ① 当町の歴史文化をわかりやすく伝えるストーリーを構成しているもの
- ② 後世に継承すべきものや地域振興につながるもの
- ③ 郷土学習の題材や観光資源となるもの
- ④ 構成文化財に対して一体的な保存・活用に結び付けることができること

こうしたことを踏まえ、次の6つの関連文化財群を設定しました。



(3) 関連文化財群及びその保存活用計画

①水郷のまちの川の恵みと郷土食

1) ストーリー

町内に幾筋もの河川が流れ、伊勢湾にも近い蟹江では、かつて漁業が盛んに行われていました。蟹江川の河口には漁港があり、伊勢湾で漁をする漁師がいた一方で、川で漁をする者も多く存在しました。この地域の川は元々汽水域で、ウナギやシジミ、フナやモロコ、ボラ等様々な魚介類が豊富にとれ、特産になっていました。また、農地には水路がはりめぐらされ水田を潤し、米作りも盛んに行われてきました。用水と水田を行き来する川魚も多く、農家等でもそれらを食材とすることが多くありました。さらに、豊富にとれる米と川の伏流水、川を利用した舟運により、蟹江川沿いを中心に醸造業が発展し、食材を引き立てる調味料となる酒や味醂づくりを生業とする業者も多数軒を並べていました。

こうした環境のなか、さまざまな川の恵みをうけ、もろこ寿司やぼら雑炊、ふなみそ、いな饅頭等水郷地帯独特の食文化が育まれてきました。川魚料理以外では、蟹江川周辺の地域で茶粥を食べる習慣があります。一説によると蟹江合戦に起源があると伝えられています。蟹江の茶粥は、川の土手等に自生するというカワラケツメイという一年草をお茶の代用として使うのが特徴となっています。また、蟹江新町等では白イチジク(蓬莱柿)の栽培が盛んで、その風味の良さが評価され、特産になっています。かつては川の土手にイチジクの木が生い茂っていたといい、川に近い立地が栽培に適しているため、蟹江産のイチジクは風味が良いのではないかとわれています。これらも、川の恵みをうけて伝えられてきた食文化だといえます。

生活環境が変わり、川に親しむ機会が少なくなった現在、残された食文化が、川と密接に関わってきた生活があったことを伝えるものとなっています。

こうした水郷にかかわる生業や食文化をもとに関連文化財群を作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|--------------|--------|
| 1 | 国登録 | 建造物 | 建物 | 甘強味淋旧日本社事務所 | 蟹江 |
| 2 | 国登録 | 建造物 | 建物 | 甘強味淋工場 | 蟹江 |
| 3 | 国登録 | 建造物 | 建物 | 甘強味淋住宅主屋 | 蟹江 |
| 4 | 国登録 | 建造物 | 建物 | 甘強味淋土蔵 | 蟹江 |
| 5 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江漁業協同組合 記念碑 | 舟入 |
| 6 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業関連資料 | 蟹江 |
| 7 | 無 | 産業 | 漁業 | 淡水漁業関連漁具 | 蟹江 |
| 8 | 無 | 産業 | 漁業 | 海水漁業関連漁具 | 蟹江 |
| 9 | 無 | 産業 | 漁業 | 海苔養殖関連漁具 | 蟹江 |
| 10 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁獲物流通関連漁具 | 蟹江 |
| 11 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁船関連資料 | 蟹江 |
| 12 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業風景模型 | 蟹江 |
| 13 | 無 | 産業 | 農業 | 白イチジク(蓬莱柿) | 蟹江町全域 |
| 14 | 無 | 産業 | 商工業 | 味醂・酒 | 蟹江町全域 |
| 15 | 無 | 産業 | 商工業 | 醸造関連道具 | 蟹江 |
| 16 | 無 | 郷土食 | — | もろこ寿司 | 蟹江町全域 |
| 17 | 無 | 郷土食 | — | はえ寿司 | 蟹江町全域 |
| 18 | 無 | 郷土食 | — | ぼら雑炊(ぼらぞー) | 蟹江町全域 |
| 19 | 無 | 郷土食 | — | ふなみそ | 蟹江町全域 |
| 20 | 無 | 郷土食 | — | いな饅頭 | 蟹江町全域 |
| 21 | 無 | 郷土食 | — | 茶粥(米ぢゃ) | 蟹江町全域 |
| 22 | 無 | 郷土食 | — | あじずし | 新蟹江・須西 |
| 23 | 無 | 郷土食 | — | 寿司箱 | 蟹江 |

2) 課題と方針

蟹江町が、かつて漁業が盛んだったことは、一定の世代以下の方にはあまり知られていないため、漁業についての情報提供の充実が必要です。また、醸造業についても、古い記録等の情報が不足しており、情報発信が十分にできているとはいえません。

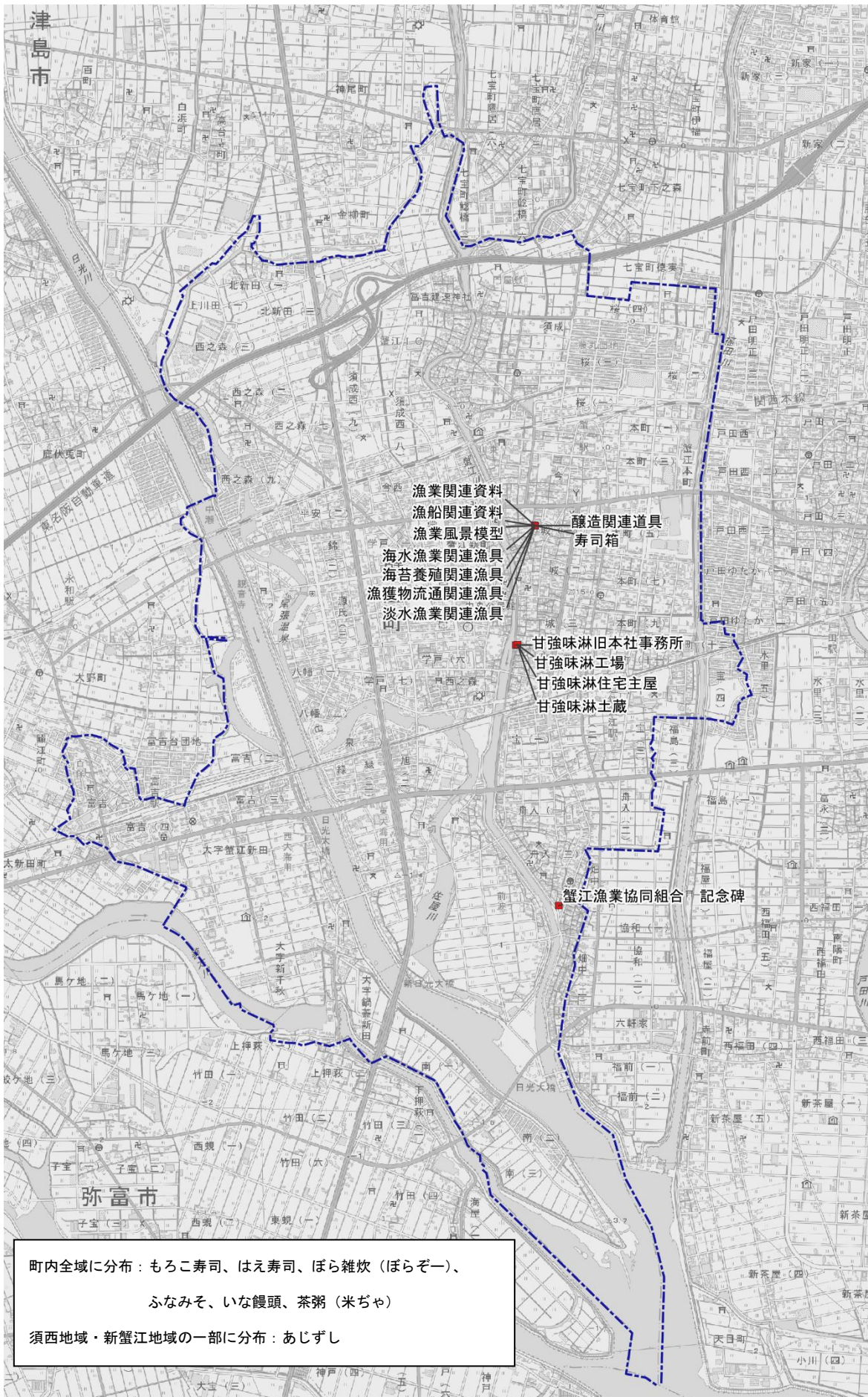
郷土食については、茶粥やもち寿司等、よく知られているものの他にどのような郷土食があるのか掘り起しが不足しています。また、よく知られている料理についても、料理の歴史といった背景についてはあまり知られていません。さらに、近年は生活環境の変化に伴い郷土食に触れる機会が減少し、家庭内での継承ができておらず、継承のための仕組みも求められています。

そのため、漁業についてのデータ作成や普及、醸造業についての情報発信の充実、郷土食や食文化についてより深く情報を集めるための聞き取り等の調査をすすめます。また、地域の人々が郷土食に親しんでもらえるよう、体験講座の実施やレシピを公開するとともに、伝統産業や特産物に触れる機会を増やします。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|----|------|--------|----|---|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | | |
| 48 | 漁業についてのデータ作成・普及 | | | | △ | △ | ○ | 国・町費 | ○ | ○ | ○ | |
| | かつて蟹江で盛んだった漁業についての資料を活用できるようにデータ化を行い、水郷の歴史文化の普及につなげます。 | | | | | | | | | | | |
| 49 | 醸造業についての情報発信 | | | | ○ | ○ | △ | ○ | 町費・その他 | ○ | ○ | ○ |
| | 醸造業が盛んだった時代の記録を掘り起こし、蟹江の醸造業の歴史についての情報発信を充実させます。また、酒蔵見学等を通じて蟹江の醸造業についての理解を深めます。 | | | | | | | | | | | |
| 50 | 食文化の調査・記録作成 | | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | 町費 | ○ | | |
| | 地域で作られている郷土食や食文化について、町民への聞き取り調査や記録作成を行います。加えて近隣地域も含めた把握調査を行うことで、その位置づけが分かるようにします。 | | | | | | | | | | | |
| 51 | 郷土食に関する講座の実施 | | | | | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 幅広い年齢層を対象とした郷土食の体験講座を実施し、郷土食を次世代へ継承します。 | | | | | | | | | | | |
| 52 | 郷土食のレシピ等の公開 | | | | | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 郷土食の由来や背景、レシピをホームページ等で公開し、郷土食の伝承につなげます。 | | | | | | | | | | | |
| 53 | 伝統的な食材を使った料理の開発・普及 | | | | | ○ | | ○ | 町費・その他 | ○ | ○ | |
| | 古くから盛んに生産されてきた地酒やみりん、白イチジク等の伝統的な食材や、郷土料理を活かした名物を開発し普及することで蟹江町の伝統産業や特産物に触れる機会を増やします。 | | | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」（国土地理院）を使用して作成

②蟹江城と天下を決めた蟹江合戦

1) ストーリー

蟹江町の歴史のなかで、多くの人々に注目されてきた事柄であり、現在へと語り継がれているのが、蟹江城と蟹江合戦です。伝承によると蟹江城は永享年間(1429~41)に北条時任が築いたとされています。当時の蟹江は伊勢湾に面しており、水上交通の重要な拠点でした。そのため、幾度かこの城をめぐる戦いが行われました。中でも有名なのが、天正12(1584)年、羽柴秀吉軍と織田信雄・徳川家康軍によって行われた小牧・長久手の戦いにおける攻防です。この戦いは尾張北部を中心に、美濃や伊勢等各地でも合戦が繰り広げられ、蟹江もその戦場のひとつとなりました。ここでの蟹江城を巡る激しい攻防戦は「蟹江合戦」として知られ、後世、軍記や絵図等に描かれてきました。

その後、蟹江城は蟹江合戦の翌年に起きた大地震によって崩壊し、そのまま廃城となったと伝えられています。城郭は現存しないものの、現在は蟹江城址や本丸井戸跡といった遺跡があり、その歴史を伝えています。

蟹江城や蟹江合戦に関する歴史は、周辺の地域にも残されており、蟹江新町にある地藏寺が蟹江城主の守り本尊を安置したことに始まると伝えられている等、蟹江町内には蟹江合戦の際に戦火の被害にあったことを伝える寺院や神社が多数あります。また、蟹江合戦で活躍した鈴木重安・重治を輩出した鈴木家(蟹江家)文書等には、後に記録された合戦に関する記述も確認することができます。さらに、蟹江町の郷土食である茶粥は、蟹江合戦に由来するという伝承もあります。このように、遺跡、資料、伝承等蟹江城と蟹江合戦は様々な形で現在に伝えられており、蟹江の歴史や文化にも影響を与えた貴重な資源だといえます。

そこで、蟹江城築城および蟹江合戦に関わる史跡や資料、伝承等を周辺の寺社も含め、蟹江城をとりまく関連文化財群として作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-------------|-------|
| 1 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 蟹江城址 | 蟹江 |
| 2 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江城址石碑 | 蟹江 |
| 3 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 蟹江城本丸井戸跡 | 蟹江 |
| 4 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江城主先祖代々供養塔 | 蟹江 |
| 5 | 無 | 建造物 | 建物 | 旧蟹江家門 | 蟹江 |
| 6 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 鈴木家(蟹江家)文書 | 蟹江 |
| 7 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)武具等 | 蟹江 |
| 8 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 | 蟹江 |
| 9 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 安楽寺 | 蟹江 |
| 10 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 西光寺 | 蟹江 |
| 11 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地藏寺 | 学戸 |
| 12 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 法応寺 | 学戸 |
| 13 | 無 | 遺跡 | 神社 | 富吉建速神社・八剱社 | 須西 |
| 14 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 龍照院 | 須西 |
| 15 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 松秀寺 | 須西 |
| 16 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 伝信長街道 | 須西 |
| 17 | 無 | 郷土食 | — | 茶粥(米ちゃ) | 蟹江町全域 |

2) 課題と方針

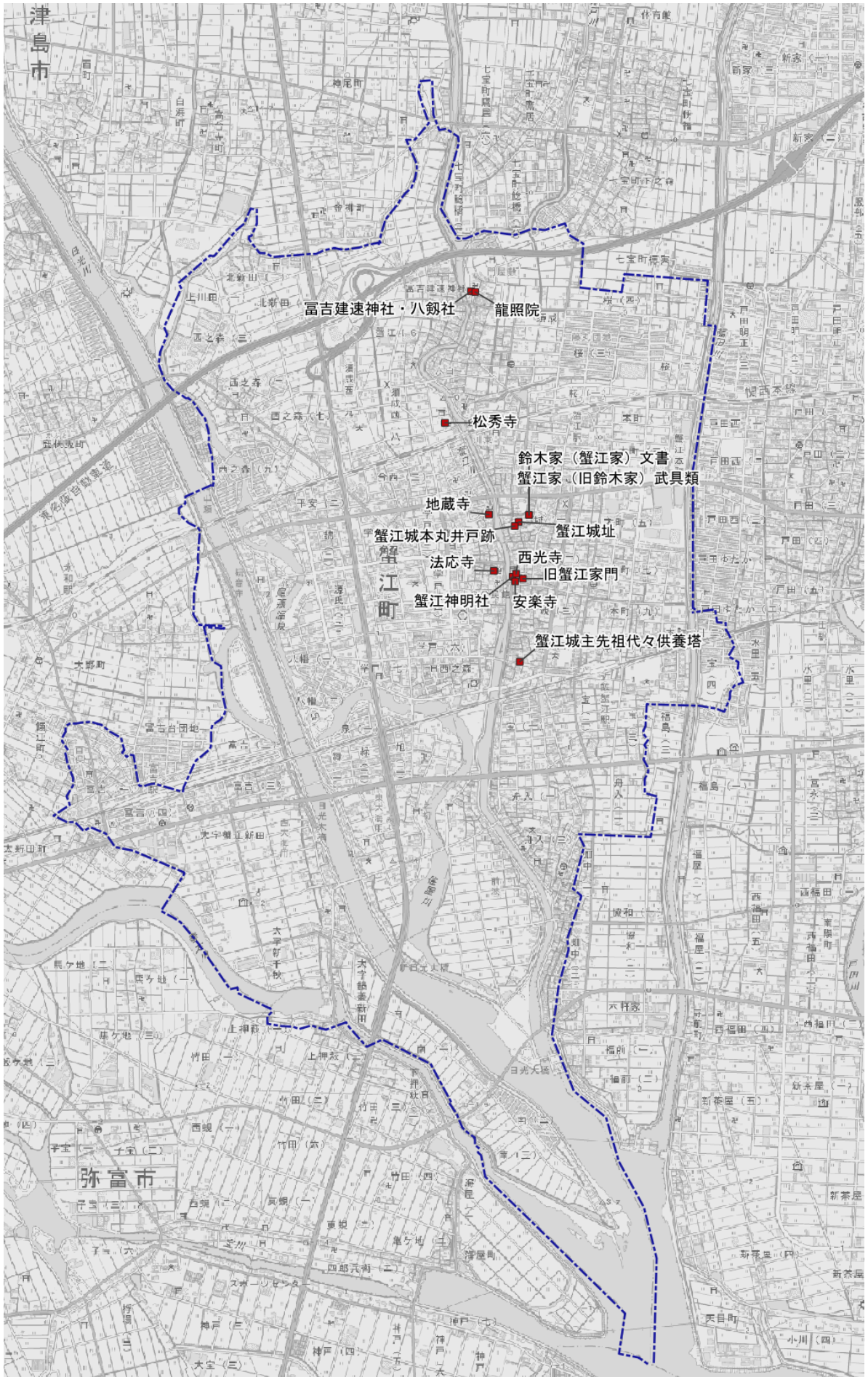
蟹江城や蟹江合戦に関する調査・研究が不足しています。そのため、蟹江城や蟹江合戦に関する情報が少なく、町内外での認知度の低さにつながっています。更なる資料の収集や調査研究を推進するとともに、ワークショップや講座を実施するほか、解説コンテンツ等を作成・活用して認知度の向上をはかります。

また、蟹江合戦は小牧・長久手の戦いの一つに位置づけられるため、戦況や戦場、武将との関わりは他地域とも影響し合っています。しかし、蟹江町では蟹江合戦の部分だけを取り上げることが多く、他の合戦地との横の連携が不足しています。小牧・長久手の戦いの一つとしての価値を発信するとともに、他地域との連携によって地域全体の活性化を目指します。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|---|---------------------------------|-----|-----|------|------|----|----|------|------|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 54 | 蟹江城や蟹江合戦に関する調査・情報収集 | | | | △ | △ | ○ | ○ | | | |
| 蟹江城の規模や変遷について、文献だけでなく堀跡の現地調査等を行うことで明確化をはかります。また、蟹江合戦についても、蟹江城の支城である大野城があった愛西市等と協力しながら、現存する記録や情報を収集することで、小牧・長久手の戦いの中における蟹江合戦の立ち位置を明確にしていきます。 | | | | | | | | | | | |
| 55 | 蟹江城に関する研究・学習の充実 | | ○ | △ | | | △ | ○ | 町費 | ○ | |
| 蟹江城や蟹江合戦について、町民と一緒に考察し学習する新たな形式のワークショップや講座を行い、資料の少ない蟹江城についての研究を進めながら魅力を発信します。 | | | | | | | | | | | |
| 56 | 解説コンテンツの作成 | | | | | △ | △ | ○ | 国・町費 | | ○ |
| 調査研究により明らかになった合戦当時の様子を映像等のコンテンツで作成し、視覚的にわかりやすい情報を作成し広く周知します。 | | | | | | | | | | | |
| 57 | 広域で連携した蟹江合戦（小牧・長久手の戦い）についての情報発信 | | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | |
| 小牧・長久手の戦いに関連する他の自治体と連携して蟹江合戦についての情報発信を行うことで、蟹江合戦や小牧・長久手の戦いについての知名度を高め、地域活性化につなげます。 | | | | | | | | | | | |
| 58 | 情報発信の充実 | | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ |
| 既存の情報や調査で得られた情報を整理し、さまざまなメディアで発信するとともに、他機関との連携の取組みによってより広く蟹江城や蟹江合戦について周知します。 | | | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

③受け継がれてきた地域の祭り

1) ストーリー

蟹江町には様々な祭礼やそれに伴う芸能が今も伝えられており、地域の祭りに関連する文化財にも様々なものがあります。

蟹江町で最も知られている祭りとしては、国指定重要無形民俗文化財でありユネスコの無形文化遺産にも登録されている須成祭があげられます。夏の川祭りとして行われ、「車楽船の川祭」と「神葎流し」から構成されるこの祭りは、地元の人々だけでなく他地域からも多くの方が訪れます。須成祭では、車楽船で須成祭囃子が演奏されるだけでなく、奉納太鼓として須成鼓笛保存会による神子太鼓の演奏や、町内の他の地域の神楽太鼓も演奏される場面もあります。

さらに、町内各地では、蟹江新町日吉神楽や蟹江祭等、秋祭りとして多くの地域で祭礼が行われ、芸能が披露されます。蟹江新町日吉神楽は、蟹江町指定無形民俗文化財で、神楽屋形を巡行させながら神楽太鼓を奏でて行われます。この地域の農村部の祭りの特徴をよく伝えており、町内の他の地域でも同様の祭りが多くみられます。古くは何か行事があると神楽寄せといって、近隣から神楽屋形を曳いて集まり太鼓を演奏したといい、近隣地域同士で影響し合って発展してきたそうです。蟹江祭は江戸時代から道踊り等が華やかに行われ、祭りの噂が当時の尾張藩主の耳にも入り、近隣の神楽とともに披露をしたことがあったと伝えられています。

また、各祭礼や行事で用いられてきた祭礼幕や神楽屋形、馬具等多種多様な文化財も残されており、保存会をはじめとした地元の人々が大切に受け継いできた伝統ある祭りや、それに伴う芸能、祭礼道具によって関連文化財群を作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|----------------|----|
| 1 | 国指定 | 民俗行事 | 無形民俗 | 須成祭の車楽船行事と神葎流し | 須西 |
| 2 | 町指定 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭山車人形 | 須西 |
| 3 | 町指定 | 民俗行事 | 無形民俗 | 蟹江新町日吉神楽 | 学戸 |
| 4 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭稚児衣裳 | 須西 |
| 5 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 須成川西上・川西下神楽 | 須西 |
| 6 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(須成川西) | 須西 |
| 7 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 白木神楽屋形(須成川西) | 須西 |
| 8 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「須成邨川西北」 | 須西 |
| 9 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「須成川西南」 | 須西 |
| 10 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(須成川西上) | 須西 |
| 11 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(須成川西下) | 須西 |
| 12 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 西之森神楽太鼓 | 須西 |
| 13 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(西之森本田) | 須西 |
| 14 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江町西之森」 | 須西 |
| 15 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「海東郡西之森」 | 須西 |
| 16 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 祭礼幕(西之森本田) | 須西 |
| 17 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 白木神楽屋形(北新田) | 須西 |
| 18 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(北新田) | 須西 |
| 19 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭稚児衣裳(資料館所蔵) | 蟹江 |
| 20 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 今神楽 | 蟹江 |
| 21 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(今) | 蟹江 |
| 22 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「今」 | 蟹江 |
| 23 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 駅前区祭囃子 | 蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|----------------|-----|
| 24 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 蟹江祭 | 蟹江 |
| 25 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町城之町」 | 蟹江 |
| 26 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(城之町) | 蟹江 |
| 27 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町上之町」 | 蟹江 |
| 28 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「本町北之町」 | 蟹江 |
| 29 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(北之町) | 蟹江 |
| 30 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町中之町」 | 蟹江 |
| 31 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町五之町」 | 蟹江 |
| 32 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(五之町) | 蟹江 |
| 33 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町新屋敷」 | 蟹江 |
| 34 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(新屋敷) | 蟹江 |
| 35 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江町海門」 | 蟹江 |
| 36 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江町海門寺割」 | 蟹江 |
| 37 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町海門寺割」 | 蟹江 |
| 38 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(海門) | 蟹江 |
| 39 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町川西」 | 学戸 |
| 40 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(蟹江本町川西) | 学戸 |
| 41 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(蟹江新町) | 学戸 |
| 42 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 白木神楽屋形(蟹江新町) | 学戸 |
| 43 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「新町」 | 学戸 |
| 44 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江新町上之割」 | 学戸 |
| 45 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江新町下之割」 | 学戸 |
| 46 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 旗印「蟹江新町上之割」 | 学戸 |
| 47 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 旗印「蟹江新町下之割」 | 学戸 |
| 48 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(蟹江新町) | 学戸 |
| 49 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 一文字笠 | 学戸 |
| 50 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 源才神楽 | 学戸 |
| 51 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(源才) | 学戸 |
| 52 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「源氏才勝」 | 学戸 |
| 53 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「西之森村 源氏才勝」 | 学戸 |
| 54 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 祭礼幕(源氏) | 学戸 |
| 55 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(源才) | 学戸 |
| 56 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 太鼓巻(源才) | 学戸 |
| 57 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(観音寺) | 学戸 |
| 58 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 舟入神楽 | 舟入 |
| 59 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(舟入) | 舟入 |
| 60 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「舟入」 | 舟入 |
| 61 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 本町分神楽 | 新蟹江 |
| 62 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(本町分) | 新蟹江 |
| 63 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江新田本町分」 | 新蟹江 |
| 64 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(本町分) | 新蟹江 |
| 65 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 神楽屋形長持幕 | 新蟹江 |
| 66 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 西大海用神楽太鼓 | 新蟹江 |
| 67 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(西大海用) | 新蟹江 |
| 68 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(西大海用) | 新蟹江 |
| 69 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「大海用」 | 新蟹江 |
| 70 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(西大海用) | 新蟹江 |
| 71 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 祭礼幕(西大海用) | 新蟹江 |
| 72 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 男獅子用台座 | 新蟹江 |
| 73 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 獅子頭(男獅子用) | 新蟹江 |
| 74 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 男獅子衣装・道具 | 新蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|--------------|-----|
| 75 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 桶胴太鼓 | 新蟹江 |
| 76 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 東大海用神楽 | 新蟹江 |
| 77 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(東大海用) | 新蟹江 |
| 78 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「東大海用」 | 新蟹江 |
| 79 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(東大海用) | 新蟹江 |
| 80 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 祭礼幕(東大海用) | 新蟹江 |
| 81 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「大海用東之割」 | 新蟹江 |
| 82 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 獅子頭(男獅子用) | 新蟹江 |
| 83 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 桶胴太鼓 | 新蟹江 |
| 84 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 富吉(百保)神楽 | 新蟹江 |
| 85 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(富吉) | 新蟹江 |
| 86 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「富吉」 | 新蟹江 |
| 87 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 獅子頭(男獅子用) | 新蟹江 |
| 88 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 男獅子道具 | 新蟹江 |
| 89 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 鍋蓋秋季祭礼 | 新蟹江 |

2) 課題と方針

須成祭以外の祭礼行事に関して、調査や記録が十分にできていません。さらなる祭礼行事の調査研究が必要です。須成祭以外の祭礼行事や、須成祭についても車楽船行事(宵祭・朝祭)以外の神葎流しに関連する行事については、認知度が低い状況です。そのため、須成祭の神葎流しに関する行事やそのほかの祭礼についても魅力を広く情報発信する必要があります。また、祭礼行事の担い手が不足しているため、後世に継承していくための支援を行う必要があります。

各地区の神楽庫等には古い祭礼道具等が保管されていますが、関心や把握が不足しており、保管状態がよくありません。後世に継承していくためにも、適切に祭礼道具の修繕や管理ができる環境整備を推進します。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|--|------|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 59 各地の祭りについての調査・記録作成 各地の祭りについて調査を行い、報告書を作成したり、祭礼の様子等を映像や写真で記録したりすることで後世への継承に活用していきます。 | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | |
| 60 継承活動の支援 後継者不足の改善のため、継承活動を行う団体への情報提供や補助金等の案内を行い、支援します。 | | | △ | | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 61 郷土芸能の公開機会の充実 町民まつりや町内外で行われる芸能大会等で郷土芸能を公開する機会を充実することで、町民だけでなく、町外にも蟹江町の伝統文化を広く普及します。 | | △ | ○ | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 36 祭り道具の写真集出版・公開事業実施(再掲) 町内各地には伝統ある祭りがあり、馬具や祭礼幕等の古くから伝えられてきた貴重な道具が保管されており、なかには美術工芸品としての価値が高いと思われるものもあります。しかし、その存在についてはほとんど知られていないため、写真集を出版するとともに、保存団体と協働で公開事業を行う等の活用事業をすることで、地域の郷土芸能の価値を伝え、町民が伝統行事を守り伝える活力を醸成します。 | △ | △ | ○ | △ | △ | ○ | 国・町費 | ○ | ○ | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|--|------------------|-----|-----|------|------|----|----|--------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 62 | 祭り道具等の保存施設整備への支援 | | ○ | ○ | | △ | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| <p>祭りで使用される道具等の保管状態を把握し、所有者へ適切な保管方法の指導を行います。また、適切な保管のための施設や設備に不足のある場合には、整備のための補助金の支給等を検討します。</p> | | | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

④歴史上の人物と祈りの聖地

1) ストーリー

古くから人々の心の拠り所として信仰されてきた神社や寺院には、様々な縁起や説話等の言い伝えや伝承があり、その中には歴史上との人物に関わるものも多数存在しています。また、蟹江町内にある遺跡の中には、歴史上の人物が立ち寄った地として伝承されているところがいくつもあり、歴史上の人物が祈りを捧げたと伝えられているところや、その場所が信仰の対象になっているところもあります。

蟹江町の学戸地区南部の源氏塚は、平安時代、平治の乱に敗れた源義朝一行が東国に落ち延びる際、当時小島であったこの地に舟を止め立ち寄ったと伝えられている場所です。源氏島伝説は、源氏という地名の由来にもなっています。晴明塚は陰陽師として有名な安倍晴明が訪れ、火伏せの祈禱をしたと伝承されている遺跡です。他にも、親鸞聖人腰掛石や、織田信長や豊臣秀吉が疫病退散を祈願した富吉建速神社・八劔社、龍照院には木曾義仲を吊って巴御前が安置したという木造大日如来坐像や木曾義仲の位牌等があります。

伝承の中には、源氏島のように、水運の要所だった蟹江ならではの話もあり、こうした伝承はその土地の成り立ちや人々の信仰心を示すものでもあります。このような、地域に伝わる歴史上の人物についての伝承等にちなんだ社寺や遺跡、石造物等によって関連文化財群を作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-------------|----|
| 1 | 国指定 | 建造物 | 建物 | 富吉建速神社本殿 | 須西 |
| 2 | 国指定 | 建造物 | 建物 | 八劔社本殿 | 須西 |
| 3 | 町指定 | 文化的資料 | 彫刻 | 木造大日如来坐像 | 須西 |
| 4 | 町指定 | 自然・景観 | — | 須成龍照院のイチョウ | 須西 |
| 5 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 木曾義仲位牌 | 須西 |
| 6 | 無 | 遺跡 | 神社 | 富吉建速神社・八劔社 | 須西 |
| 7 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 龍照院 | 須西 |
| 8 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 伝信長街道 | 須西 |
| 9 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江城主先祖代々供養塔 | 蟹江 |
| 10 | 無 | 遺跡 | 神社 | 富吉神社(銭洗弁財天) | 蟹江 |
| 11 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 親鸞聖人腰掛石 | 蟹江 |
| 12 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 晴明塚 | 学戸 |
| 13 | 無 | 遺跡 | 神社 | 日吉神社 | 学戸 |
| 14 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 源氏塚 | 学戸 |
| 15 | 無 | 遺跡 | 神社 | 源氏島八幡社 | 学戸 |

2) 課題と方針

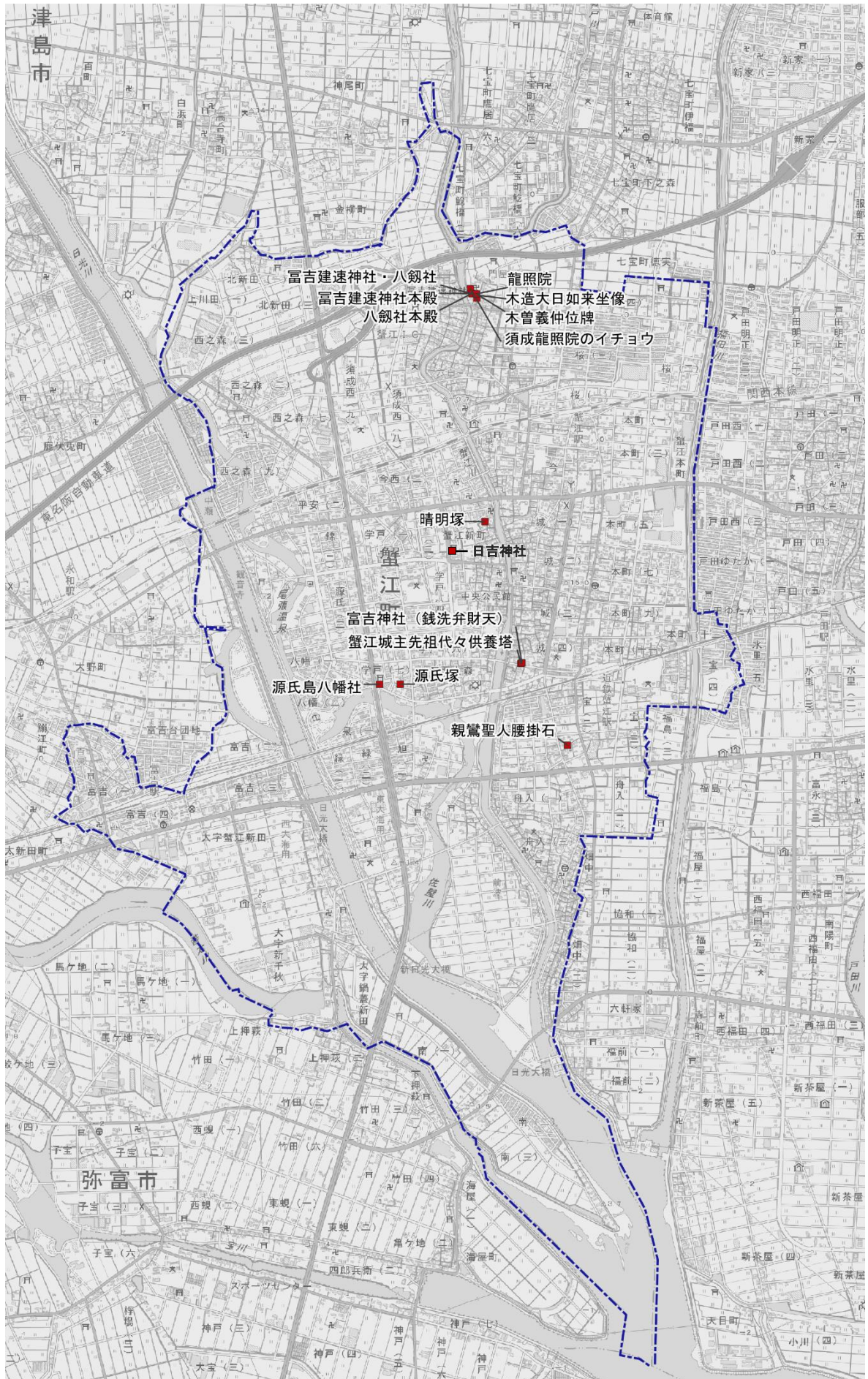
遺跡や伝承地についての根拠資料の調査の蓄積が不十分です。今後、調査や研究を進めていくことが必要です。

また、文化財自体は地域に根付いた伝承にまつわるものであり、蟹江の歴史や信仰がうかがえる点で価値があります。しかし、それぞれの文化財が小規模であり、単独での効果的な活用や発信が難しいため、文化財を結び付けた周遊ルートを作成し、案内・解説を行う等、効果的な活用を促進する必要があります。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|-------------------------------|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 63 | 歴史上の人物にゆかりのある遺跡や伝承地についての調査・研究 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | |
| 寺社等の自伝や社伝、地域の伝承のヒアリング等を行い、各文化財について調査・研究を進めます。 | | | | | | | | | | |
| 64 | 周遊ルートの作成 | | | | | | 国・町費 | | ○ | |
| それぞれ独立している文化財を結び付けて町内を周遊するようなルートを作成し、それぞれの文化財の回遊性向上を図ります。 | | | | | | | | | | |
| 65 | 案内看板等の制作 | | | | | | 国・町費 | | ○ | |
| 各文化財を広く周知するため、現地に案内看板を設置したり、文化財同士の位置関係を示した案内マップを制作したりすることで当町における文化財の認知度向上を図ります。 | | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

⑤文学のさと蟹江

1) ストーリー

蟹江町には、当町出身の探偵小説家小酒井不木をはじめとした文学者ゆかりの地が多数あります。

小酒井不木は、明治23(1890)年に新蟹江村(現・蟹江新田)の日光川沿いの地主の家に生まれ、医学者でありながら、大正から昭和初期の日本の探偵小説の黎明期に活躍した人物です。数多くの作品を残しただけでなく、多くの作家らと交流し、特に江戸川乱歩と深い親交を持ちました。大正12(1923)年には名古屋に自宅を構え積極的に執筆活動を行い、晩年には、現在も名古屋を中心に活動を続けている「ねんげ句会」を立ち上げ、俳句の作品も多く残しています。小酒井不木が生まれた蟹江新田には、不木と同じ新蟹江(尋常)小学校出身の建築家、黒川紀章揮毫の小酒井不木生誕地碑が建立されています。また、蟹江町歴史民俗資料館には不木愛用の机や直筆原稿等の関連資料が収蔵されているほか、江戸川乱歩揮毫の不木碑があります。

太平洋戦争中には、文豪吉川英治が蟹江の地を度々訪れています。都会では、戦争が激しくなってきた昭和17・18(1942・1943)年のことで、縁者を頼って蟹江で過ごし、蟹江の水郷地帯の風景を「東海の潮来」と称したとされています。後に、建築家黒川紀章の父で同じく建築家の黒川巳喜ら地元有志4人により、英治が詠んだ「佐屋川の土手もみちかし月こよひ」の句碑が建立されました。黒川巳喜は、この経験を生かし、水郷地帯の風景を句碑に刻んで残そうという発想に至り、鹿島神社文学苑が設立されました。文学苑には、小酒井不木を始めとしたねんげ句会同人や、山口誓子や中村汀女等の著名な俳人、そして黒川巳喜らが蟹江の水郷風景を詠んだ句碑が26基建てられています。また、蟹江町歴史民俗資料館には、文学苑を建立する際に俳人らが直筆で書いた掛軸が所蔵されています。

こうした、当町にゆかりのある作家や作品に関連する資料から関連文化財群を作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-----------------|-----|
| 1 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 小酒井不木関連資料 | 蟹江 |
| 2 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 黒川巳喜関連資料 | 蟹江 |
| 3 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 吉川英治関連資料 | 蟹江 |
| 4 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 鹿島神社文学苑句碑俳人直筆掛軸 | 蟹江 |
| 5 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 不木碑 | 蟹江 |
| 6 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 小酒井不木生誕地碑 | 学戸 |
| 7 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 鹿島神社文学苑 | 新蟹江 |
| 8 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 鹿島神社文学苑石碑 | 新蟹江 |
| 9 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 杉浦冷石句碑 | 新蟹江 |
| 10 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 上野千秋句碑 | 新蟹江 |
| 11 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 殿島蒼人句碑 | 新蟹江 |
| 12 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 岡戸武平句碑 | 新蟹江 |
| 13 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 宮田重亭句碑 | 新蟹江 |
| 14 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 桑原閑古亭句碑 | 新蟹江 |
| 15 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 山田麗眺子句碑 | 新蟹江 |
| 16 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 小酒井不木句碑 | 新蟹江 |
| 17 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 寺田栄一句碑 | 新蟹江 |
| 18 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 桃山葱雨句碑 | 新蟹江 |
| 19 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 中村汀女句碑 | 新蟹江 |
| 20 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 狩野近雄句碑 | 新蟹江 |
| 21 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 原たかし句碑 | 新蟹江 |
| 22 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 杉戸清句碑 | 新蟹江 |
| 23 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 山口誓子句碑 | 新蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|---------|-----|
| 24 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 長谷川朝風句碑 | 新蟹江 |
| 25 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 加藤かけい句碑 | 新蟹江 |
| 26 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 橋本鶏二句碑 | 新蟹江 |
| 27 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 水原秋桜子句碑 | 新蟹江 |
| 28 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 阿波野青畝句碑 | 新蟹江 |
| 29 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 長谷川双魚句碑 | 新蟹江 |
| 30 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 山口青邨句碑 | 新蟹江 |
| 31 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 稲畑汀子句碑 | 新蟹江 |
| 32 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 清崎敏郎句碑 | 新蟹江 |
| 33 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 鷹羽狩行句碑 | 新蟹江 |
| 35 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 黒川巳喜句碑 | 新蟹江 |
| 36 | 無 | 石造物 | 歌碑・句碑 | 吉川英治句碑 | 新蟹江 |

2) 課題と方針

それぞれの文化人の人物名はある程度の認知度がありますが、作家の経歴や交友関係等について深掘りできていない部分があるため、調査・研究を継続していく必要があります。

文学に関する定期的な活動の場が少なく、町民が文学を学ぶ機会が限られているため、講座等の実施により、文学作品や俳句等を定期的に学ぶ場の提供が必要です。また、作品に触れる機会が少なく、作品の認知度が低い状況にあるため、文化人や作品についての情報発信の充実が必要です。

また、小酒井不木は晩年名古屋に家を構え、名古屋にゆかりのある江戸川乱歩と深い交流を持ちました。近年、江戸川乱歩の名古屋での足跡を顕彰する動きのなかで小酒井不木が取り上げられる例もあるため、作品や作家について他地域での活動や関わりも含めて考えることが、新たな発見や広域の情報発信につながる可能性があります。小酒井不木に関する文化財の保存・活用事業が進められていますが、さらに体制を充実させるため、名古屋市等の関係機関との連携も視野に入れて取り組んでいきます。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 66 | 蟹江町ゆかりの文学者に関する調査・研究 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 小酒井不木の交友関係や、吉川英治の蟹江での足跡、鹿島神社文学苑に石碑のある俳人の人物像等についての調査・研究を進めます。 | | | | | | | | | |
| 67 | 講座の実施 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 人物についての学習や、俳句会等の文学に触れる講座を実施します。 | | | | | | | | | |
| 68 | 作品に触れる機会の創出 | | | | | | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 資料館での作品展示、ホームページでのバーチャル文学館の設置やショートムービー作成公開、朗読会の実施等を行い、作品の周知を行います。 | | | | | | | | | |
| 69 | メディアを活用した周知 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 広報誌やホームページ等を活用して郷土の文化人について発信することで、郷土の著名人について周知し郷土への愛着を醸成します。 | | | | | | | | | |
| 70 | 関係機関との連携 | | | | | | 町費 | | ○ | ○ |
| | 名古屋市や他の文学館等と連携をとり、小酒井不木らの作家に関する文化財の保存・活用を推進します。 | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

⑥川との戦いと共存

1) ストーリー

蟹江町は、幾筋もの川が流れているというだけでなく、土地が低い海拔ゼロメートル地帯であるため、昔から度々川の氾濫による水害に悩まされてきました。昔から当町に伝わる地名には、水害に由来するものも少なくありません。その中で、昔の人々は水害に対して、ただ手をこまねいていたわけではなく、川の合流点に水門を設置したり、堤防を築いたりして対策をしてきました。時には、川の流れを変えて護岸を整備することもありました。そして、災害を経験するごとに、その教訓を生かし、さらなる対策を講じてきました。

大正10(1921)年には高潮の大きな被害を受け、日光川への樋門設置が促進され、昭和5(1930)年、現在の県道103号にある日光大橋の場所に樋門が設置されました。この樋門の上部はコンクリート製の橋になっており、その親柱には、蟹江町出身の建築家黒川巳喜がデザインしたゾウをイメージしたモニュメントがついており、地元の人々は「ゾウ橋」と呼んで親しんでいました。また、蟹江川には昭和7(1932)年に現在の国道1号の上流に樋門が設置されました。この樋門設置には当時盛んだった漁業者等からの反対もありましたが、船の航行に支障のないように場所が決められたとのこと。しかし、昭和34(1959)年この地域を伊勢湾台風の猛威が襲い、蟹江町も一面海と化し、さらなる対策が必要となり、蟹江町の漁業組合が解散するきっかけとなったのでした。現在、蟹江川の樋門は姿を消し、日光川の樋門は普通の橋に架け変わりましたが、蟹江川堤防には樋門の痕跡があります。蟹江町産業文化会館玄関にはゾウ橋のモニュメントが移設されており、これらはかつて災害と漁業の共存をめざした歴史を知る資源のひとつだといえます。また、舟入地区には漁業組合の記念碑が建てられており、その歴史を伝えています。

このように度重なる水害と闘いながらも、人々がこの地に住み続けるのは、川からの恵みも大きいからです。漁業はもちろんのこと、船が重要な交通手段とされていた時代には、舟運により商業や工業の発展が加速され、川沿いにまちができ、人々が多く行き交いました。そのため古くから架けられている橋梁も多く、中には江戸時代末の「尾張名所図会」や「名区小景」に描かれたものもあり、蟹江町内の川沿いの風景が名所であったことを伝えています。

こうした、水害と戦った痕跡を示す資料や川との共存の歴史を示す資料から関連文化財群を作成します。

【関連文化財一覧】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-----------------|--------|
| 1 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 天王橋 | 須西 |
| 2 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 御葎橋 | 須西 |
| 3 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 飾橋 | 須西 |
| 4 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 昇平橋 | 蟹江・学戸 |
| 5 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 霞切橋 | 学戸 |
| 6 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 夜寒橋 | 新蟹江 |
| 7 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 旧日光大橋 親柱象の飾り | 蟹江 |
| 8 | 無 | 遺跡 | 防災施設跡 | 日光川樋門跡 | 新蟹江 |
| 9 | 無 | 遺跡 | 防災施設跡 | 蟹江川樋門跡 | 舟入・新蟹江 |
| 10 | 無 | 自然・景観 | — | 古堤防跡 | 須西 |
| 11 | 無 | 自然・景観 | — | コイド | 須西 |
| 12 | 無 | 自然・景観 | — | 蟹江川護岸跡の玉石 | 蟹江 |
| 13 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 戦没者・伊勢湾台風殉職者鎮魂碑 | 新蟹江 |
| 14 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江漁業協同組合 記念碑 | 舟入 |
| 15 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業組合資料 | 蟹江 |
| 16 | 無 | 産業 | 漁業 | 淡水漁業関連漁具 | 蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-----------|----|
| 17 | 無 | 産業 | 漁業 | 海水漁業関連漁具 | 蟹江 |
| 18 | 無 | 産業 | 漁業 | 海苔養殖関連漁具 | 蟹江 |
| 19 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁獲物流通関連漁具 | 蟹江 |
| 20 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁船関連資料 | 蟹江 |
| 21 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業風景模型 | 蟹江 |

2) 課題と方針

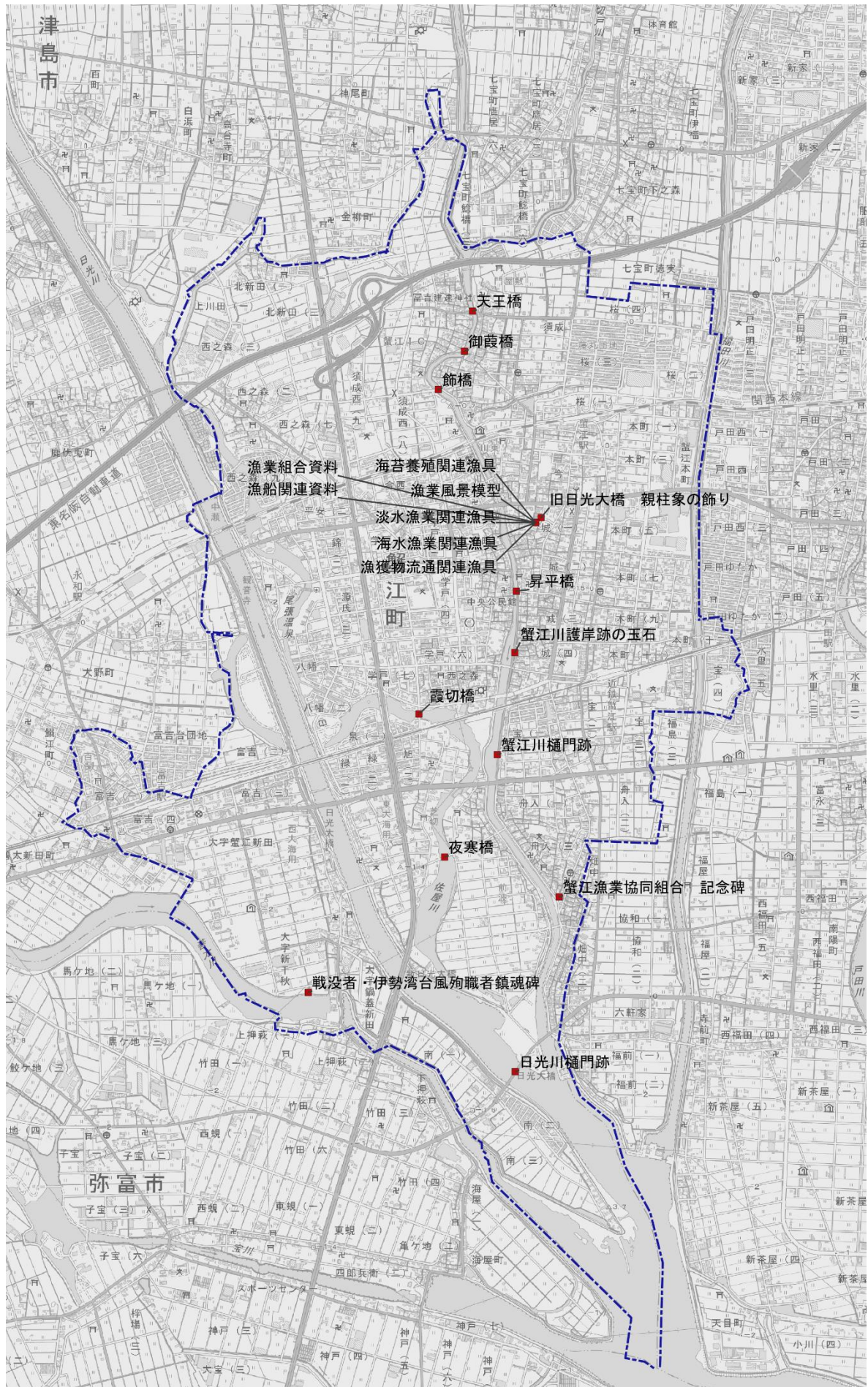
伊勢湾台風の被害等を体験した人や川と密接に共存してきた人々が高齢となり、災害や川の恵みについての情報が十分に継承されない可能性があります。また、現在では災害の痕跡が残っていないところも多く、解説板等の設置をしていない場所もあるため、災害そのものを知らない年代もいます。さらに、水害に悩まされてきた一方で、川の恵みも多く、災害を乗り越えて川と共存してきた点が、町としての魅力であることが若年層にあまり知られていません。

災害関連の資料を調査整理するとともに、川との共存の歴史を体験してきた高齢者の方々に聞き取りを実施し、かつて盛んだった漁業や、人々の生活が川と密着していたことを示す文化財の調査や整理を行います。さらに、若年層へ災害を乗り越え川と共存してきた記憶を継承するため、デジタル技術を活用した情報発信や講座を行い、防災意識の高まりや防災対策にもつなげます。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 71 | 災害や河川利用の歴史についての調査・記録の確認・整理 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | |
| | これまでの調査や記録情報をもとに過去の災害や河川利用の歴史等についての情報を再確認し、周知や継承を行っていくための情報の整理を行います。 | | | | | | | | | |
| 72 | デジタル技術を活用した広報の実施 | | | | | | 国・町費 | | ○ | ○ |
| | 昔の川の風景や災害時の様子を現地で伝えるため、デジタル技術を活用し、当時の様子が現地で体感できるコンテンツを制作することで、学習や一般への普及を行います。 | | | | | | | | | |
| 73 | 周遊ルートの作成 | | | | | | 国・町費 | | ○ | |
| | 河川沿いの景観を巡りながら歴史について学ぶことのできるような周遊ルートを作成します。 | | | | | | | | | |
| 74 | 過去の災害から学ぶ講座等の実施 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 伊勢湾台風等の災害の歴史を学ぶ講座や企画展を開催することで、災害を乗り越えてきた先人の歩みが今の生活につながっていることを伝え、郷土への愛着につなげます。 | | | | | | | | | |
| 75 | 町内団体との連携 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 防災の会や自治会とも連携を行い過去の災害の記録を共有することで、災害時の文化財の避難等に対応できる体制を形成します。 | | | | | | | | | |

関連する主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作成

第9章 文化財保存活用区域

(1) 文化財保存活用区域の設定の目的

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（令和3年6月最終変更、文化庁）では、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域を「文化財保存活用区域」と定めています。

当町では、町内全域にわたって文化財を保存・活用していく方針ですが、文化財が集中して存在する地域について、指針に示された「文化財保存活用区域」を設定し、町域全体における取組みを先導する区域として位置づけていきます。

文化財保存活用区域を設定し、核となる文化財とその文化財を育んだ周辺地域を一体的に整備していくことで、当町の魅力や特徴を形成する歴史文化をより明確化し、「文化財の保存と活用に関する方針」に示した「体制構築」、「把握・保存」、「活用・継承」といった文化財の保存・活用の好循環を促進し、まちづくりに活かしていきます。

保存活用区域を設定することで、保存活用区域を起点としてその他の地域への周遊を促すことができる等、波及効果が期待できます。

(2) 文化財保存活用区域の設定の考え方

本計画では、文化財保存活用区域とは多種多様な文化財が特定の区域に集まっている場合に、その価値と関連する周辺環境も含め、文化的な空間を創出しているエリアのことを指します。そのため、文化財保存活用区域を設定するにあたっては、以下の点を基準とします。

- ①文化財保存活用区域の構成要素となるそれぞれの文化財が地域内に群としてまとまり、一体的な保存・活用に結び付けることができること
- ②文化財の保存・活用に関する取組みに対しての町民等の担い手がきちんと存在すること
- ③保存・活用の拠点となる関連施設が存在し、区域の文化財の保存・活用が重点的にできること

この基準を踏まえ、「須成地区」と「城地区」とを文化財保存活用区域として設定します。

①須成地区

蟹江町の北端に位置し、中央を南北に蟹江川が流れ、富吉建速神社・八剣社や龍照院を中心に門前町として栄えた地区です。ユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭が開催される地域であり、水郷のまち蟹江を特徴づける文化が残る地区です。地区内には、須成祭ミュージアムを備えた観光交流センター「祭人」があります。

②城地区

蟹江城址とその周辺を含む地区です。蟹江城址のほか、地区内には国登録有形文化財である山口家住宅や甘強味淋工場をはじめ、古い商家の建物があり、迷路のようにある細い路地は江戸時代の道筋がそのまま残っているものです。地区内には、蟹江町歴史民俗資料館があります。



「地理院地図」（国土地理院）を使用して作図

(3) 文化財保存活用区域及びその保存活用計画

① 須成地区

1) 概要

須成地区は蟹江町の北端に位置し、中心を蟹江川が流れ、須成祭の舞台となる歴史文化の豊かな地区です。濃尾平野の南部にある当町は、川の流れによって運ばれた土砂によって大地が形成されたところで、須成の地名も「砂成」「洲成」に由来するといわれています。古代、蟹江町南部はまだ海だったとされ、町の北端に位置する須成地区は、町内で最も古くからの文化・歴史がある地区となっています。この地区は奈良時代に草創されたと伝わる富吉建速神社・八劔社と龍照院を中心に門前町として栄えてきた歴史があり、地区内は現代でも落ち着いた長閑な景観に包まれています。また、人々が育ててきた長い歴史文化の足跡を示す様々な文化財が指定・未指定を問わず豊富に集積しています。

地区内の最も知られている文化財として、国指定重要無形民俗文化財であり、平成28(2016)年に「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録された須成祭があります。富吉建速神社・八劔社の祭礼である須成祭は、水郷のまちである蟹江町のシンボルともいえる川祭りで、約100日間に渡って神事が行われます。メインとなる車楽船の運航では、当町の町民だけでなく多くの観光客で蟹江川周辺が賑わいます。

他に、地区内の代表的な文化財として、国指定重要文化財である富吉建速神社本殿、八劔社本殿を始めとする多数の寺社や、寺社が所有する仏像等の文化財も多数あり、龍照院所蔵の木造十一面観音立像は、国指定重要文化財となっています。他にも、富吉建速神社・八劔所蔵の鑄鉄造釣灯籠、神前鏡、石造狛犬、木造狛犬、彩色陶製狛犬、須成祭山車人形、棟札や、龍照院所蔵の木造大日如来坐像、鰐口等の町指定文化財があります。また、龍照院のイチヨウは樹齢が400年あまりある太閤お手植えのイチヨウと伝えられ、町指定天然記念物となっています。

こうした指定文化財の他にも魅力的な歴史文化の足跡として、伝信長街道や佐野七五三^{さのしちご}之助^{のすけ}の墓、神田氏家系碑といった当町に縁のある著名人の文化財も集積しています。

伝信長街道はかつて清州攻めの際に織田信長が通った道と伝えられている道で、蟹江城へと続く重要な道でもありました。佐野七五三之助は、江戸時代末期に富吉建速神社・八劔社の神職の息子として生まれ、尊王攘夷を志して家を離れ、新選組の隊士となりました。しかし、新選組の幕臣取り立てに抗議し京都で自刃し、壮絶な最期をとげました。後に須成でも葬儀が行われ、須成天王橋西に墓があります。神田鑄蔵は、地区内にあった酒造業者の家で生まれ、明治から昭和初期にかけて金融業で名を成した実業家です。渋沢栄一とも親交が深く、善敬寺境内に渋沢栄一筆による神田氏家系碑が残されています。

蟹江川は、須成祭の舞台となるだけでなく、人々の生活を支えてきた存在でもあります。川の堤防には「コイド」とよばれる川に降りていくための階段・傾斜を各所に見ることができますが、これは、船着き場や野菜の洗い場等として、川と人の生活を直接つなぐ場で、現在でも須成祭の船の乗降に利用されています。

本地区は現在、蟹江川沿いの区域を中心とした「かわまちづくり計画」にも登録されており、蟹江川の護岸整備とともに周辺の歴史文化や地域資源の周遊性を高める取り組みが進められています。

また、蟹江町では、このエリアに蟹江町観光交流センター「祭人」をオープンし、センター内に須成祭ミュージアムを開設するとともに、センターを拠点として地域の文化や観光・産業の振興、交流人口拡大・地域活性化に取り組んでいます。

【地区内文化財】

指定等文化財【国指定等文化財 5件 蟹江町指定文化財 10件】

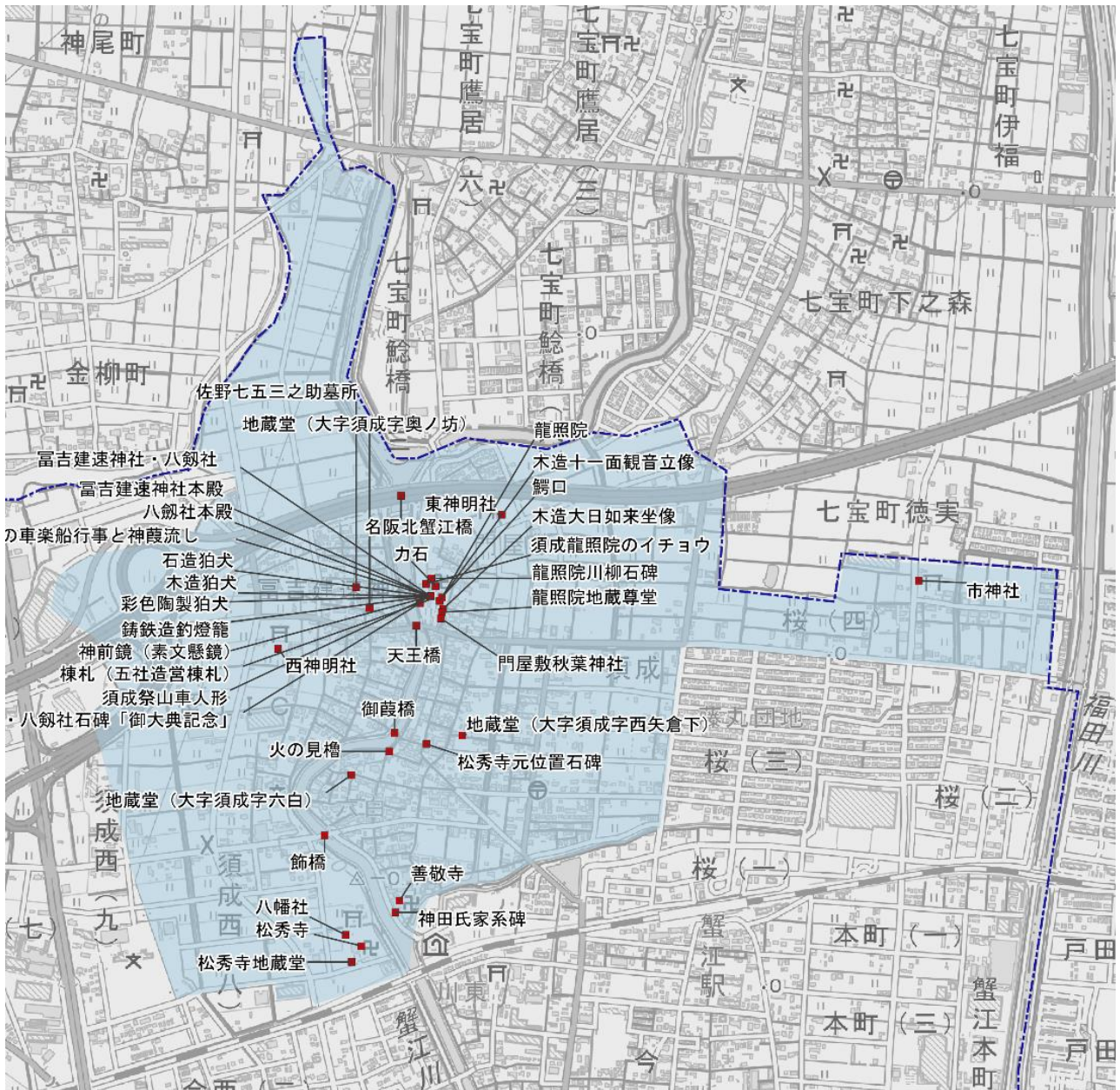
| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|-------------|----------------|----|
| 1 | 国指定 | 有形文化財 | 建造物 | 富吉建速神社本殿 | 須西 |
| 2 | 国指定 | 有形文化財 | 建造物 | 八劔社本殿 | 須西 |
| 3 | 国指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(彫刻) | 木造十一面観音立像 | 須西 |
| 4 | 国指定 | 民俗文化財 | 無形民俗 | 須成祭の車楽船行事と神葎流し | 須西 |
| 5 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(工芸品) | 石造狛犬 | 須西 |
| 6 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(工芸品) | 木造狛犬 | 須西 |
| 7 | 町指定 | 民俗文化財 | 有形民俗 | 彩色陶製狛犬 | 須西 |
| 8 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(工芸品) | 鰐口 | 須西 |
| 9 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(工芸品) | 鑄鉄造釣燈籠 | 須西 |
| 10 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(工芸品) | 神前鏡(素文懸鏡) | 須西 |
| 11 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(彫刻) | 木造大日如来坐像 | 須西 |
| 12 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(歴史資料) | 棟札(五社造営棟札) | 須西 |
| 13 | 町指定 | 民俗文化財 | 有形民俗 | 須成祭山車人形 | 須西 |
| 14 | 町指定 | 記念物 | 天然記念物 | 須成龍照院のイチョウ | 須西 |
| 15 | 国選択 | 民俗文化財 | 無形民俗 | 尾張西部の子供ザイレン | 須西 |

未指定文化財

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-----------|----|
| 16 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 名阪北蟹江橋 | 須西 |
| 17 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 天王橋 | 須西 |
| 18 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 御葎橋 | 須西 |
| 19 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 飾橋 | 須西 |
| 20 | 無 | 建造物 | 防災施設 | 火の見櫓 | 須西 |
| 21 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 仏涅槃図 | 須西 |
| 22 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 十王図 | 須西 |
| 23 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 釈迦十六善神像 | 須西 |
| 24 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 十一面観音三尊像 | 須西 |
| 25 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 三朝高祖真影 | 須西 |
| 26 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 四天王立像 | 須西 |
| 27 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 観音三十三応現身像 | 須西 |
| 28 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 弁財天坐像 | 須西 |
| 29 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 不動明王坐像 | 須西 |
| 30 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 如意輪観音菩薩坐像 | 須西 |
| 31 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 弘法大師坐像 | 須西 |
| 32 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 不動明王立像 | 須西 |
| 33 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 弥勒菩薩坐像 | 須西 |
| 34 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 興教大師像 | 須西 |
| 35 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 毘沙門天立像 | 須西 |
| 36 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 善光寺如来像 | 須西 |
| 37 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 翁面 | 須西 |
| 38 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 円空作神像 | 須西 |
| 39 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 伝源頼朝文書 | 須西 |
| 40 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 須成東神明社棟札 | 須西 |
| 41 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 神仙人物故事鏡 | 須西 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-------------------------|----|
| 42 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 扁額「蟹江山」 | 須西 |
| 43 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 木曾義仲位牌 | 須西 |
| 44 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 佐野七五三之助位牌 | 須西 |
| 45 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 富吉建速神社・八劔社棟札 | 須西 |
| 46 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 須成西神明社棟札 | 須西 |
| 47 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 須成八幡社棟札 | 須西 |
| 48 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 力石 | 須西 |
| 49 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭稚児衣装 | 須西 |
| 50 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 金箔神楽屋形(須成川西) | 須西 |
| 51 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 白木神楽屋形(須成川西) | 須西 |
| 52 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 狸々旗「須成邨川西北」 | 須西 |
| 53 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 狸々旗「須成川西南」 | 須西 |
| 54 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 須成川西上・川西下神楽 | 須西 |
| 55 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 龍照院 | 須西 |
| 56 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 松秀寺 | 須西 |
| 57 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 善敬寺 | 須西 |
| 58 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地蔵堂(大字須成字西矢倉下) | 須西 |
| 59 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地蔵堂(大字須成字奥ノ坊) | 須西 |
| 60 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地蔵堂(大字須成字六白) | 須西 |
| 61 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 龍照院 地蔵堂 | 須西 |
| 62 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 松秀寺 地蔵堂 | 須西 |
| 63 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 秋葉大権現 | 須西 |
| 64 | 無 | 遺跡 | 神社 | 富吉建速神社・八劔社 | 須西 |
| 65 | 無 | 遺跡 | 神社 | 東神明社 | 須西 |
| 66 | 無 | 遺跡 | 神社 | 西神明社 | 須西 |
| 67 | 無 | 遺跡 | 神社 | 八幡社 | 須西 |
| 68 | 無 | 遺跡 | 神社 | 市神社 | 須西 |
| 69 | 無 | 遺跡 | 神社 | 御嶽神社 | 須西 |
| 70 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 伝信長街道 | 須西 |
| 71 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 佐野七五三之助墓所 | 須西 |
| 72 | 無 | 遺跡 | 防災施設跡 | 火の見櫓跡 | 須西 |
| 73 | 無 | 自然・景観 | — | 島畑(勿畑) | 須西 |
| 74 | 無 | 自然・景観 | — | コイド | 須西 |
| 75 | 無 | 石造物 | 句碑・歌碑 | 龍照院 川柳石碑 | 須西 |
| 76 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 神田氏家系碑 | 須西 |
| 77 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 富吉建速神社・八劔社 石碑「御大典記念」 | 須西 |
| 78 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 松秀寺 元位置 石碑 | 須西 |

区域内の主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

※『須成祭総合調査報告書』を参考に区域を設定しています。

2) 課題と方針

須成地区の文化財群の核となる富吉建速神社・八剱社の祭礼として行われる須成祭は、7月初旬から10月下旬までの長期にわたり祭事が行われる祭りですが、よく知られているのは車楽船行事(宵祭・朝祭)のみで、神葎流しに関連する行事についてはあまり知られていません。また、行事が長期にわたるため担い手の負担が大きくなっていることや、祭りの道具や衣装、神社の宝物等の保管環境が十分に整備されていない状況があります。

当町で最も歴史が古い地区であり、文化財が豊富にある一方で、須成祭以外の文化財の調査や、記録の作成が不足しています。また、著名人の碑等、あまり知られていない文化財が多数あります。

蟹江町観光交流センター「祭人」を観光拠点に、水郷・温泉・歴史と美食のまちとして、誘客のための様々な取り組みを行っていますが、町民との協働での取り組みを充実させることも必要です。

今後の方針としては、須成祭を含めた域内の文化財の普及活動や支援を継続して行うとともに、関連する祭り道具等の保存環境の整備を支援します。また、域内の未指定文化財等の調査や記録作成を行い、地区のさまざまな文化財の魅力発信を行います。

さらに、観光交流センター「祭人」を拠点施設とし、行政と町民、観光協会等の関係機関による協働の取り組みを充実することで、貴重な歴史文化資源を未来に向けて保存・継承し、地区の賑わいを創出します。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|---|------|-----|-----|------|------|----|--------|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 76 須成祭の支援 継続して須成祭の普及や伝承活動を支援するとともに、祭道具の適切な保管ができるよう、指導や補助を行います。 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| 62 祭道具等の保存施設整備への支援(再掲) 祭りで使用される道具等の保管状態を把握し、所有者へ適切な保管方法の指導を行います。また、適切な保管のための施設や設備に不足のある場合には、整備のための補助金の支給等を検討します。 | | ○ | ○ | | △ | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| 77 未調査の文化財の調査・記録の作成 地区内にある未調査の文化財について調査・記録を行い、整理し、地区の魅力の向上のための活用方法を検討します。 | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | 町費 | ○ | ○ | |
| 78 須成地区の文化財に関する講座の継続、充実 須成祭をはじめとする地区内の文化財について、地区の歴史文化や特徴を踏まえながら魅力を紹介する講座を継続し、内容も充実させていきます。 | △ | △ | △ | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| 79 須成地区に縁のある著名人の魅力の発信 新選組隊士佐野七五三之助や第24代総理大臣加藤高明、実業家神田鍾蔵等、須成地区に縁がある著名人に関連する文化財や逸話の紹介を通じて、須成地区の新たな魅力の一つとして発信します。 | | | | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|--------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 80 | 富吉建速神社・八剱社、地区内の宝物等の公開機会の充実 | | | ○ | ○ | | ○ | 町費 | | ○ | ○ |
| | 月に1回開催している龍照院所蔵の木造十一面観音立像の公開に加えて、地区内の寺社が所蔵する宝物等の公開の機会を増加するとともに、ボランティアガイドとも連携し、文化財の説明・紹介等を実施して、内容の充実を図ります。 | | | | | | | | | | |
| 81 | デジタル技術を活用した須成祭体験事業の推進 | | △ | △ | ○ | | ○ | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | デジタル技術を活用して時季を選ばず須成祭の車楽船行事(宵祭・朝祭)や、認知度が低い神葎流し等を体感できる取組みや、ドローンを活用した映像を多言語化して作成し、いつでも誰でも須成祭を知り、楽しむことができる機会の充実を図ります。 | | | | | | | | | | |
| 82 | 観光交流センター「祭人」を中心とした観光事業の推進 | | | | ○ | | ○ | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 観光交流センター「祭人」の須成祭ミュージアムの展示等により一年をとおして須成祭を体感してもらうとともに、須成地区を起点とした水辺に親しむ町内観光の開発等、水郷にまつわる歴史文化を体感できる観光事業を推進します。 | | | | | | | | | | |
| 83 | 蟹江川の景観保全活動の推進 | △ | △ | | ○ | | ○ | 国・県・町費 | ○ | | |
| | 「蟹江川かわまちづくり計画」に従い、親水護岸工事や景観に配慮した柵の設置等の蟹江川の整備に加え、須成地区の水郷風情を楽しむことができる誘導や景観対策、地域住民や地域団体との協働による河川環境の保全等の事業を推進します。 | | | | | | | | | | |
| 84 | 保存活用地区を核とした周遊ネットワークの構築 | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 須成地区と城地区の二つの文化財保存活用地区を核とし、それぞれの拠点施設である観光交流センター「祭人」と蟹江町歴史民俗資料館を起点として、相互に行き交う仕組みを構築するだけでなく、他地区の文化財所在地を巡ることができる散策ルートやサイクリングコースの設定、周遊ラリーの実施等により、町内全域の文化財の周遊ネットワーク構築を目指します。 | | | | | | | | | | |

②城地区

1) 概要

城地区は、当町のほぼ中央に位置し、近鉄名古屋線と県道弥富名古屋線間の蟹江川東岸エリアで、蟹江城址を含む蟹江地区の一部です。現在は主に住宅街となっていますが、江戸時代以降商工業が栄え、昭和の時代まで地区には近隣からも多くの人々が訪れる商店街があり、宿屋や料亭、置屋等もあった賑わいのある場所でした。

蟹江城は室町時代の永享年間(1429~1441)に北条時任(時満)によって築城されたと伝承されています。蟹江は伊勢湾を臨む交通の要衝であり、蟹江城は戦国の時代において軍事上も重要な拠点でありました。

小牧・長久手の戦いの中で、徳川家康勢と羽柴秀吉が蟹江城を巡り戦う蟹江合戦が起りますが、これは一連の戦いの雌雄を決した重要な合戦として評価する記述も見られます。激しい戦禍にさらされたためか、蟹江城は蟹江合戦が幕を閉じた翌年に、天正地震により壊滅したと伝えられ、現在は城址の石碑と本丸井戸が残るのみとなっています。

蟹江城が廃城になった後、辺りは田畑や住宅となり、江戸時代に入り蟹江川の整備が進められると、舟運により商工業の発展が促されました。蟹江川沿いには船で運ばれる魚介類や材木等を扱う商店のほか、川の伏流水を利用した醸造業者も多く軒を連ねました。江戸時代末期に書かれた『尾張名所図会』には、船が蟹江川を行き来する様子や、今の昇平橋である「蟹江橋」の上をたくさんの人が往来する様、橋の袂には高札場も描かれており、当時からこの地区が、人が集い賑わう産業の中心であったとともに、政治の中心としても発展してきたことが読み取れます。

古くからまちが形成されてきた歴史は、地区内の路地道や多数の寺社からも伺い知ることができます。蟹江川の堤防を降りて住宅街の中に一歩足を踏み入れると、細い路地道が迷路のように通っています。この細い路地道は江戸時代から変わらないもので、当時の地図でも確認することができます。そしてまちのなかには蟹江神明社や各地にある秋葉社等の神社、町指定文化財である木造薬師如来立像を所蔵する安楽寺や西光寺、地藏堂等の仏教施設も多く見られます。多くの人々の営みがここにあり、まちの中を行き交い生活する中で、生業の発展や生活の無事を祈り、厚い信仰が根付いたのでしょう。神明社の祭礼として江戸時代以前からこの地区で華やかに行われてきた蟹江祭は、人々の信仰と、商工業により栄えたまちの歩みを伝えるものでもあり、祭礼当日には各町内会から屋形が出され、狭い路地道を巡行します。

この地区の総庄屋であった山口家の住宅は国の登録有形文化財となっており、古くから残る門構えや茅葺の主屋の景観は地区の古い歴史を物語っています。また、この地区では近代以降も商工業の発展が続き、地区の中心部には多くの商店が並び賑わいました。今も蟹江川沿いに建つ甘強味淋旧日本社事務所(甘強酒造西洋館)等も、近代以降のまちの発展を今に伝える文化財として趣ある街並みの景観を呈しています。

こうしたまちの歴史文化を知るための拠点として地区内には蟹江町民俗資料館があり、蟹江町の歴史文化を物語る貴重な資料を収集、展示しているだけでなく、さまざまな文化財の保存・活用の取組みをおこなっています。

【地区内文化財】

指定等文化財【国登録文化財 7件 蟹江町指定文化財 1件】

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|------------|----|
| 1 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 甘強味淋旧本社事務所 | 蟹江 |
| 2 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 甘強味淋工場 | 蟹江 |
| 3 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 甘強味淋住宅主屋 | 蟹江 |
| 4 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 甘強味淋土蔵 | 蟹江 |
| 5 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 山口家住宅 主屋 | 蟹江 |
| 6 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 山口家住宅 茶室 | 蟹江 |
| 7 | 国登録 | 有形文化財 | 建造物 | 山口家住宅 表門 | 蟹江 |
| 8 | 町指定 | 有形文化財 | 美術工芸品(彫刻) | 木造薬師如来立像 | 蟹江 |

未指定文化財

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|--------------------|-------|
| 9 | 無 | 建造物 | 建物 | 旧蟹江家門 | 蟹江 |
| 10 | 無 | 建造物 | 建物 | 旧鈴木家(蟹江家)三階鷹の間格天井 | 蟹江 |
| 11 | 無 | 建造物 | 建物 | 黒川家住宅 | 蟹江 |
| 12 | 無 | 建造物 | 建物 | 蟹江小学校旧門柱 | 蟹江 |
| 13 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 三明橋 | 蟹江・学戸 |
| 14 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 城新橋 | 蟹江・学戸 |
| 15 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 昇平橋 | 蟹江・学戸 |
| 16 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 記念橋 | 蟹江・学戸 |
| 17 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 新記念橋 | 蟹江・学戸 |
| 18 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 近鉄蟹江川橋梁 | 蟹江・学戸 |
| 19 | 無 | 建造物 | 橋梁 | 旧日光大橋 親柱飾り | 蟹江 |
| 22 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 有馬温泉旅行絵巻物 | 蟹江 |
| 23 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 方便法身尊形(阿弥陀如来画像) | 蟹江 |
| 24 | 無 | 文化的資料 | 彫刻 | 蟹江神明社獅子頭 | 蟹江 |
| 25 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 蟹江小学校校歌楽譜 | 蟹江 |
| 26 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 蟹江神明社棟札 | 蟹江 |
| 27 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)伝来太刀 付奉納文書 | 蟹江 |
| 28 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町城之町」 | 蟹江 |
| 29 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町上之町」 | 蟹江 |
| 30 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「本町北之町」 | 蟹江 |
| 31 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町中之町」 | 蟹江 |
| 32 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町五之町」 | 蟹江 |
| 33 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町新屋敷」 | 蟹江 |
| 34 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江町海門」 | 蟹江 |
| 35 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江町海門寺割」 | 蟹江 |
| 36 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 猩々旗「蟹江本町海門寺割」 | 蟹江 |
| 37 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(城之町) | 蟹江 |
| 38 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(北之町) | 蟹江 |
| 39 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(海門) | 蟹江 |
| 40 | 無 | 民俗行事 | 無形民俗 | 蟹江祭 | 蟹江 |
| 41 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 西光寺 | 蟹江 |
| 42 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 安楽寺 | 蟹江 |
| 43 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地藏堂(北之町) | 蟹江 |

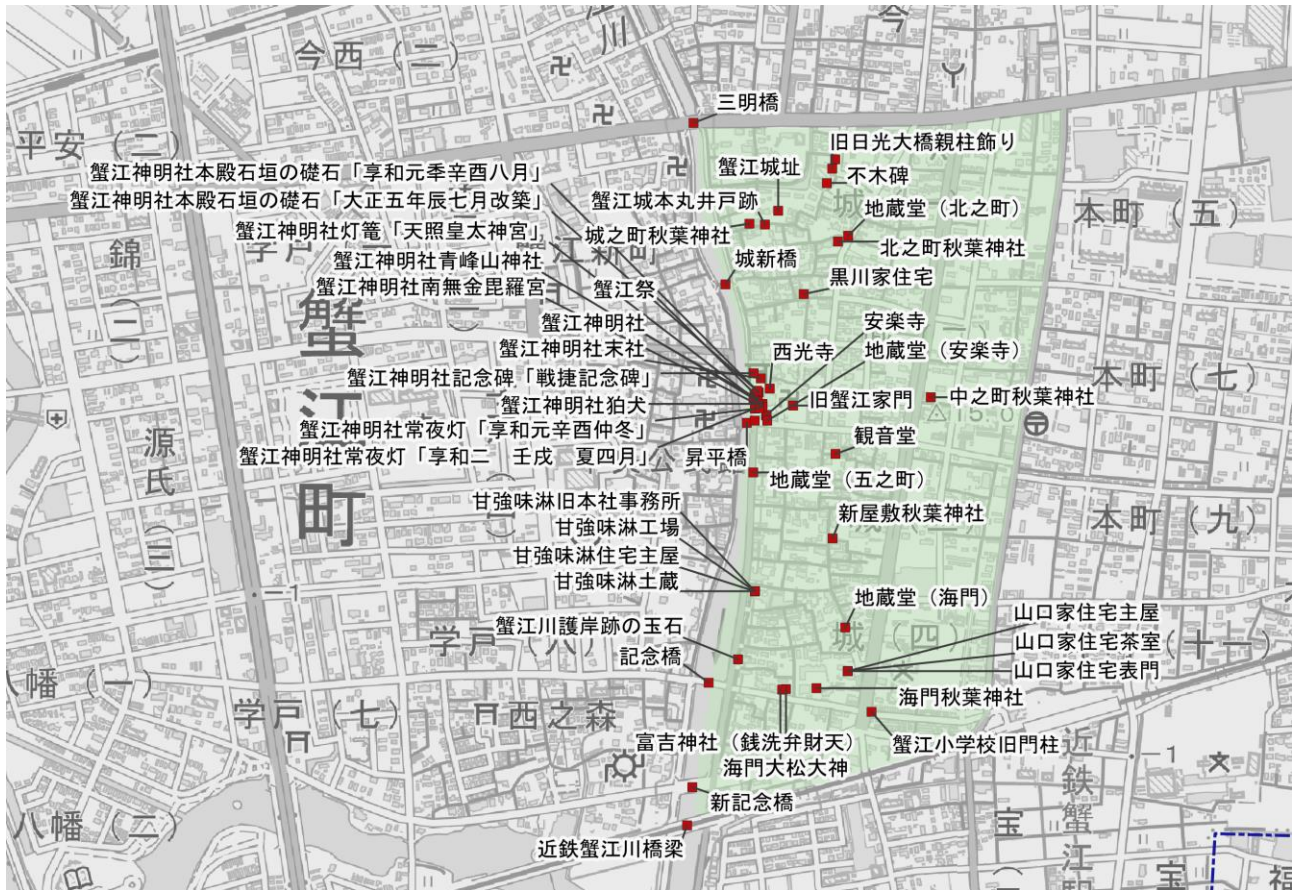
| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 地域 |
|----|-------|------------|------------|-------------------------------|----|
| 44 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地藏堂(安楽寺) | 蟹江 |
| 46 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地藏堂(五之町) | 蟹江 |
| 47 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 地藏堂(海門) | 蟹江 |
| 45 | 無 | 遺跡 | 寺院 | 観音堂 | 蟹江 |
| 50 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 | 蟹江 |
| 49 | 無 | 遺跡 | 神社 | 富吉神社(銭洗弁財天) | 蟹江 |
| 51 | 無 | 遺跡 | 神社 | 海門秋葉神社 | 蟹江 |
| 57 | 無 | 遺跡 | 神社 | 新屋敷秋葉神社 | 蟹江 |
| 58 | 無 | 遺跡 | 神社 | 中之町秋葉神社 | 蟹江 |
| 53 | 無 | 遺跡 | 神社 | 北之町秋葉神社 | 蟹江 |
| 48 | 無 | 遺跡 | 神社 | 城之町秋葉神社 | 蟹江 |
| 52 | 無 | 遺跡 | 神社 | 海門大松大神 | 蟹江 |
| 55 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 青峰山神社 | 蟹江 |
| 56 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 南無金毘羅宮 | 蟹江 |
| 54 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 末社 | 蟹江 |
| 59 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 本殿石垣の礎石「享和元年 辛酉八月」 | 蟹江 |
| 60 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 本殿石垣の礎石「大正五年 辰 七月改築」 | 蟹江 |
| 61 | 無 | 遺跡 | 神社 | 蟹江神明社 狛犬 | 蟹江 |
| 67 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 蟹江城址 | 蟹江 |
| 68 | 無 | 遺跡 | 伝承地 | 蟹江城本丸井戸跡 | 蟹江 |
| 62 | 無 | 遺跡 | 防災施設跡 | 火の見櫓跡 | 蟹江 |
| 63 | 無 | 遺跡 | 防災施設跡 | 火の見櫓跡 | 蟹江 |
| 69 | 無 | 自然・景観 | — | 蟹江川護岸跡の玉石 | 蟹江 |
| 76 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江町道路元標 | 蟹江 |
| 71 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江城址石碑 | 蟹江 |
| 75 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 黒川新四郎翁碑 | 蟹江 |
| 77 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 石碑「山田家祖先発祥之地」 | 蟹江 |
| 74 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江城主先祖代々供養塔 | 蟹江 |
| 73 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江神明社 記念碑「戦捷記念碑」 | 蟹江 |
| 72 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 蟹江神明社 石碑「軍人勅諭下賜五十周年 記念」 | 蟹江 |
| 64 | 無 | 石造物 | 灯籠 | 蟹江神明社 灯籠「天照皇太神宮」 | 蟹江 |
| 65 | 無 | 石造物 | 灯籠 | 蟹江神明社 常夜灯「享和二 壬戌 夏四 月」 | 蟹江 |
| 66 | 無 | 石造物 | 灯籠 | 蟹江神明社 常夜灯「享和元辛酉仲冬」 | 蟹江 |
| 70 | 無 | 石造物 | 記念碑 | 不木碑※ | 蟹江 |
| 78 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 宇佐美江中関連資料※ | 蟹江 |
| 79 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 黒川紀章関連資料※ | 蟹江 |
| 80 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 佐藤高越関連資料※ | 蟹江 |
| 81 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 佐藤百秋関連資料※ | 蟹江 |
| 82 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 林稼亭関連資料※ | 蟹江 |
| 83 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 川合玉堂作水車梅※ | 蟹江 |
| 84 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 鬼頭鍋三郎筆舞妓額装※ | 蟹江 |
| 87 | 無 | 文化的資料 | 絵画 | 熊谷守一作梅額装※ | 蟹江 |
| 88 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵のカニに関する 工芸品※ | 蟹江 |
| 89 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 荒川豊蔵作志野茶碗※ | 蟹江 |
| 90 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 初代中村道年赤楽茶碗蟹印入※ | 蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 蟹江 |
|-----|-------|------------|------------|------------------------|----|
| 91 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 初代中村道年黒染茶碗蟹印入※ | 蟹江 |
| 92 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 太刀備前長船則光※ | 蟹江 |
| 93 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 青貝菊花紋鍔※ | 蟹江 |
| 94 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 黒漆覆輪小鞍※ | 蟹江 |
| 95 | 無 | 文化的資料 | 工芸品 | 萌葱系威胴丸※ | 蟹江 |
| 96 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 飯田棲山関連資料※ | 蟹江 |
| 97 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 神田蘇華関連資料※ | 蟹江 |
| 98 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 神田鐮藏関連資料※ | 蟹江 |
| 99 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 黒川巳喜関連資料※ | 蟹江 |
| 100 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 小酒井不木関連資料※ | 蟹江 |
| 101 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 丹羽賢龍関連資料※ | 蟹江 |
| 102 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 服部擔風関連資料※ | 蟹江 |
| 103 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 森本三鎧関連資料※ | 蟹江 |
| 104 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 山田玉田関連資料※ | 蟹江 |
| 105 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 吉川英治関連資料※ | 蟹江 |
| 106 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 鹿島神社文学苑句碑俳人直筆掛軸※ | 蟹江 |
| 107 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 野口雨情掛軸(蟹江音頭歌詞)※ | 蟹江 |
| 108 | 無 | 文化的資料 | 書跡 | 鬼頭鍋三郎書※ | 蟹江 |
| 109 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 鈴木家(蟹江家)文書※ | 蟹江 |
| 110 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 鈴木家(蟹江家)文書(寄託資料)※ | 蟹江 |
| 111 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 山口家文書※ | 蟹江 |
| 112 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 永田家文書※ | 蟹江 |
| 113 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 太田家文書※ | 蟹江 |
| 114 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 蟹江本町村屋敷地絵図※ | 蟹江 |
| 115 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵の地方文書等※ | 蟹江 |
| 116 | 無 | 文化的資料 | 古文書 | 近代以降教科書・教養書※ | 蟹江 |
| 117 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)生活道具※ | 蟹江 |
| 118 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家使用印※ | 蟹江 |
| 119 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 火縄銃等武具※ | 蟹江 |
| 120 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 蟹江冬蔵軍服※ | 蟹江 |
| 121 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)武具等※ | 蟹江 |
| 122 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 鈴木家(蟹江家)生活道具・調度品※ | 蟹江 |
| 123 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 太平洋戦争関連資料※ | 蟹江 |
| 124 | 無 | 文化的資料 | 歴史資料 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵の世相に関する資料※ | 蟹江 |
| 125 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵住生活道具※ | 蟹江 |
| 126 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵食生活道具※ | 蟹江 |
| 127 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵衣生活道具※ | 蟹江 |
| 128 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 防火・防災に関する道具※ | 蟹江 |
| 129 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 蟹江町歴史民俗資料館所蔵玩具類※ | 蟹江 |
| 130 | 無 | 文化的資料 | 生活道具 | 古銭・貨幣※ | 蟹江 |
| 131 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭稚児衣装※ | 蟹江 |
| 132 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 須成祭絹行灯・提灯※ | 蟹江 |
| 133 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(五之町)※ | 蟹江 |
| 134 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 馬具(新屋敷)※ | 蟹江 |
| 135 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | その他祭礼用具※ | 蟹江 |
| 136 | 無 | 民俗行事 | 有形民俗 | 太鼓等楽器※ | 蟹江 |
| 137 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業組合資料※ | 蟹江 |

| No | 指定の有無 | 文化財区分(大分類) | 文化財区分(小分類) | 名称 | 蟹江 |
|-----|-------|------------|------------|--------------|----|
| 138 | 無 | 産業 | 漁業 | 淡水漁業関連漁具※ | 蟹江 |
| 139 | 無 | 産業 | 漁業 | 海水漁業関連漁具※ | 蟹江 |
| 140 | 無 | 産業 | 漁業 | 海苔養殖関連漁具※ | 蟹江 |
| 141 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁獲物流通関連道具※ | 蟹江 |
| 142 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁船関連資料※ | 蟹江 |
| 143 | 無 | 産業 | 漁業 | 漁業風景模型※ | 蟹江 |
| 144 | 無 | 産業 | 農業 | 田舟※ | 蟹江 |
| 145 | 無 | 産業 | 農業 | 田下駄※ | 蟹江 |
| 146 | 無 | 産業 | 農業 | 耕作関連農具※ | 蟹江 |
| 147 | 無 | 産業 | 農業 | 田植えに関する農具※ | 蟹江 |
| 148 | 無 | 産業 | 農業 | 稲作用除草機※ | 蟹江 |
| 149 | 無 | 産業 | 農業 | 米収穫関連農具※ | 蟹江 |
| 150 | 無 | 産業 | 農業 | 蔬菜栽培・畑作関連資料※ | 蟹江 |
| 151 | 無 | 産業 | 商工業 | 醸造業関連道具※ | 蟹江 |
| 152 | 無 | 産業 | 商工業 | 日本刺繍業関連道具※ | 蟹江 |
| 153 | 無 | 産業 | 商工業 | 看板・店舗用品※ | 蟹江 |
| 154 | 無 | 産業 | 商工業 | 製造器機※ | 蟹江 |
| 155 | 無 | 郷土食 | — | 寿司箱※ | 蟹江 |
| 156 | 無 | 郷土食 | — | 郷土食模型※ | 蟹江 |
| 157 | 無 | 郷土食 | — | 郷土食調理映像資料※ | 蟹江 |

※は蟹江町歴史民俗資料館所蔵又は寄託資料

区域内の主な文化財の分布



「地理院地図」(国土地理院)を使用して作図

※城一丁目、二丁目、三丁目、四丁目を区域に設定しています。

2) 課題と方針

蟹江城や蟹江祭等地区内の文化財の調査や記録が不十分で、不明な部分も多い状況となっています。また、地区の歴史文化や魅力について町民が十分に認識していない状況があります。そのため、都市化が進む中で、古民家や街並み等が失われてしまう懸念があります。また、地区内は狭い路地と住宅が密集しているため、火災等の発生時に被害が甚大になる可能性があります。そして、これらをふまえ、文化財を重点的に保存・活用していくための仕組みの構築が必要です。

今後の方針としては、城地区の文化財の掘り起こしを行い、地区の歴史文化の魅力について啓発を行います。また、都市化が進む中で、古民家や街並み等地区内で失われる懸念のある文化財・資源についての扱い方を検討するとともに、地区内の文化財の防災体制を強化します。さらに、蟹江町の歴史文化が集中した地区としての意識と愛着を醸成するために、地区内の団体や個人に加え関係機関等との連携体制を構築します。

3) 措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|------|------|----|---|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | | |
| 85 | 地区内の文化財に関する調査・掘り起こしの推進 | | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | 町費 | ○ | ○ | |
| | 蟹江城や蟹江祭等、調査や記録が不足している文化財について調査や記録作成を行うことで、地区内の文化財の掘り起こしを推進します。 | | | | | | | | | | | |
| 86 | 講座の実施 | | ○ | | △ | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 歴史民俗資料館講座において地区内の文化財についての学習会を実施し、地区の歴史文化の魅力を啓発します。さらに地域住民への出前講座等も積極的に行い、蟹江町の歴史文化が集中した地区としての意識と愛着を高めます。 | | | | | | | | | | | |
| 57 | 広域で連携した蟹江合戦（小牧・長久手の戦い）についての情報発信（再掲） | | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | | |
| | 小牧・長久手の戦いに関連する他の自治体と連携して蟹江合戦についての情報発信を行うことで、蟹江合戦や小牧・長久手の戦いについての知名度を高め、地域活性化につなげます。 | | | | | | | | | | | |
| 87 | 古い町並みや路地道の保存活用の意識の醸成 | | ○ | △ | ○ | ○ | | ○ | 国・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 地区内のまちあるき等を通じて、山口家住宅、甘強味酛等の近代建造物や地区内の網目のように通る路地道と昭和の面影を残す町並み等の魅力を紹介し、これらを蟹江町の特徴として保存していく意識を醸成します。 | | | | | | | | | | | |
| 88 | 山口家住宅の定期的な公開と環境整備 | | | | ○ | ○ | | ○ | 国・町費 | ○ | | |
| | 所有者との連携体制を整え、尾張地方特有の建築構造を保持する山口家住宅の茶室等、公開可能な箇所についての見学会の実施や、見学のための環境整備をすすめます。 | | | | | | | | | | | |
| 89 | 古民家等を活用した地区拠点の設置等の推進 | | △ | | ○ | ○ | | ○ | 国・町費 | | | ○ |
| | 地区内に残る古民家を活用して郷土食の提供や地区内の観光スポットの案内を行う等、古民家を地区の歴史文化体感施設や観光の拠点施設として整備していくことを、所有者や関係機関と連携をとりながら検討します。 | | | | | | | | | | | |

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|----|--|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 90 | デジタル技術を活用した、近代以降のレトロな町並みの復元事業 | | | | ○ | | ○ | 国・町費 | | ○ | ○ |
| | 写真資料や口伝によって伝えられている近代以降の地区の町並みを、デジタル技術の活用によって復元し地域資源として魅力を発信します。 | | | | | | | | | | |
| 91 | 地区内の文化財所有者や関連団体の防災意識の強化 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 町費 | | | |
| | 文化財所有者や関連団体との連携を強化し、火災等の際にも適切な対応をとれるよう啓発を行う等、防災意識の強化に努めます。 | | | | | | | | | | |
| 84 | 保存活用地区を核とした周遊ネットワークの構築(再掲) | | | | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 須成地区と城地区の二つの文化財保存活用地区を核とし、それぞれの拠点施設である観光交流センター「祭人」と蟹江町歴史民俗資料館を起点として、相互に行き交う仕組みを構築するだけでなく、他地区の文化財所在地を巡ることができる散策ルートやサイクリングコースの設定、周遊ラリーの実施等により、町内全域の文化財の周遊ネットワーク構築を目指します。 | | | | | | | | | | |

第10章 文化財の防災・防犯

1. 防災・防犯の現況と課題

蟹江町は沖積層の平野や干拓による低湿地により成り立っており、町域のほとんどが伊勢湾に面した海拔ゼロメートルの低地であることから、台風等による大雨や津波による水害が心配されます。水害の他にも、軟らかい地盤のため地震時の建物の倒壊、液状化現象等が懸念されます。また、蟹江川両岸等の住宅が密集する地域等では、狭あい道路も多く大型の緊急車両の往来が困難なところもあり、火災が発生した時に大規模化することが懸念されます。その他、町内の公共施設は、災害時には避難所としての機能も求められますが、1980年代までに整備された施設が全体の約70%を占めるため老朽化の進行も懸念されます。

こうした状況がある中で、非常時に備え、消防署や消防団、文化財関連団体と連携し毎年文化財防火デーを契機に消防用設備等の点検や消防訓練等を実施しています。また、行政から文化財所有者や文化財保護団体に対して防災体制を整えるよう呼びかけ、対策強化に努めています。

しかし、地域住民の生活様式が変わり、消防団員の確保や文化財保護団体の迅速な対応も以前に比べると困難な状況があります。さらに、未指定の文化財については、地域住民の知名度が低いものもあり、災害時での対応が遅れる懸念があります。

防犯においては、蟹江町でも家屋への侵入盗や自動車を狙った犯罪が増加しているだけでなく、近年は神社・仏閣の賽銭等の盗難の被害も報告されているため、対策が求められています。

こうしたことから、水害や火災等の災害が発生した際の文化財の保護については、町内の体制を強化するとともに広域での連携にも取り組む必要があります。また、町民の防災や防犯への意識の強化が必要とされています。

2. 防災・防犯の方針と措置

(1) 文化財の防災・防犯に関する方針

水害や火災、盗難や破損等の被害から貴重な文化財を守るため、平時、災害時、防犯の3つの視点から必要な措置を検討します。

平時においては、文化財の所在や保管状況を把握し、災害時に文化財への影響が小さくなるよう保管施設・設備の整備等事前の備えを行うとともに、防災意識の向上を図ります。災害時には、適切な対応ができるような体制の構築・強化を図ります。

防犯においては、町全体で犯罪が起きにくい環境をつくり治安を向上させることで、文化財に対する町の防犯機能も高めます。

(2) 文化財の防災・防犯に関する措置

(2) - 1 災害から文化財を守る平時の備えのための措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|----|--------|----|----|---|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 | |
| 26 | 文化財防災台帳の整備(再掲) | | △ | △ | △ | △ | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 指定文化財の防災台帳(レスキュー台帳)を整えるとともに、未指定文化財カルテを作成します。文化財カルテには、名称、所在地、所有者、文化財に関する情報、写真等を掲載するほか、防災に関する情報等も盛り込むことで、適切な保存につなげます。 | | | | | | | | | | |
| 92 | 適切な整備・修繕の推進 | | ○ | ○ | | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財及び保存施設等の状態について適宜確認し、不具合等が発見された時には速やかに修理を促し、予想される被害を未然に防止します。 | | | | | | | | | | |
| 93 | 防災・防犯設備の整備 | | △ | ○ | | | ○ | 国・県・町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 国の「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」(令和2年12月改定)及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」(令和元年9月策定)に基づき、自動火災報知設備、貯水槽、防火壁等の設置を促進するとともに、適切な保守点検を行い設備の長寿命化を図ります。 | | | | | | | | | | |
| 2 | 文化財所有者・保存団体との連携強化(再掲) | | | ○ | | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 文化財所有者や保存団体との連絡会議や話し合いの場を持ち、文化財の保存や活用の状況、防災体制等について意見交換を行い連携体制を強化します。 | | | | | | | | | | |
| 94 | 消防関係機関等との連絡・協力体制の確立 | | △ | ○ | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 消防署や消防団等の消防関係機関との連絡・協力体制の確立を推進します。 | | | | | | | | | | |
| 95 | 防火訓練の実施 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 既存の消火設備を用いた訓練を定期的実施します。 | | | | | | | | | | |
| 29 | 町民の防災意識向上の取組み(再掲) | ○ | △ | △ | ○ | △ | ○ | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 災害の歴史を学ぶ講座や企画展、防災教室等の実施によって町民の防災意識向上をはかります。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 町独自の文化財保護指導員による指導(再掲) | | | ○ | | ○ | ○ | 町費 | | ○ | ○ |
| | 町独自の文化財保護指導員を設置し、定期的に文化財の所在確認や指導等を行うことで、より適切な文化財の保存と継承を促進します。 | | | | | | | | | | |

(2)－2 災害発生時に文化財を守るための措置

| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|----|---|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 96 | 防災体制の構築 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 町、所有者、消防関係機関等が連絡・協力体制を持ち、定期的に修正、更新がないかを管理することで、災害発生時に速やかに対応できるようにします。 | | | | | | | | | |
| 75 | 町内団体との連携(再掲) | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 防災の会や自治会とも連携を行い過去の災害の記録を共有することで、災害時の文化財の避難等に対応できる体制を形成します。 | | | | | | | | | |
| 97 | 広域連携体制の構築 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 国や県と連携をとり、災害発生時に文化財レスキューを速やかに利用できるような体制をとるほか、県の博物館協会や広域の資料ネットワーク等により、災害が発生した場合、相互協力により文化財を災害から守ることができる体制を構築します。 | | | | | | | | | |

(2)－3 犯罪から文化財を守るための措置

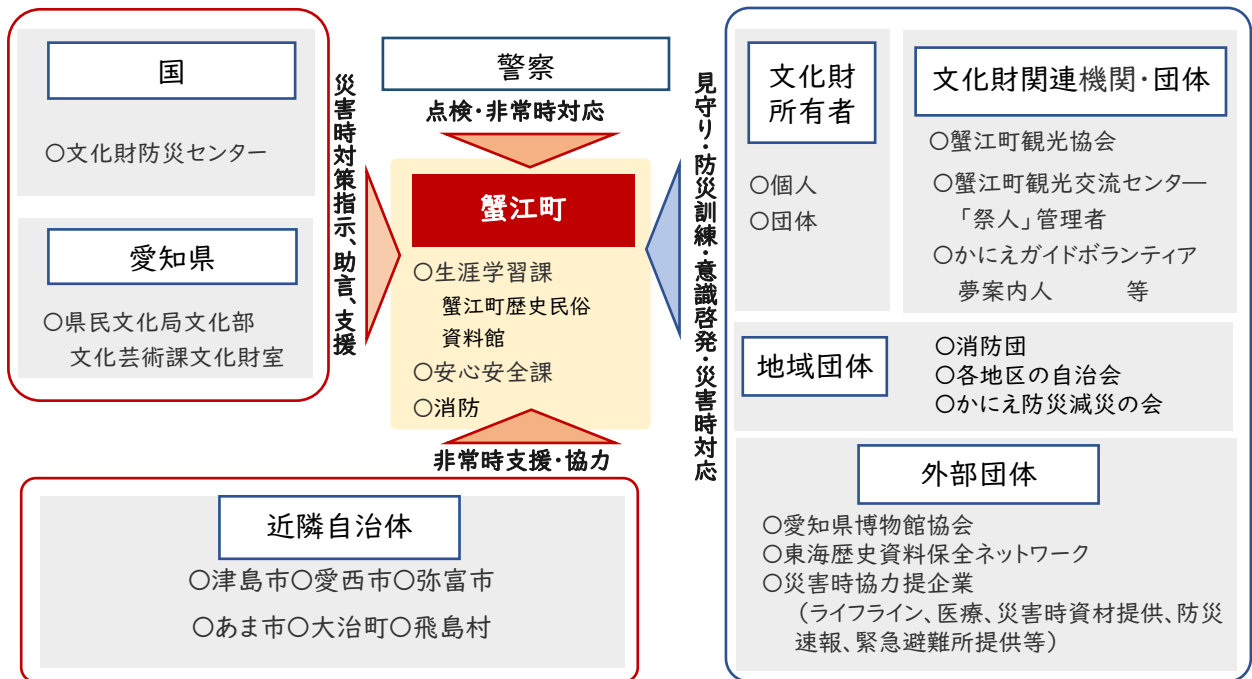
| 措置 | 取組主体 | | | | | | 財源 | 取組年度 | | |
|-----|---|-----|-----|------|------|----|----|------|----|----|
| | 町民 | 自治会 | 所有者 | 関係機関 | 学識者等 | 行政 | | 前期 | 中期 | 後期 |
| 98 | 防犯体制の構築 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 町内の文化財の魅力を伝え、興味・関心・愛着を持つ人を増やすことで、文化財に盗難や紛失があった際に町民からの通報・連絡が来るよう、意識の醸成を図ります。 | | | | | | | | | |
| 99 | 定期的な見回りの実施 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 関連団体等と連携し、日頃から文化財やその周辺の状況を確認し、文化財に盗難や破損等がないか、定期的な見回りを実施します。 | | | | | | | | | |
| 100 | 防犯カメラ設置の推進 | | | | | | 町費 | ○ | ○ | ○ |
| | 蟹江町本庁舎や資料館等公共施設への防犯カメラを設置するとともに、町内の適切な場所への防犯カメラの設置を支援し、町内の治安を改善させるとともに、文化財の盗難、破損の防止を図ります。 | | | | | | | | | |

3. 防災・防犯の推進体制

防災については、平時から防災訓練を行うとともに、消防や庁内担当課、文化財の所有者、地域団体、文化財関連団体、他市町や外部団体と連携体制を構築し、非常時に迅速に対応できるよう備えます。また、文化財保護の補助金申請団体については、実施した防犯対策の報告を求める等意識の啓発も行います。

非常時には、国や県には速やかに状況を報告し、指示・支援を受けながら、防災協定を締結している近隣の自治体や東海資料ネットワーク等の外部の企業・団体と連携して対応します。

防犯については、平時から警察、文化財の所有者、地域団体、文化財関連団体と連携しながら文化財に異変がないかを点検・見守りを行います。また、盗難・破損等が見受けられたら迅速に連絡がとれるよう連携体制を整えます。



第11章 文化財の保存・活用の推進体制

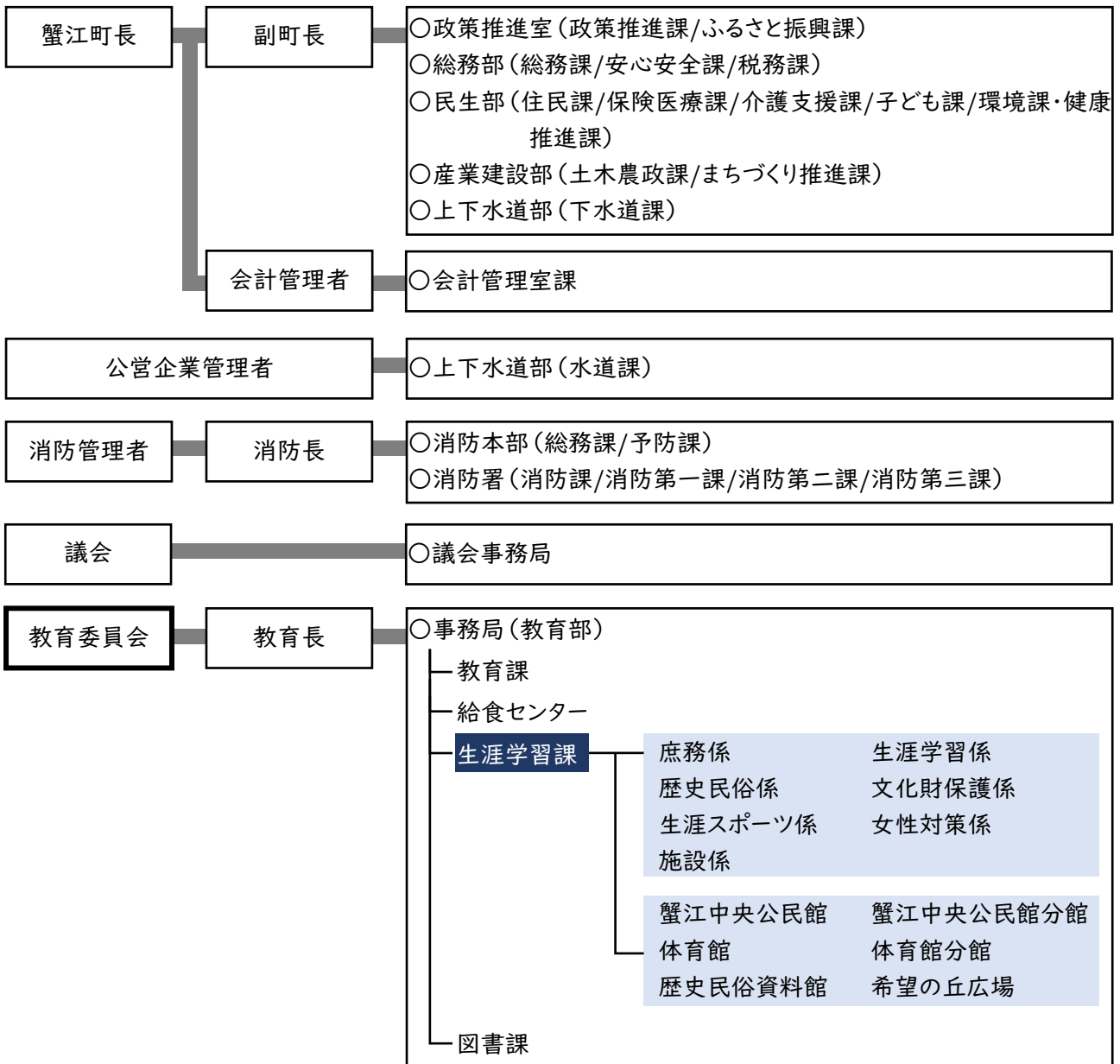
蟹江町における文化財の保存・活用の推進体制は次のとおりです。

①文化財行政の体制

当町では、教育委員会生涯学習課の中で、各部門に分かれ、それぞれ広範囲で役割を果たし、文化財行政にあたっています。

【蟹江町内】

[行政機構図]



【蟹江町外】

| | |
|-------|---|
| 国 | ○文化庁 |
| 愛知県 | ○県民文化局文化部文化芸術課文化財室 |
| 外部団体等 | ○全国山・鉾・屋台保存連合会 ○あいち山車まつり日本一協議会 ○愛知県博物館協会 ○東海歴史資料保全ネットワーク ○災害時協力提企業 |
| 近隣自治体 | ○津島市○愛西市○弥富市○あま市○大治町○飛島村○名古屋市 |

■生涯学習課（文化財に係る業務を抜粋）

| 係名 | 内容 |
|--------|------------------------------------|
| 歴史民俗係 | 歴史民俗資料館運営、収集・保管、展示、調査・研究、情報提供、教育普及 |
| 文化財保護係 | 文化財保護審議会、文化財に係る各種事業 |

現在、生涯学習課には、学芸員3名が配置され、執務を行っています。

②文化財保護審議会

文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査し、これらの事項に関して教育委員会に建議しています。

③各取組みでの役割

| 取組主体 | 文化財の保存・活用の取組みに関する具体的な対象と役割の内容 |
|------|--|
| 町民 | ・各自が蟹江町の歴史文化を支える担い手として、地域の歴史文化に関心を持つこと ・文化財の保存や活用を推進する活動への積極的な参画 |
| 自治会 | ・祭りをはじめとした地域行事の運営や各地区の文化財を保存・活用する取組み |
| 所有者 | 【文化財所有者・保存団体】 ・文化財保護法等に基づく文化財の保存・活用 |
| 関係機関 | 【蟹江町観光協会】 ・観光事業の企画、推進。蟹江町の観光についての宣伝や地域交流の推進等 【蟹江町観光交流センター祭人】 ・須成祭についての紹介、観光案内、観光企画・宣伝、地域交流等 【蟹江町ボランティアガイド夢案内人】 ・蟹江町内の観光ガイドの実施、蟹江町の歴史文化の普及等 【蟹江町商工会】 ・観光促進事業の企画・実施、町内名産品の開発、町内事業者の支援等 【蟹江町文化協会】 ・郷土芸能・伝統文化を含めた蟹江町の文化振興の推進・支援 【蟹江町婦人会】 ・地域の文化や防災に関する事業推進やボランティアでの支援 |

| 取組主体 | 文化財の保存・活用の取組みに関する具体的な対象と役割の内容 |
|------|--|
| | <p>【かにえ防災・減災の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害や防災に関する情報の普及活動や災害時の協力・支援等 <p>【警察署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯に関する取組み、危機管理 |
| 学識者等 | <p>【文化財保護審議会】【その他学識者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町の文化財の保護及び活用に関する専門家としての助言や指導 |
| 行政 | <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の体制の整備 <p>【政策推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町の基本施策の企画、調査及び総合調整、広報活動等 <p>【ふるさと振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町の観光産業事業の推進及び PR、歴史文化を活かした交流の推進等 <p>【土木農政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町の道路、河川、橋梁等の整備、蟹江川かわまちづくり計画の推進 <p>【まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町の歴史文化を活かした都市計画、公園等の整備、緑化等の事業推進 <p>【安心安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の総合調整や町内の防災・減災対策、防犯対策、非常時の災害対策本部等 <p>【消防本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蟹江町内の文化財の防災対策、消防訓練の実施、非常時における対応等 <p>【教育委員会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育現場での文化財の保存・活用推進 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館事業の推進、郷土の歴史文化や文化人等に関わる図書の提供、朗読会実施等 <p>【教育委員会生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座等の事業の実施、文化財保存・活用事業の推進、歴史民俗資料館の運営・管理 |

蟹江町文化財保存活用地域計画

令和5(2023)年7月 (2023年8月一部改訂)

発行 蟹江町

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL 0567-95-1111(代表)

編集 蟹江町教育委員会 生涯学習課



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和5年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)